

決算特別委員会会議録

日時 令和6年11月22日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 6時 7分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 水岸富美男
副委員長 藤本 好彦
委員 河西 敏郎 山田 一功 飯島 力男 石原 政信
臼井 友基 伊藤 毅 渡辺 大喜 寺田 義彦
清水喜美男 古屋 雅夫 菅野 幹子 飯島 修
志村 直毅

説明のため出席した者

知事政策局長 石寺 淳一 富士山保全・観光エコシステム推進統括官 和泉 正剛
地域ブランド・広聴広報統括官 小林 徹 知事政策局次長（秘書課長事務取扱） 鎌田 秀一
知事政策局次長（広聴広報監事務取扱） 羽田 勝也 政策企画グループ政策参事 小俣 滋
地域ブランド推進グループ地域ブランド推進監 勝俣 秀文
富士山保全・観光エコシステム推進グループ富士山保全・観光エコシステム推進監 岩間 勝宏
富士五湖自然首都圏推進グループ富士五湖自然首都圏推進監（国際戦略監兼職） 古屋 幸一
リニア・次世代交通推進グループリニア・次世代交通推進監 矢野 久
新事業チャレンジ推進グループ新事業チャレンジ推進監 相川 和茂

産業政策部長 有泉 清貴 産業政策部次長（産業政策課長事務取扱） 小林 洋一
スタートアップ・経営支援課長 有須田 遥華 成長産業推進課長 小池 一尚
産業振興課長 三科 吾諭子

農政部長 原田 達 農政総務課長 成島 仁 担い手・農地対策課長 原田 武
販売・輸出支援課長 小林 宏行 農業技術課長 手塚 順一郎
果樹・6次産業振興課長 齊藤 典義 畜産課長 相川 忠仁
食糧花き水産課長 大澤 一仁 農村振興課長 柴崎 一彦 耕地課長 浅川 一輝

感染症対策統轄官 成島 春仁 感染症対策統轄官補 佐野 満
感染症対策監 遠藤 攝

県民生活部長 小澤 清孝 県民生活部次長 山岸 ゆり 県民生活総務課長 武井 紀人
県民生活安全課長 岩渕 基

防災局長 河野 公紀 防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 林 貴彦

観光文化・スポーツ部長 落合 直樹 観光文化・スポーツ部次長 眞田 健康
観光文化・スポーツ総務課長 杉田 浩枝 観光振興課長 齊藤 七二
観光資源課長 村松 達也 南アルプス観光振興室長 村田 勝秀
文化振興・文化財課長 井筒 慎太郎 スポーツ振興課長 二宮 智浩
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長 雨宮 雄司

林政部長 入倉 博文 森林政策課長 渡邊 文昭 森林整備課長 伊川 浩道
林業振興課長 堀内 直 県有林課長 江俣 尚厚 治山林道課長 山口 義隆

警察本部長 小柳津 明 警務部長 平山 大典 生活安全部長 今橋 敦
刑事部長 川口 守弘 交通部長 和田 弘記 警備部長 相模 稔 首席監察官 大森 伸
総務室長 手塚 泰司 警察学校長 進藤 明 理事 一瀬 健 警務部参事官 佐藤 充
生活安全部参事官 所 紀久男 刑事部参事官 中村 正己 交通部参事官 内藤 智
交通部参事官兼交通部総合交通センター長（運転免許課長事務取扱） 足立 勝司
警備部参事官 清水 高博 総務室次長（公安委員会補佐室長事務取扱） 柏木 佳明
警務部次長 佐藤 隆 会計課長 三浦 昇 サイバー犯罪対策課長 戸澤 智和
交通規制課長 手塚 芳仁 警備第二課長 渡邊 信

総務部長 関口 龍海 総務部次長 奈良 晶史 総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治
働きやすい職場づくり支援室長 依田 勇人 職員厚生課長 今井 康善
財政課長 行村 真生 税務課長 森山 和紀
財源確保・資産活用推進課長 中村 隆宏 庁舎管理室長 荻野 貴史
行政経営管理課長 堀内 由加子 市町村課長 栗田 研二

会計管理者 関 尚史 出納局次長（会計課長事務取扱） 三科 隆人
管理課長 石合 晃

教育長 降旗 友宏 教育次長 信田 恭央 総務課長 望月 勝一
義務教育課長 小池 孝二 高校教育課長 渡邊 英裕
特別支援教育・児童生徒支援課長 玄間 修 生涯学習課長 古屋 明子
保健体育課長 花輪 孝徳

議題 認第1号 令和5年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和5年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定した。

審査の概要

審査の順序は審査日程表に従い、知事政策局、産業政策部及び農政部、感染症対策センター、県民生活部、防災局及び観光文化・スポーツ部、林政部及び警察本部、総務部、出納局及び教育委員会関係の順に行うこととされた。

次に、認第1号議案について、午前10時から午後2時47分まで知事政策局、産業政策部及び農政部関係（途中午前11時41分から午後0時59分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ、午後3時2分から午後3時50分まで感染症対策センター、県民生活部、防災局及び観光文化・スポーツ部関係、休憩をはさみ、午後4時4分から午後4時32分まで林政部及び警察本部関係、休憩をはさみ、午後4時44分から午後6時7分まで総務部、出納局及び教育委員会関係の総括審査を行った。

質疑

知事政策局、産業政策部、農政部関係

（山岳遭難の備えについて）

藤本委員

まず、山岳遭難の備えについて、説明資料、知の5の山岳遭難の対処策、富士山における医療救護体制について伺います。

県はこれまで登山の安全指導はもちろん、県管理登山道の定期点検や補修に努めてきました。特に富士山に医師が不在の際には、患者と麓の医師をオンコールで結ぶシステムを構築するとともに医療救護体制を充実してきたと思いますが、本県の山岳観光の一層の躍進のためには、本県での山岳事故が発生した場合のさらなる対処能力の向上が必要だと考えます。

そこで、山岳登山の中で特に富士山は登山者が多く、医療救護体制の確保が重要であると考えますが、県では令和5年度においてどのように医療救護体制の確保と強化に取り組んだのか、お伺いします。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監

県では、五合目総合管理センター内及び七合目に救護所を設置するとともに、五合目総合管理センター内に現地連絡本部を設置いたしまして、傷病案件に24時間ワンストップで対応する体制を構築しております。また、富士吉田市が八合目に設置する救護所、山小屋で組織する救助会等と連携いたしまして、重症案件が発生した際にはクローラーによる救助搬送を行っております。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、多くの登山者が富士山を訪れることが見込まれたことから、七合目救護所の開設期間も従来より大幅に延長し、開山期間を通じて医療救護対応が可能となるよう、体制の強化を図ったところでございます。

藤本委員

医療救護体制の確保と強化に取り組んできたということで、開山期間の延長等、引き続き柔軟かつ丁寧な医療救護体制の構築に取り組んでいただきたいと思います。加えて、県では令和5年度における医療救護に係る取組を受けて、今後さらに関係団体と連携し、富士山における医療救護体制の確保にどのように取り組むのか、お伺いします。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監

医師、看護師、山小屋で組織する救助会、警察、消防など、医療救

護を担う関係者と連携いたしまして、円滑な医療救護を実施するため、救護所連携協議会を組織しております。

救護所連携協議会においては、個別の救護事案を持ち寄り、事例研究や意見交換を行うことで、救護水準の向上に向けた取組を行っております。

引き続き、医療救護体制の確保及び一層の充実に取り組んでまいります。

藤本委員

引き続き、医療救護体制の確保に取り組んでいただきたいと思います。その確保に取り組んでいただく上で、県民の皆さんにより多く医療救護体制の実態について知ってもらうことも今後必要だと考えます。

先日、政務活動で訪れましたネパールのポカラ市の国際山岳博物館では、地元の山岳であるエベレストをはじめとする、標高の極めて高い山岳における医療救護に係る取組についての展示もありました。

ぜひ山岳愛好者に加えて、山と距離がある方々にも、富士山における医療救護の取組の状況や実態を知ってもらうことも、医療救護の取組を今後充実したものにする一つの方策だと考えます。ぜひ、この医療救護における富士山の取組の実態も、今後どこかの県内の既存施設で展示することを検討することを願ひまして、次の質問に移ります。

（本県漁業を担う人材育成の取り組みについて）

次に、本県の漁業を担う人材の育成について伺います。

第一次産業の人材育成は非常に重要だと考えます。農業・林業を問わず、島はあっても海がない本県ではございますが、漁業の人材育成の取組は、本県では農林業系高校はありますが水産高校はなく、水産関係の人材育成機関が現在はない状況です。

しかしながら、やまなし水産振興計画に基づき、県水産技術センターにおいて水産学部の大学生を受け入れるなど、内水面漁業に関するインターン研修と本県養殖業の魅力の発信を行っております。これは山梨漁業学校のカリキュラムと言えます。

そこで、令和5年度水産業の人材育成について、県水産技術センターにおける水産学部の大学生の受入れ状況、また、内水面漁業に関するインターン研修の実態、さらに本県養殖業の魅力の発信にどのように取り組んだのか、お伺いします。

大澤食糧花き水産課長 水産学部の大学生につきましては21名、インターン研修につきましては2名の受入れを行いました。また、県ホームページ、ウェブ記事、テレビ、新聞などのメディア取材などにより、本県ブランド魚や養殖業の魅力発信を行いました。

藤本委員

私が、以前、政務調査活動で訪れました鹿児島県では、県が主体となり入門短期コースを設ける一方、県漁連が長期のコースを設け、漁業学校を開設し、技術の向上に努めていました。

この事業と同様に、本県では、就業希望者や養殖業の従事者に対して、人材育成の観点から習熟レベルに応じた技術習得研修を行っていることと承知していますが、令和5年度、この習熟レベルに応じた技術習得研修の実態について伺います。

大澤食糧花き水産課長 技術習得の充実に向けまして、研修受講者へのアンケート調査や県内養殖業者へのヒアリングを通じて、カリキュラムの改善に取り組んでまいりました。

具体的には、受講者の個々の実情に応じまして、技術分野ごとの基礎から高度までのレベルに適したカリキュラムを提供する仕組みとしております。

藤本委員 今、御説明がありました技術習得研修、習熟レベルに応じたこの研修の内容のさらなる充実は不可欠だと考えますが、今後、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

大澤食糧花き水産課長 研修希望者のレベルに応じた研修内容の見直しにつきましては、随時行ってまいります。

今後も様々なニーズに的確に応えられるカリキュラムを作成し、技術習得を支援してまいります。

藤本委員 継続した技術習得の中身について引き続き向上を図っていただきたいと思うのですが、漁業の担い手の研修等、技術習得の場こそが担い手の育成の鍵となると考えますので、ぜひともきめ細かく対応してもらいたいと思います。

そこで、県は、令和5年度1月に県水産技術センターに新規参入事業者向けの相談窓口を開設したと承知しています。専門職員が養魚場の開設に向けての課題や悩みを共に考え、解決するために事業を展開していると思います。さらに、令和5年度、県のホームページで養殖業に興味のある方に対して指導・研修を行っている旨の周知や、漁協や養魚場で把握している新規参入希望者の情報収集を県漁連に依頼し、この情報を基に働きかけを行うなど、養殖に取り組む事業者の掘り起こしにも努めていると思います。

この中で、県は養殖業の事業継承はもちろん、例えば、新規開設の場合、水利権の取得、養魚池などの設備投資、養魚技術の習得といった様々な課題について、これまで可能な限り支援内容の周知に努めてこられました。

しかし、令和5年度、県への新規参入の相談は、養魚場の開設に向けての課題について、1件の相談があったものの、事業計画の作成に至っていないと伺っています。

そこで、具体的な事業計画の策定に至らずに、結果として事業への接続に至らなかったことを踏まえ、県ではこの課題の解決に向けてどう取り組むのかお伺いします。

大澤食糧花き水産課長 当該相談者は、養殖業の開設に向けて、まずはどのような課題があるのかを把握したいとのことでありました。新規開設の場合は、水利権の取得をはじめ、養魚池などの設備投資、養魚技術の習得などの課題がございまして、県の支援などについても丁寧に説明してきました。

今後も、相談に至った背景や養殖経験の有無、希望する魚種や地域、用意できる資金など、相談者の個々の状況に合わせてきめ細かく対応してまいります。

藤本委員 ぜひ引き続き、きめ細かい対応をお願いします。

現在、本県では46の養殖事業者が経営を展開しており、県水産技術センターによる全事業者の訪問と対話によって経営状況と後継者の有無などを把握し、この基礎資料を土台に、後継者不在の養殖業者と新規参入事業者のマッチングを行うなど、水産業の事業継承を推進しております。

が、令和5年度における後継者不在の事業者の実態と、それを解消するための新規参入事業者のマッチングの実績について伺います。

大澤食糧花き水産課長 後継者が不在の事業者につきましては、規模が小さいところが多く、高齢化や飼料代などのコストの上昇により経営が厳しい状況にあります。

令和5年度のマッチングの実績につきましては、さきに述べましたとおり、新規参入希望者1名から相談がありましたが、マッチングまでは至っておりません。

藤本委員 事業への接続に至らないというケースは、恐らく様々な理由があると考えます。相談希望者の数によらず、多くても少なくてもそのような状況に陥ると思いますが、私はこの相談者が新規参入者となれるように、そして、事業継承が滞りなく進むよう、まずは県として、本県養殖業への魅力と関心を持ってもらえるための取組をさらに充実させることが重要だと考えます。

そこで、県は、令和5年度の実績を踏まえ、後継者不在の養殖業者と新規参入事業者のマッチング率の向上のため、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

大澤食糧花き水産課長 現在も水産技術センターが養殖業者を巡回する際に、経営状況と今後の意向などについて、きめ細かく聞き取りを行い、個別の状況を把握しております。

先ほど述べましたとおり、ホームページ、メディア取材などを活用し、県内の養殖業についての魅力を情報発信することによりまして、新規参入希望者の確保に取り組んでまいります。

藤本委員 今後もマッチング率の向上に向けた取組を期待します。

しかしながら、先ほど御説明にありましたように、比較的規模の小さな経営体において、廃業に至る養魚場もあることから、今後、釣り堀と併設した多角的な経営に向けた事業の取組を支援することも必要だと考えますが、県はこのような収益性の高い経営計画の作成支援をどのように行っているのか、伺います。

大澤食糧花き水産課長 先ほども御説明したとおり、水産技術センターが養殖業者を巡回する際に経営状況などについてきめ細かく聞き取りを行い、状況を把握しております。

新たな取組や規模拡大を希望する養殖業者につきましては、新規事業に必要な資金や労力などのシミュレーションを行うなど、個別の相談に対応しております。

藤本委員 今後も多角的な収益性の高い経営計画の作成支援を願います。

県では、先ほどもありました、習熟レベルに応じた技術習得制度について、養殖業者へのヒアリング、研修受講者へのアンケート調査を通じて、技術分野ごとの基礎から高度まで受講者の段階に応じたカリキュラム、いわゆる山梨漁業学校のカリキュラムを準備し、自由に選択できる仕組みを構築するなど、カリキュラムの改善に取り組むとともに、県ホームページで県内外に広く情報発信していますが、その中では課題もあり、工夫の余地もあると考えます。

そこで、県では、令和5年度の宣伝広報の効果について、どのように捉えているのか、伺います。

大澤食糧花き水産課長 制度につきましては、今、おっしゃったように県のホームページでPRするとともに、相談者の個々の状況に応じて柔軟にカリキュラムを変更して、技術習得についてきめ細かく指導できる体制を取っています。

令和5年度につきましては、新規参入相談は1名おりました。また、別途、水産系大学の研修受入れや水産系以外の大学の視察対応など、将来的に養殖業に関わる人材確保につながる取組も実施しており、技術習得制度のPRの一定の効果はあったと考えております。

藤本委員 引き続き効果のある取組を期待いたします。

加えてですけれど、先ほど説明がございましたように、水産学部を有する大学への働きかけも、私はこの宣伝広報の効果について一つの方策になるのではないかと思いますのですが、この認識について伺いたいと思います。

大澤食糧花き水産課長 御指摘がございましたように、今後、養殖業を希望する可能性のある人に情報が届くよう、水産系大学へ情報提供してまいりたいと考えております。

藤本委員 県では、今後、漁業技術習得制度をさらに周知するため、ホームページ、また、県内外で開催される就農相談会などで、これらの習熟レベル別の技術習得メニューの見える化の強化に向けて取り組んでいくことが必要だと思いますが、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

大澤食糧花き水産課長 引き続き、ホームページ、メディア取材などを活用して制度の周知に取り組むとともに、先ほど御説明いたしましたように、養殖業を希望する可能性の高い方に情報が届くように、水産系大学への情報提供をしてまいりたいと考えております。

藤本委員 ぜひ今後も引き続き発信を強化してもらいたいと思います。

今後、私たち農業系高校及び農林大学校を応援する山梨県議会議員連盟としても、県の山梨漁業学校を応援していきたいと思います。と同時に、県では引き続き本県の内水面漁業の振興とともに、担い手の育成のため、水産技術センターにおける研究機能の強化とともに、子供たちが魚に触れ合う機会の拡大と、養殖業に興味・関心を育むことのできる環境への接続向上に向けた取組など、人材の養成機能の強化を進めてほしいと望みます。

（エシカル消費者層に応える先駆的取組の推進について）

飯島（力）委員 主要施策成果説明書180ページのエシカル消費者層に応える先駆的取組の推進について、幾つか伺います。

県では、4パーミル・イニシアチブやアニマルウェルフェア、やまなしジビエなど、本県独自の特色ある取組を行っていることは承知しています。これらの取組をさらに拡大するとともに、生産された商品をエシカルな農畜産物として差別化につなげるプロモーション活動は、とても重要なことと考えております。

そこで、まず、③のエシカル消費者層に向けた取組、消費者へのプロモーション活動の具体的な取組内容について伺います。

小林販売・輸出支援課長 エシカル消費者層にアプローチ可能な都市部の小売店30店舗において、4パーミル・イニシアチブ認証農産物フェアを実施するとともに、認証制度をPRする動画を作成しまして、フェアの店頭や県公式YouTube等で放映いたしました。また、ウェブ雑誌への記事掲載や、県広報番組前進やまなし等での情報発信、アジア最大級の食品展示会であるFOODEX JAPANへの出展も行いました。

さらに、県内飲食店17店舗でやまなしジビエフェアを開催いたしまして、料理を提供するとともに、富士河口湖町の小学校3校、昭和町の小中学校4校において学校給食にやまなしジビエを活用していただきました。

飯島（力）委員 私は高い技術力を持つ県内の生産者が、豊かな自然の中で丹精込めて生産した農畜産物は、やはり現物を目で見てもらいたいし、見た目だけでも品質の高さを感じてもらえると考えております。これにエシカルという切り口でさらに付加価値を加え、その価値と魅力を丁寧に伝える活動は、とても重要であると認識しております。

先ほど取組の中で、都市部の小売店30店舗において、4パーミル・イニシアチブ認証農産物のプロモーション活動を行ったとの説明がありましたが、店舗を訪れた消費者の反応はどのようなものであったか、伺います。

小林販売・輸出支援課長 約2,000人の来店者に対してアンケート調査を実施したところ、4パーミル・イニシアチブについて全く知らなかったと回答した方が約86%を占めておりました。

一方で4パーミル・イニシアチブの取組は、地球環境に配慮した取組として応援できるかとの問いには、約84%の方が応援できると回答し、約74%の方が認証品を選んで購入したいとの回答でございました。

飯島（力）委員 制度を周知することにより、購入したいと回答した消費者が7割以上となったという結果からも、小売店等でもプロモーションなどにより、都市部の消費者に向けて継続的に県産農産物の品質の高さと、ほかにはないという価値をアピールしていただきたいと思います。

一方で、飲食店等において、県産食材の利用を促進することも県産農畜産物の販路拡大につながるものと考えますが、どのようにプロモーションを展開していくのか、伺います。

小林販売・輸出支援課長 飲食店等での県産食材の利用拡大を図るため、これまでのプロモーションに加えまして、本年度からエシカルをテーマにシェフやメディア等を対象とした産地見学会を開催しております。

産地見学会は、4パーミル・イニシアチブやアニマルウェルフェア、ジビエと有機野菜などをテーマに計3回企画いたしまして、既に開催済みの2回と、今後開催予定の1回とを合わせて、44名の方に参加していただく予定としております。また、メニュー開発を希望する飲食店等に対しまして、県産食材のニーズに応じたサンプル食材を提供することにより、県産食材の活用を

後押ししています。

このような取組によりまして、生産者と飲食店等とのマッチングを図るとともに、エシカルな農畜産物や産地見学会について、料理専門誌などのメディアを通じて実需者等に向けて訴求してまいります。

飯島（力）委員 果実は特に販路拡大において競合する他の産地との差別化が重要であるので、引き続きプロモーション活動にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

（オリジナル品種の苗木の安定供給、高品質化の推進について）

それでは、次の質問に移ります。

主要成果説明書31ページの果樹苗木供給体制の強化についてお伺いします。

県が長い年月をかけて開発した新品種は、本県のオリジナル品種として競合産地との差別化を図る上で非常に重要と考えています。このような品種をいち早く市場や消費者の皆様にご知っていただき、有利販売につなげるためには、早期産地化により出荷量を確保していく必要があります。特に、ブドウのサンシャインレッドや桃の夢桃香については、私の地元でも大きな期待が寄せられています。

県では産地化に向けて苗木の供給を行っておりますが、これまでの供給と出荷の状況についてお伺いいたします。

齊藤果樹・6次産業振興課長 オリジナル品種の苗木の供給実績と出荷状況についてですが、ブドウのサンシャインレッドについては、令和2年から苗木を供給いたしまして、令和5年度までに約1万5千本を供給し、本年出荷量は約25トンとなったところです。

また、桃の夢桃香につきましては、平成29年からこれまでに約1万8,500本の苗木を供給し、本年の出荷量は約130トンとなったところです。

飯島（力）委員 私の周りにも期待の新品種である赤系ブドウのサンシャインレッドの栽培に取り組む意欲的な農家の方々が多くいますが、昨年度は注文どおりの本数の苗木を購入できなかった人もいと聞いています。

県では、苗木供給体制の強化に向けて、ブドウの苗木生産施設を整備したとのことですが、具体的な整備の内容と活用の状況についてお伺いいたします。

齊藤果樹・6次産業振興課長 新たな苗木生産施設といたしまして、県総合農業技術センターの敷地内に苗木を育成する圃場、接ぎ木に必要な枝を採取する圃場、合わせて約2,400m²、育苗に必要なハウス約150m²、接ぎ木等を行う作業場約50m²などを整備しました。

現在、この施設を活用して、県農業振興公社がサンシャインレッド及び醸造用のソワノワールの苗木を生産しています。需要の高いサンシャインレッドにつきましては、苗木の生産体制を強化いたしまして昨年より約千本以上増産できる体制としました。

飯島（力）委員 サンシャインレッドの苗木の増産に取り組まれているとのことですが、今後は十分な

苗木が供給され、早期に生産が拡大していくものと期待しています。

一方で、サンシャインレッドは鮮やかな赤色の果実が特徴ですが、農家からは「きれいな赤色に仕上げるのが難しい」との声も聞かれます。市場や消費者の信頼を得るために、品種の特性を十分に引き出した高品質な果実を安定して生産・出荷していくことが重要と考えます。

そこで、県として、高品質化に向けた技術指導にどのように取り組まれているのか伺います。

齊藤果樹・6次産業振興課長 サンシャインレッドの高品質化に向けましては、年間を通じました栽培管理のポイントを示しました栽培の手引を作成しまして、農家に配布しています。特徴ある鮮やかな赤色の果実を生産するため、着色期には房に十分光を当てる必要がございますので、そのための反射シートや傘の使用方法につきまして、県普及指導員とJA営農指導員が連携して指導を徹底してまいります。

飯島（力）委員 引き続き、本県の果樹農業の発展に向けて、オリジナル品種の早期産地化と高品質化、併せてブランド力の強化に取り組んでいただくようお願いします。

（医療機器関連産業の集積・振興について）

石原委員 最初に、産業政策部に関する医療機器関連産業の集積・振興について伺います。歳入歳出決算説明書の180ページ、また、主要成果説明書26ページ、説明資料の産の3ページについてであります。

超高齢化社会がますます進展し、国民医療費は増加の一途をたどる見通しであります。それに伴い、医療機器の市場も大きく伸びると予想されております。私の住む昭和町におきましても、グローバル化を見据えた生産体制の構築に約520億円を投資して、テルモが新工場を増築しているところでございます。この分野への参入促進を支援する県の取組は、県内経済にとっても大きな恩恵をもたらすものと考えております。

そこで、県では昨年11月に2期目の計画となるメディカル・デバイス・コリドー推進計画2.1を策定しましたが、新たな取組について内容をお伺いいたします。

小池成長産業推進課長 1期目の計画では、部材供給を主軸として支援を行い、参入企業が倍増、支援企業の生産額も大きく増加するなど、一定の成果につながったと考えております。また、大型の受注案件を獲得する企業や工場拡張に踏み切る企業も出てきました。

そこで推進計画2.1では、全県ファウンドリー化を掲げまして、より付加価値の高い完成品やユニット製品の製造受注への支援を強化しました。

さらに、ヘルスケア分野などの新たな領域への参入促進や、世界市場の約5割を占める米国展開にも挑戦していくこととしました。

石原委員 1期目の成果を受けて、さらに取組をレベルアップしていく意気込みをとて強く感じたところでもあります。その実現のためには、参入企業のさらなる拡大が非常に重要だと考えております。そこで、本県企業の医療機器関連分野への進出をどのように支援したのかお伺いいたします。

小池成長産業推進課長 医療機器関連分野の進出に向けましては、まず、やまなし産業支援機構に設置しましたメディカル・デバイス・コリドー推進センターを核として、きめ細かな伴走支援を行っています。

具体的には、業界に精通した専任のコーディネーターと、県内企業を熟知した支援機構の職員が、メーカー等とのマッチングを行うほか、臨床ニーズの収集や試作品の評価等について、医療現場との橋渡しを行っております。

また、中小企業単独では対応が難しい知的財産や法規制等についての相談、あとは、専門人材確保、資金調達などについてもアドバイスを行っています。

加えまして、山梨大学に医療機器産業人材養成講座を開設しまして、医療機器の設計開発ができる人材の養成も行っております。昨年度は14社の県内企業が参加し、18名が修了しています。

石原委員 企業に寄り添ったきめ細かな支援が行われていることが、十分理解することができました。主要成果説明書では、メディカル・デバイス・コリドー推進センターによる支援の結果により、340件ものマッチングや14件の成約があったとのことですが、その具体的な内容をお伺いいたします。

小池成長産業推進課長 まず、マッチングの内容としましては、コーディネーターによる発注ニーズの開拓や医療機器関係の展示会における商談アレンジ、あとは静岡県と連携した商談会の開催などを行っています。

成約内容につきましては、例えば、歯科治療用ドリルの刃先の量産や新型インプラントの試作など、県内企業が得意とする精密加工技術を生かすことのできる部材供給が多い傾向にございます。

石原委員 医療機器関連産業は、本県の企業の高い技術を生かすことのできる有望な産業の分野であると思っております。引き続き、参入企業に対するきめ細かな伴走支援を頂き、県内企業の収益拡大と競争力強化につなげていただきたいと思います。

（企業立地の促進について）

続きまして、同じく、産業政策部に関する企業立地の促進についてであります。

歳入歳出決算報告書184ページ、主要成果説明書171ページ、説明資料産の4ページについてであります。

昨今の生産拠点の国内回帰の流れを受け、全国的に多くの企業で投資活動が活発化していると思います。県外からの企業立地や県内企業への事業の拡大は、雇用の創出や地域経済への活性化に結びつくことから、本県への投資を積極的に呼び込むべきだと考えております。

そこで、まず、企業立地の促進について幾つかお伺いいたします。

付加価値の高い産業の集積や事業の拡大を促進したとありますが、具体的にどのような取組を行ったのかお伺いいたします。

小池成長産業推進課長 県では、企業立地の促進に向けまして、様々な支援を行っております。まずは、産業集

積促進助成金でございます。これは、立地企業の工場新設に要する工事費や、新たに購入した設備等に関する投資費用に対して助成金を交付するものでございます。

昨年度は16社に対して15億1,132万3千円を交付しました。

なお、昨年の7月には、より付加価値の高い産業の集積を進めるため、助成限度額の引上げを行うとともに、県が積極的に参入支援を進めている医療機器や水素燃料電池といった分野の加算率を引き上げ、支援対象の拡充や重点化を図るなど、制度改正を行いました。

次に、地域未来投資促進法に基づく、税制優遇等に向けた支援も行っております。これは事業者の立地計画を県が承認し、国が先進性の確認を行うことで、事業者が法人税の減税や不動産取得税の免除などが受けられるという仕組みでございます。県では立地意向のある企業に対して、この制度を周知して活用を促しております。

昨年度は13件の計画を承認したところであります。このほか、農地法や都市計画法などの土地利用規制や、電力や上下水道などのインフラ整備につきましても、地元の市町村と連携しながら、関係機関と調整を行い、円滑な企業立地をサポートしています。

石原委員 県では、様々な取組を積極的に行っていることを十分理解することができました。

次に、企業の立地にはまず土地が必要となると思っております。従って、立地先となる市町村と連携し、企業のニーズに即応できる産業用地を準備していくことが必要であり、企業誘致の上でとても重要な要素だと思いますが、県では昨年度、市町村等の工業団地整備にどのように対応したのかお伺いいたします。

小池成長産業推進課長 県では、市町村等が行う工業団地の整備を後押しするために、地質や地盤調査などの基礎調査費や、工業団地の道路や給排水工事などの基盤整備費の2分の1を助成しております。また、工業団地整備に伴う借入金に対する利子補給も行っています。

昨年度は南アルプス市の下今諏訪工業団地の基盤整備に7,828万5千円を、笛吹市の石橋工業団地の基盤整備費に6,758万8千円を助成しました。

また、韮崎市土地開発公社が行う穂坂地区の工業団地整備に関する借入金に対しまして、342万4千円の利子補給を行いました。

石原委員 非常に大きな金額で助成してもらっていることに感謝を申し上げます。

引き続き、市町村との連携を密にして産業用地を確保する取組をお願いいたします。

さて、企業立地の促進に向けては、企業の立地ニーズを的確に把握した上で、効果的に誘致活動を行うことも重要だと考えております。

県では、昨年度、企業立地ニーズ調査を実施していると思いますが、その内容と調査結果の概要についてお伺いいたします。

小池成長産業推進課長 この調査では、全国3,000社を対象に今後の投資計画の有無や投資において重視する要素、さらには、本県での立地の可否などについてアンケートを行いまして、610社から回答を頂きました。

回答の結果を総括いたしますと、投資計画を有する企業の40%以上が3年未満の実施を検討

している一方で、その20%以上が用地未確保という状況でございました。

また、投資計画の実施に当たって重視する要素は何かという問いにつきましては、交通の利便性が全ての回答企業の55%と最も高く、山梨県が候補地になるかという問いにつきましては、42%が対象になると回答しております。

このことから、首都圏に位置して交通アクセスも向上している本県は、多くの企業の立地候補地としてのポテンシャルを有するものと考えております。

石原委員 県では、本年度、新たに県内投資促進チームを立ち上げ、体制を強化しているものと承知しております。この調査結果を十分に活用し、効果的な誘致活動を展開してほしいと思っております。

私の地元、昭和町を見てもやはり企業立地による地域への好影響は非常に大きいものと思っております。引き続き積極的な県の取組をお願いいたしまして、終わらせていただきます。

（効果的・効率的な行政運営について）

臼井委員 まず、主要施策成果説明書の216ページ、効果的・効率的な行政運営について伺いたいと思います。

以前、コロナ禍のときだったと思いますが、長崎知事は予算編成について、徹底した選択と集中、あるいはスクラップ・アンド・ビルドといった言葉を用いまして、効率性の高い県政運営を目指しているとおっしゃっていました。財源には当然限りがあるわけでありますので、このことは至極当然のことだと考えます。

そういった意味で、メリハリのある行政運営を目指すことも欠かせないところでありまして、政策企画グループの皆様には、事務事業評価という極めて重要な職務を担っていただいているものと思っています。

そこで、まず事務事業評価について、以前からずっと行ってきたものかどうか、まず伺わせていただきます。

小俣政策参事 施策・事務事業評価につきましては、以前より、例年、評価対象を変えながら実施してきました。特に最近では、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動や生活様式の変容を踏まえ、事務事業の総点検として、公共事業や人件費などを除いた予算を伴う全ての事務事業1,719事業について見直し評価を実施し、このうち551事業につきまして廃止や一部廃止、事業内容の変更などを行いました。

臼井委員 相当以前から積極的にこういった事業評価をやっていたらしゃるということで、本当に素晴らしいことだと思います。

また、今回、事務事業評価として387事業を対象としていますけれども、これは県が行っている事業全てなのか、それとも、一部なのか。もし一部であればどのような条件でピックアップしたのか、お伺いいたします。

小俣政策参事 対象となった387事業につきましては、県が行っている事業の一部でございます。令和5年度におきましては、評価業務の効率化・重点化を図るため、予算額が一定規模以上と

なる事業を対象としました。具体的には総合計画の各施策にひもづく事業のうち、予算額が1,000万円以上の事業を対象としました。

臼井委員 そして、この対象事業につきましては具体的にどのように評価して、そして、どのような効果を出すことを目指しているのか伺います。

小俣政策参事 施策・事務事業評価では、各種施策の進捗状況や今後の対応方針を把握するとともに、社会経済情勢の変化に応じて事業の必要性や妥当性・効率性の観点から評価をしています。
評価を継続的に行うことを通じ、見直しや改善を行い、限られた財源や人材で県民ニーズに的確に対応しながら持続可能な行政運営を行っていくことを目指しております。

臼井委員 そして、この同じページ、主要施策成果説明書216ページの中で、財政課が持続可能な財政運営として、同じように見える事業の見直しを行っているようですが、そことの違いについて、お伺いいたします。

小俣政策参事 施策・事務事業評価における事業の見直しにつきましては、財政面だけではなく、各施策や事業の進捗状況を把握し、総合計画が掲げる目指すべき姿の達成に向けて事業の必要性や妥当性、効率性を評価し、改善を図るものでございます。
効果が低い場合や進捗の遅れがある場合には、各部局において事業の廃止、縮小や実施方法の見直しなどを行うとともに、重点的かつ優先的に取り組む事業を選択することで、施策の充実を図っています。
なお、評価結果につきましては、財政当局と共有することで予算編成の際の材料として活用しています。

臼井委員 様々なセクションでいろいろ見直しを行っていくことは大切なことだと思います。むしろそういった体制を構築すべきでありまして、これは本当に大切なことだと思っています。
各部局各課におきましても、担当している事業が効果的なものなのか、あるいは、効率的なものなのかということを、政策企画グループか財政課がということではなく、それぞれの担当している課が常にそういったことを念頭に置きながら取り組んでいくことを徹底してほしいと思っておりますので、ぜひその点も含めてお願いができればと思っております。

（農畜水産業の人材の確保・育成について）

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

主要施策成果説明書98ページ、農畜水産業の人材の確保と育成について質問をいたします。

今、食料自給率が問題になっています。我が国の直近の食料自給率は38%、たしか過去最低は平成30年度で37%と承知していますけれども、比較してもほとんど改善されていないというのが分かります。

皆さんもそうだと思いますけれども、私自身、食というのは、喜びの源泉みたいなものでありますから、このままこの自給率の問題が改善されない、あるいは低迷していくということは、十

分に好きな食べ物を食べられなくなってしまう、得られなくなってしまうことを心配しています。

そこで、農業を支える人材の確保と育成について何点かお伺いをさせていただきます。

まず、新たに就農する人材を確保するために県が行っている施策・事業と、取り組んだ結果としてどの程度の効果が出たか、また、確保した人材が継続して農業に従事しているかどうかを伺います。

原田担い手・農地対策課長 農畜水産業の人材の確保育成の成果指標の目標であります、令和5年から8年度までの4年間の新規就農者数の累計人数1,400人を達成するために、県では就農に興味を持つ人に対して、その段階に応じた支援メニューの提供を行っております。

具体的には、こうした方々に情報を提供する就農情報特設サイトの開設や、オンライン就農座談会等による就農相談を実施しております。さらに現場を見て農業を知っていただく段階として就農体験バスツアー等の農業体験メニューも実施しております。

こうした取組により、本県の新規就農者は8年連続で300人を超え、昨年度、令和5年度には過去最多の344人となりました。また、県の事業により支援した新規就農者としては、就農5年後もおおむね9割が定着している状況でございます。

臼井委員 それと、就農準備資金あるいは経営開始資金などの補助金事業を行っているようですけれども、効果のほどをお伺いいたします。

原田担い手・農地対策課長 まず、就農準備資金を活用した方からは、「資金に支えられ、先進農家の研修がしっかり受けられた」などの声を頂いております。また、経営開始資金を活用された方からは、「経営開始直後でも必要な機械や資材を準備することができ、早期に経営のめどが立った」等の声を頂いております。

先ほども答弁させていただきましたが、こうした制度を活用することで新規就農者の増加や就農後の定着率の向上につながっていると考えております。

臼井委員 効果的に補助金事業の成果が出ているものと理解させていただきました。

そして、新規就農者には技術や経営の指導も併せて行っていく必要があると思います。適切な人材育成の体制の確保が求められると思いますけれども、県の取組をお伺いします。併せて、その点について、農協とどのように連携しているのか伺います。

原田担い手・農地対策課長 県では、就農準備段階において高い農業技術を有するアグリマスターの下、実践的な技術の習得や、専門講師から農業経営を学ぶやまなしアグリゼミナールを設置するなど、新規就農者の育成に取り組んでおります。

さらに就農後においても、地域普及センターによる巡回指導や経営改善に向けた専門家の派遣など、切れ目のない支援を行っております。

また、JAとの連携につきましては、JAやJA出資法人の協力をいただき、JAの強みである地域特性を生かした技術指導や販路の確保において、新規就農者をサポートしております。

臼井委員 しっかりJAとの連携を取っていただいているものと思いますけれども、確保だけではなくて技術の育成は極めて重要なことだと思いますので、ぜひ引き続きの取組をお願いしたいと思っています。

そして、最後に農地のことも少し触れさせていただきます。相変わらず荒廃した農地が目立っています。荒廃農地の活用を促す事業だけではなくて、新たな荒廃農地が発生しないようなアプローチも必要だと考えます。

県のこれまでの取組と成果、そして、それを踏まえた将来展望をお伺いします。

原田担い手・農地対策課長 県では、令和4年度までの4年間で約1,200ヘクタールの荒廃農地を再生し、地域の担い手や企業参入への集積など、その活用を図ってまいりました。その一方で、委員御指摘のとおり、同じく4年間で新たに約900ヘクタールの荒廃農地が発生しております。

こうしたことから、現在市町村において、10年先の担い手と農地利用の在り方を明確にする地域計画の策定が進められております。これにより、地域で農地の出し手と受け手が明確になり、農地が円滑に継承され、荒廃農地の発生防止につながるものと考えております。

今後、策定された地域計画の実現に向けて、新規就農者の確保や基盤整備による生産条件の改善など積極的に取り組んでまいります。

臼井委員 答弁をお聞きしまして、成果がかなり出た事業、また、成果の兆しが見え始めてきた事業もあることが理解できました。今後の食料問題に思いを巡らせますと、とてもすばらしい成果、結果が出ているのではないかと考えています。

農政部の皆様には今後の御尽力に期待を申し上げた上で、私の質問を終わらせていただきます。

（スタートアップ創出・誘致・定着の促進について）

伊藤委員 まず、主要施策成果説明書の170ページ、スタートアップ創出・誘致・定着の促進について伺います。

令和5年度は成長性の高いスタートアップの集積による新事業創出並びにスタートアップと県内企業との競争による新事業展開を図ることを目的として、様々な事業を行っていることは承知しております。

最初に、スタートアップ支援拠点実施設計の進捗状況をお伺いさせていただきます。

有須田スタートアップ・経営支援課長 実施設計につきましては、支援拠点の運営実績を持つ専門家の意見を取り入れながら令和5年度中に完了しております。

施設の特徴としましては、起業家などの経験を共有し、事業の成長を加速させることが期待されるコミュニティ機能を重視しております。

具体的には、エントランスとなる2階部分は外部の方も気楽に利用できるエリアを設けまして、イベントや交流が活発に行われる場を提供していく予定でございます。

現在、既に改修工事が始まっております、令和7年中の開業を予定しております。

伊藤委員 他県を見てもかなりネットワークの重視やコミュニケーションを取る形で、新しい事業を創出

するという事も伺っております。

次に、令和5年度、新たな取組を幾つかやられていると思うのですが、そちらの内容について伺います。

有須田スタートアップ・経営支援課長 令和5年度の主な新たな取組としまして、資金調達サポート事業がございます。当該事業では、スタートアップへの資金供給とベンチャーキャピタルとの連携体制の構築を目的としまして、全国初の自治体によるスタートアップへの直接出資を実施しております。

令和5年度の実績としまして、1社当たり2千万円を限度として4社のスタートアップに出資しており、現在、県の支援により県内定着や事業拡大を目指しています。

伊藤委員 引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後に、令和5年度に様々な事業をやっているわけですが、成果と課題について伺いさせていただきます。

有須田スタートアップ・経営支援課長 成果としましては、起業支援、事業展開、成長加速といった各段階に応じたスタートアップへの切れ目のない支援とともに、自治体による直接出資を実施しまして、スタートアップや支援機関の関心を集めるなど、エコシステムの形成に向けた進捗が図られております。

具体的には、起業支援に関する事業では、募集数10に対して58件の応募がございました。また、事業展開に関する事業では、募集数4に対して73件の応募がございました。成長加速に関する事業では、募集数6に対して28件の応募がございました。このようにスタートアップからの反応につきましては、非常に手応えがあるものと感じております。

課題としましては、スタートアップが事業拡大を目指すためには、今後、県内企業からの協力が欠かせませんが、関心のある企業がまだ少ないこともございますので、今後は支援拠点を活用しながら県内企業などの意識醸成にも努めていきたいと考えております。

伊藤委員 全国的にも注目されていますし、地方創生の観点からもこの事業はとても大切だと思っております。

今後も切れ目ない施策、支援の強化や地域資源の活用、あるいは教育や人材育成、そういった部分でもぜひとも行政がサポートをしていただけたらと思っております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

（事業承継や事業再構築の支援について）

渡辺（大）委員 まず、事業承継や事業再構築の支援について質問させていただきます。成果説明書の28ページになります。

事業承継診断が2,477件あったとありますが、まず、どのような機関が行ったのか、また、この診断は企業からの依頼で行ったのか、実際に事業承継に悩んでいる企業は県内にどのくらいあるのか質問いたします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 事業承継支援の入り口である承継診断は、山梨県事業承継ネットワーク会議に参加している県内の商工団体や金融機関などの支援機関20団体が実施しているものがございます。

この診断は、企業からの依頼で実施するケースもございますが、日々の支援の関わりの中や、新規融資のタイミングなどに支援機関側からプッシュ型で働きかける事例が多くなっております。

事業承継に悩む企業数の指標はございませんが、事業承継の悩みが具体化したものとしては、事業承継・引継ぎ支援センターへの新規相談件数が毎年300件以上に上っておりまして、増加傾向にございます。

渡辺（大）委員 非常に多くの団体からこの承継診断を受けていることが少し安心しました。

続きまして、企業が事業承継、事業再構築に悩む原因について伺います。

有須田スタートアップ・経営支援課長 2024年版中小企業白書におきまして、事業承継の際に問題になりそうな事項の調査が行われております。

そちらの結果としましては、回答の多い順に、後継者の経営能力、相続税・増与税の問題、後継者による株式・事業用資産の買取り、取引先との関係の維持、技術・ノウハウの承継となっております。

この結果でございますが、本県の事業承継・引継ぎ支援センターにおいてもおおむね同様の状況であると同っております。

渡辺（大）委員 続きまして、企業価値算定やマッチングについて、これはどのような機関が行っているのか。

また、買収企業の所在についてですけど、近年、このM&Aに関して詐欺的なことがあったり、被害を受けるような企業が多く、私も中小企業の経営者からいろいろな相談を受けるのですけれど、消極的な方も最近増えているかと思しますので、その辺りも含めて教えていただければと思います。

有須田スタートアップ・経営支援課長 まず一般的に企業価値算定は取引のある金融機関や顧問税理士、公認会計士の方に依頼するケースが多くなっております。また、マッチングにつきましては、地域の金融機関や全国レベルのマッチングが可能な事業承継・引継ぎ支援センターが行うケースが多くなっておりますが、最近では、民間のM&Aマッチング事業者の利用も増えてきています。

これらの価値算定やマッチングの支援におきまして、本県で昨年度、補助金を交付しておりますが、その交付したケースでは県内の金融機関や税理士法人が主体となっております。

買収企業につきましては、令和5年度のM&A成約案件については、県内企業が主となっておりますが、都内や神奈川県など、近隣の県が買収企業となるケースもございます。

委員が今おっしゃったように、そういった近年のいろいろな事案などが発生しているのは承知しておりまして、その事業承継について、今、主体として担っていただいている事業承継・引継ぎ支援センターなどの支援機関でも事例の共有などを行って、そういったことが起こらないように情報共有等を進めていると同っております。

渡辺（大）委員 普段から関わっている税理士の方、そして、地元の金融機関の方が企業価値算定やマッチングに関わるということで、これからそういう詐欺なども少なくなるかなとも思いますし、適格な企業価値が算定できると思うので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、DXを支援する専門家の派遣についてであります。

今日の新聞にも大学生の方が中小企業のDXを支援するというのが一面に載っていて、関連すると思っていました。まず、延べ数で284件と記載されていますが、企業数ではどのぐらいあるのか。また、どのような分野でDXの支援が多いのかについて伺います。

有須田スタートアップ・経営支援課長 令和5年度は75社に対して支援を行っております。分野としましては、機械系製造業が大半となっております。また、支援の内容としまして、企業の課題に応じて様々な分野の支援を行っておりますが、例えば、紙帳票を電子化する支援や、あとは、工場内の複数の機械にセンサを設置して稼働状況をデータで把握できるようにするなど、IoT化の支援が多くなっております。

渡辺（大）委員 物価高騰や人材不足など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあると感じております。様々な支援を行いながらあらゆる角度からサポートしていただきたいと思います。

（農畜水産業の収益力を強化するための流通対策について）

続きまして、農畜水産業の収益力を強化するための流通対策についてであります。成果説明書の181ページになります。

まず、輸出品目の拡大に向けたマーケティング調査とありますが、どのような結果や目標値があがったのか伺いいたします。

小林販売・輸出支援課長 調査品目につきましては、有望な輸出品目として国が指定している牛肉、サケ・マス類を中心とした魚、米といたしました。対象国は果実の販路開拓で得たノウハウの活用ができると考え、輸出実績の多い香港、台湾、シンガポールといたしました。

調査結果では、対象国の消費者の志向やニーズ流通状況等の基礎情報に加えて、インバウンド観光客に向けた取組の有用性や高品質かつ希少性の訴求等、指針となる提案がなされました。

調査結果と各品目の生産者団体や輸出事業者等の意見を踏まえ、先月、県産農畜水産物の輸出拡大に向けた基本的な戦略を策定したところです。

なお、目標値につきましては、本調査が戦略の基礎となる方針の作成を目的としていたことから、調査項目にはしておりません。

渡辺（大）委員 続きまして、果樹の輸出拡大に向けて、検疫条件の早期設定も含めて、国への要望活動の進捗状況はどうなっているのか伺いいたします。

小林販売・輸出支援課長 巨大市場であります中国や、経済成長が著しいベトナムなどの東南アジア地域は、大きな需要が見込まれることから、ブドウ、桃、スモモの輸出拡大に向けまして、検疫条件の早期設定を国に対して要望しています。

国が公表しております2国間の協議の進捗状況につきましては、中国向けの桃とベトナム向けの桃・ブドウは、相手国で病害虫が侵入、蔓延するリスクの評価を実施しており、中国向けのブドウについては検疫条件の協議に入っているところです。

渡辺（大）委員 私も、今年の4月に台湾、そして、昨年度はベトナムに視察に行きましたけれども、現地でこの日本産フルーツの需要の高さを目の当たりにしてすごいものがあると感じております。引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、食肉の輸出拡大に向けた流通体制づくりについてであります。

県産農畜産物の販路開拓に向けた施策検討のための調査の内容と結果は怎么样了か、お伺いいたします。

相川畜産課長 国内の人口減少等による食肉消費量の減少が見込まれる中、本県ブランド食肉の収益向上を図るための販路開拓に向けた調査を専門業者に委託いたしました。

具体的な調査内容は、国内外の食肉需要の動向の調査分析や、食肉流通センターが輸出するに当たっての課題と対応策であります。調査の結果、アジア等への輸出が有効であり、輸出のための衛生管理基準を満たすセンターの改修の方策などが示されました。

渡辺（大）委員 これも今年4月に台湾に行ったときの話ですけど、現地のスーパーのオーナーからぜひとも甲州牛を輸入して販売したいという話も伺っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、先ほど臼井委員への答弁の中でも話がありましたけれども、農畜産業に就農する方が増えていると。県の補助金にも一定の効果があるという答弁を頂いておりましたが、もちろん仕事のやりがいなども重要にはなってくると思うのですけれども、まず収入がないと成り手もなかなか定着しないかと思います。引き続き海外に向けた輸出に取り組んでいただいて、今、歴史的な円安水準でもありますので、流通体制の構築には今後も力を入れていただきたいと思います。

（水素・燃料電池関連産業の集積・振興について）

寺田委員 最初に、主要施策成果説明書26ページ、水素・燃料電池関連産業の集積・振興についてお伺いいたします。

2050年のカーボンニュートラル実現に向け、我が国に必要な投資額は今後10年間で約150兆円とも言われております。それに伴い、水素・燃料電池関連の市場も大きく伸びることが予想される中、この分野への参入促進を支援するため、県が昨年9月に設置したやまなし水素・燃料電池産業支援窓口には1,000万円余の費用が要されていると承知しています。

そこで、令和5年度、やまなし水素・燃料電池産業支援窓口による支援の成果について、成果説明書ではマッチング21件、成立2件と記載されておりますが、具体的にお伺いいたします。

小池成長産業推進課長 昨年9月にやまなし産業支援機構内に支援窓口を設置いたしまして、大手メーカーの幹部経験者にアドバイスを頂きながら、県内企業に精通した2名のコーディネーターがきめ細かな伴走支援を行っています。

この支援窓口では、展示会訪問などを通じた発注ニーズの開拓や、静岡県と連携した商談会の

開催などにより、水素・燃料電池関係のメーカー等とのマッチングを精力的に実施しています。

その結果、設置後、半年の間で水素バーナーの試作や水素ステーションの構成部品の加工といった2件の成約をもたらしました。

寺田委員 半年余りの中でこれだけ成果が出ている、そして、御努力されていることを評価したいと思います。

今、御説明いただきましたけれども、こういった各社との成果が山梨県、そして、山梨県民にとってどのような効果をもたらすのかお伺いいたします。

小池成長産業推進課長 成約案件の獲得は、以後の継続的な収益につながる可能性が高いものでございまして、企業の経営にとって非常に重要であると考えております。水素・燃料電池関連の市場は、2030年以降、急速に伸びていくと予想されていまして、水素社会推進法が今年5月に成立して、この分野は大きく成長していくのではないかと考えます。

このため、この産業分野にいち早く参入を果たせば、いわゆる先行者利益を獲得できることになります。それが本県企業の収益の拡大や雇用の増加などに結びつくものと考えますので、県では支援窓口を設置して参入促進を積極的に進めております。

支援窓口の設置から僅か半年で2件の成約を得たということは、この分野の成長期待性に鑑みれば、今後の県内経済の強靱化につながる大きな成果と考えております。

寺田委員 課長がおっしゃるとおり、継続的な収益をそういった企業がもたらしていく、それがひいては県の財政、そして、県民に還元されていくと。2030年ということも今、御答弁にありましたけれども、まさに先行した利益ということで、本年5月の水素社会推進法の成立なども鑑みれば、今後、この分野は本当に急速に、かつ大きく成長していくものだろうと私自身も考えております。

物事を成すにはやはり確かな情報と根拠に基づいた先見性、そして、攻め時というものも大事だと思っております。御答弁にありましたとおり、先手先手で参入促進を進めて、将来の県内経済に大きな恩恵をもたらすことを期待申し上げまして、次の質問に参ります。

（中小企業・事業者支援について）

続きまして、中小企業・事業者支援についてお伺いいたします。

最初に、主要施策成果説明書27ページ、経営体質強化への支援について、商工振興費だけで繰り越しを含め四十数億円という決算規模でありますけれども、具体的な取組をお伺いいたします。

小林産業政策部次長 商工振興費の決算額は27億6,009万7千円となっております。このうちの主なものでございますが、中小企業の経営体質強化の支援に係るものとして、まず、中小企業の省エネ設備や再エネ設備の導入に要する経費の一部を対象に、1,268件、27億1,058万9千円の助成を行いました。決算ベースではこちらが大部分となります。

そのほかには、自然災害やサイバー攻撃などのリスクに備える事業継続力強化計画の策定を促進するため、国の計画認証を受けた企業261社に対しまして、訓練等に要する経費3,258

万8千円の助成を行いました。

寺田委員 大部分は省エネ・再エネ関連ということで確認できました。
続きまして、主要施策説明書28ページ、事業承継や事業再構築の支援について具体的な取組をお伺いいたします。
特に事業承継診断件数2,477件に対し、事業承継の完了件数59件と説明がありますが、これについてどのような御評価をしているのかお伺いいたします。

小林産業政策部次長 まず、事業承継の取組についてでございます。

最初に、県内の商工団体や金融機関などの20の支援機関が実施する事業承継診断により、案件の掘り起こしを行います。その後、事業承継・引継ぎ支援センターへの個別相談につなげまして、センターの伴走支援により承継完了までの支援を行っております。

事業承継の完了件数の評価につきましては、国から示された本県の目標件数39件に対して、1.5倍の実績となっております、取組の成果が出ていると捉えております。

次に、事業再構築の取組についてであります、新商品開発や販路開拓など、中小企業の新たな取組に対する支援としまして、商工団体や金融機関など13団体と連携した支援体制を構築しております。また、経営課題に応じて、中小企業診断士やブランディングなど各分野の専門家10人の中からチームを派遣して、細やかな指導助言を行っています。

寺田委員 各種団体、そして、専門家とも連携を取りながら事業を行っていて、特に事業承継の完了件数59件に関しては、国からの指針の1.5倍の成果が上がっているということで確認できました。安心いたしました。心強く感じております。

今2つお伺いしましたが、中小企業、中小規模の事業者支援、経営強化は大変重要と考えておりますけれども、前述のこれらの事業によって、具体的な件数だけではなく、どのような効果、改善が図られたのか、また、それを評価するに当たり、例えば指標や指数はあるのか、そういったことも含めてお答えいただければと思います。

小林産業政策部次長 具体的に定めている事業実施に係る指標として、まず事業承継完了件数の評価につきましては、先ほどお答えしたとおりとなっております。

続きまして、事業継続力強化計画の認定件数につきましては、令和5年から令和8年までの4年間で800社の認定を目標としており、令和5年度末時点で332社、進捗率は41.5%となっています。これに関しては、企業のリスク管理ということで、被災時の復興の早期取組などへの支援ができたものと考えております。

また、県の支援による新規出店者数につきましては、同じく4年間で380件の目標に対しまして、令和5年度末時点で120件、進捗率31.6%となっております、こちらもいずれも順調に推移していると考えております。

なお、先ほども出ました省エネ・再エネ設備導入補助につきましては、なかなか効果を示す具体的な指標を定めることは難しい内容になっておりますが、令和4年度から令和5年度末までに延べ1,423件、28億346万7千円の助成を行っております。これによりまして、県内企

業の持続的なコスト削減の実現に寄与したと考えております。

寺田委員 様々な数値を出していただき、ありがとうございます。

予想を上回るペースで達成できているものと認識しました。そういった中で、今、省エネ・再エネの御答弁もありましたけれども、やはり私の周りにも活用された事業者さんはたくさんいますし、引き合いが多かったということも十分認識しております。

その上で、やはり事業の金額と件数は出ているのですが、それが強化につながっているのか、安定した経営につながっているのかというところはなかなか評価が難しいと思うのですが、令和5年度の事業評価を受け、今後も省エネ・再エネ事業を定期的に展開していくのか、それとも、先ほどありましたほかのものも含めて、違う方法によって経営強化を図っていくのか、県の御見解をお伺いいたします。

小林産業政策部次長 委員御指摘のとおり、省エネ・再エネ設備導入補助につきましては、非常に需要も高く、事業効果も高いと考えております。企業のコスト削減に資する事業と考えており、私どもは極力推進していきたいと考えております。

しかしながら、国の有利な交付金を活用した事業となっており、今後、活用できる財源につきましては、国の経済対策等の動向を注視していきたいと考えております。

なお、併せまして、県内企業の経営体質の強化に向けましては、引き続き商工団体等と連携しながら、DXの導入や制度融資による資金繰りの支援などに取り組んでいきたいと考えております。

寺田委員 やはりこういった経済政策は結果にコミットといたしますか、より数的に事業効果が求められていくものだと思います。担当部署の皆様にも日頃の尽力に感謝するとともに、決して少くない事業費を使うわけでありますから、事業者が使いやすく、そして、効果を感じ持続的発展に資する施策となるよう期待を申し上げまして、次の質問に入ります。

（果樹産地強化策について）

続きまして、主要施策成果説明書31ページの果樹産地強化策についてお伺いいたします。

まず、高品質・安定生産技術の普及について、具体的にどのような取組を行ったのかお伺いいたします。

手塚農業技術課長 県オリジナル品種の安定生産技術や気象に応じた技術対策など、現地実証圃場を設置し、技術の普及に取り組んでおります。また、果樹の剪定や施肥の方法など、JAとの合同の専門研修会を開催し、指導力を強化するとともに、サンシャインレッドなど、県オリジナル品種の栽培マニュアルの作成を支援して技術支援にあたっております。

寺田委員 技術の向上、そして、指導力向上等に努めていただいていることが確認できましたが、こういった生産者の技術や努力の向上はもちろんですが、その部分以外で農業というものは外的要因、特に気候変動の影響を受けやすいことについて、どのような御認識を持たれているのか。

産地強化、特に優良品種への改植という観点から、どのような対策を行っているのかお伺いいたします。

手塚農業技術課長 夏の高温による果実の着色不良の発生、品質の低下が顕在化しております。また、大雨、長雨などの病害の発生も懸念されるところです。

優良品種の改植については、県果樹試験場が開発しました高温でも着色が良好なブドウである甲斐キングや、果肉が柔らかくなりにくい桃の夢桃香という品種など、気象変動に強い品種の改植を進め産地強化を図ってまいります。

寺田委員 着色不良そして病害虫等、いろいろ問題がある中での品質低下を認識した上で、気候変動に強い品種改良をされているとのこと、その点については確認できました。

ただ、我々も勉強させていただいておりますけれども、品種改良は大変長い年月がかかる。本来ならば気候変動、そして生態系の変化は非常に緩やかなので、時間はあまり気にならないと思うのですが、近年話題になっているとおり、気候変動、そして生態系は、尋常ではないスピードで変化している。そういった中で、品種改良を10年20年かけてやって、果たして気候変動のスピードに品種改良が追いつくのか非常に危機感を持っており、そういった声を聞くところであります。それに対してはどのような施策を図っていくのか。

当然、消費者ニーズの変化というものにも対応していかなければなりませんけれども、高品質・安定生産技術の普及によって、より高度で先見性のある施策が求められていると思いますが、県の御所見をお伺いいたします。

手塚農業技術課長 委員御指摘のとおり、やはり永年性作物の果樹ですので、品種の改良には長い年月を要します。品種改良につきましては、現行でいいますと、これまで大体12年ぐらいかかっていました。それを接ぎ木する技術を導入したり、あるいは遺伝子の診断を用いることで現状2年ほど短縮が図られている状況でございます。

引き続き果樹試験場や他県の試験研究機関と連携しまして、気象変動に対応した品種の開発をスムーズにしていく必要がありますし、また、その上で栽培管理方法、新技術の研究を推進し、また、ほかの場面で篤農家の技術をデータ農業で収集しようとしています。そういった技術も取り込む中で、安定生産技術の高品質化を図ってまいります。

寺田委員 品種改良の12年を10年でという、その2年を短くするだけでも大変な御努力だと思います。本当に担当の皆様には深く感謝申し上げますとともに、その一方で、産地間競争、物価高騰、担い手不足、そして、気候変動、生態系の変化と、農業従事者が取り巻く環境は大変厳しい状況であります。多くの方々の並々ならぬ尽力によって築き上げられてきた、果樹王国山梨の地位も決して安泰ではないという危機感を全県的に共有しながら、その一方で努力と工夫次第ではさらに可能性に満ちた分野となることをさらに期待申し上げまして、質問を終わります。

（スタートアップ創出・誘致・定着の促進について）

清水委員 残り時間が少ないためにポイントだけ質問させていただきます。

最初に、成果説明書170ページのスタートアップ創出・誘致・定着の促進についてであります。

令和5年度において、スタートアップの県内集積実績と業種別あるいは職種別の業績実績についてお尋ねいたします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 令和5年度は、オープンイノベーションプログラムやアクセラレーションプログラムの実施、資金調達サポート事業による出資など、県が支援したスタートアップのうち14社が県内で新たに事業活動を拡大しております。

業種別の集積状況についてですが、先ほど申し上げた14社の業種別の内訳を申し上げますと、情報通信業が6社、製造業が5社、生活関連サービス業が1社、医療福祉関係事業が1社、サービス業が1社となっております。

清水委員 中高生向けビジネスアイデアコンテストに11校59件が参加したとありますけれども、どのような成果が得られたかお尋ねいたします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 本コンテストでは、若者の県内定着を目的としまして、魅力的な県内企業の存在を現役高校生がSNSでPRするというプロジェクトが最優秀賞に選ばれました。

このプロジェクトについては、県内企業2社から依頼を受けまして、実際に動画配信サービスで企業動画を配信しました。

清水委員 次に、オープンイノベーションプログラムについてお尋ねいたします。

このプログラムはどのような事業で、どのようなビジネスモデルが構築されたのかお尋ねいたします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 まず、オープンイノベーションとは、既存企業の持つノウハウとスタートアップ企業の持つ技術やアイデアを掛け合わせてイノベーションを生み出すことで、スタートアップの成長支援だけではなく、既存企業の課題解決や新事業展開を支援するものでございます。

本プログラムでは、2万社以上が登録する専門業者のプラットフォームを介して、県内企業と全国のスタートアップ企業をマッチングいたしました。その後、県内企業とスタートアップ企業が専門業者の伴走支援を受けながら、事業化を目指すものとなっております。

令和5年度の事業につきまして、具体的には次の4件のビジネスモデルが構築されております。

まず、県内の製造業の真空技術を用いた洗濯物の減圧乾燥機の開発。次に、スタートアップ企業の開発した自動調理ロボットを用いた県内の飲食店の省人化の実現。さらに、スタートアップ企業の位置測定技術を活用して在庫管理ができる物流倉庫システムの開発。そして、ファンが直接スポーツ選手個人に寄附できるテレビ放送と連携したプラットフォームの実現。この4つのビジネスモデルが構築されており、これらのプロジェクトは現在も進行中でございます。

清水委員 次に、アクセラレーションプログラムについて、どのような事業で、どのような成果があったのか御説明をお願いいたします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 まず、アクセラレーションプログラムですが、人事、法務、知財、資金調達、経営計画などのレクチャーを行うとともに、専属メンター及び財務や法務などの外部専門家による手厚い個別メンタリングを行うプログラムとなっております。

創業間もないスタートアップのビジネスプランをブラッシュアップして、成長を加速させる事業となっております。そして、その後、協業の可能性のある県内企業とマッチングを行いまして、県内でのスタートアップ企業の事業拡大につなげております。令和5年度は6件実施しております。

成果としまして、まず参加したスタートアップからは、資金調達に関するレクチャーに高い評価を頂いております。レクチャーの後の個別メンタリングで、ベンチャーキャピタル向けの資料やピッチの方法などを改善いたしまして、実際に資金調達を成功させた企業もございます。

さらにマッチングにつきましては、ブラッシュアップしたビジネスプランを関連団体の総会や理事会などで情報発信する場を提供いたしまして、県内企業などに対してのスタートアップのビジネスプランをプレゼンいたしました。その結果、6社のうちの3社は県内企業に採用されました。

清水委員 確実に進行している旨、お聞きしまして安心いたしました。

（データ農業とスマート農業の実用化及び普及に向けた取り組みについて）

次に、成果説明書179ページのデータ農業とスマート農業の実用化及び普及に向けた取組についてお尋ねします。

まず、データ農業の技術確立について、2品目が開発されたということですが、どのような生産技術が開発されて、どのような具体的な成果につながったのかお尋ねいたします。

手塚農業技術課長 まず、2品目とは、施設栽培における本県の主要品目であるシャインマスカットと、年間を通じて需要が見込まれている野菜の施設キュウリの2品目であります。

次にどのような生産技術が開発されたかでございます。施設栽培のシャインマスカットにつきましては、光合成に必要な炭酸ガスの施用をより多くする、また、土壌水分を適正に保つドリップかん水などを利用した高品質・多収栽培技術であります。

施設栽培のキュウリにつきましては、同じく炭酸ガスの施用の効率的なやり方、また、太陽光の強さに応じた養水分管理、そのような技術を開発しております。

具体的な成果でございます。シャインマスカットにおきましては、本年の収穫の状況で通常の2倍となります10アール当たり2.7トンの収量を得ることができております。

また、施設キュウリにおきましては、同じく本年収穫ということで、通常の収量の3倍以上の10アール当たり5.8トンの収量を得ることに成功しています。

清水委員 次に、篤農家技術の見える化2品目と、どのような生産性の向上が図られたのかお尋ねいたします。

手塚農業技術課長 露地栽培におけるシャインマスカットと露地のナスの2品目で取り組んでいます。

露地栽培のシャインマスカットでは、枝の管理により光合成が効率的に行われるよう棚面の明るさを保つことが重要だということが分かりました。生産状況に応じた管理を行うことで生産性を向上させております。

また、露地栽培のナスにつきましては、基本技術であります土づくりや植えつけの株間、こういったところに応じた枝の誘引、そして、肥料の施用時期が重要であることが分かりましたので、マニュアル化を図りまして技術を普及させてまいります。

清水委員 次に、スマート農業技術支援について、環境制御装置などの導入支援7件ということですが、7件の内訳とその具体的な成果についてお尋ねいたします。

柴崎農村振興課長 導入支援7件の内訳については、環境制御装置については、温度等のセンサを設置し、果樹のハウスの天窓を自動開閉するもので、2件ございます。あとは、雨除けハウスで自動かん水するものが1件ございます。また、ハウスの温度等のデータをリアルタイムでスマートフォン等に送信する取組が1件ございます。

これらの成果ですが、ハウスの自動開閉装置の導入は作業時間の大幅な短縮になります。それと適切な温度管理が可能となりまして、ブドウ等の品質向上につながっております。

さらに温度センサ等の環境測定装置の導入は、リアルタイムでの温度の把握やかん水量の調整が可能となります。高温障害の対策につながっております。

また、導入支援7件の内訳としまして、そのほか、水稻栽培で農薬散布用のドローンが1件。それと水田の水面下の雑草を抑制する機械が1件、果実共選所の荷受け等を調整するため、箱数をリアルタイムで計測し管理するシステムが1件ございます。

これらの成果ですが、水稻でのドローンや雑草抑制機の導入により、従来の作業が大幅に省力化されております。水稻の品質の向上や経営規模の拡大にもつながっております。

次に、共選所への箱選管理機、計測器の導入は、荷受量のリアルタイムでの管理が可能になりまして、市場等との有利販売につながっております。

清水委員 次に、水管理システムで実証支援6件とありますけれども、その内訳と具体的な成果についてお尋ねいたします。

手塚農業技術課長 水管理システムなど6件ということで、水管理システムにつきましては、水田に給水装置と水位を感知するセンサを設置して、水田の給水・止水作業を自動化するものが1件。また、露地のブドウ園で自動で草刈りを行う自動草刈りロボットが1件。そのほか、施設野菜の二酸化炭素の発生装置、ブドウの棚のこばり線についている巻きづるの除去を行う装置が2件。また、洋ランのLED照明設備が1件ということで、合計6件の実証を支援しています。

また、成果でございますが、こういった施設を入れることによって作業労力が軽減します。

具体的に申しますと、ロボット草刈り機は、草刈りに関わる労力が70%削減されます。また、炭酸ガス発生装置におきましては、収量が20%程度増加するということ。花でいいますと洋ランのLEDにおきましては、花の向きがきれいにそろうという高品質化につながり、品質が10%

程度向上するということでございます。

清水委員 今、お聞きしました導入支援、実証支援は大変効果があるということで、ぜひ横展開を積極的
にお願いしたいと思います。

（農畜水産業の人材の確保・育成について）

次に、成果説明書136ページの、農畜水産業の人材の確保・育成についてであります。

最初に、マネージャーの設置についてですけれども、このマネージャーとはどのような仕事をする人で、具体的にどのような実績があるのかお伺いいたします。

原田担い手・農地対策課長 県では、就農ワンストップ窓口として就農支援センターを山梨県農業振興公社内に設置し、2名の就農支援マネージャーを配置しております。就農支援マネージャーは、就農に必要な技術習得研修や農地の確保、資金調達など、就農希望者のニーズに沿ったサポートで就農支援をしております。

清水委員 次に、就農相談会の開催について、令和5年度は県内で4回、県外で5回、オンラインを含めて合計12回の相談があったということですが、この内訳について御説明をお願いいたします。

原田担い手・農地対策課長 令和5年度に県内で開催した4回の就農相談会につきましては、甲府市内の県庁防災新館オープンスクエアにおいて、就農相談会を2回、甲府市内、甲州市のイベント等におけるブース出展での就農相談会を2回、合計4回でございます。

県外開催の5回につきましては、東京都内で民間団体が開催する就農イベント、新・農業人フェアに3回ブース出展をしております。同じく、大阪府内で開催された新・農業人フェアにも1回出展しております。さらに東京都内で富士の国やまなし移住・交流推進協議会が開催したやまなし移住相談会について1回参加しております。残りは、オンラインが3回ということで、全体で12回となっております。

清水委員 多様な相談会が開催されたということですが、受けた相談に対して誰がどのように対応して、また、どのようなフォローアップをしてきたのかについて御回答をお願いいたします。

原田担い手・農地対策課長 相談対応につきましては、就農支援マネージャーをはじめ、県担い手・農地対策課や地域普及センターの職員が相談者一人一人の意向や農業経験等を確認し、就農までの準備や心構えの説明を行い、就農希望者のニーズや段階に応じた支援、研修制度の情報を提供しております。また、就農後も引き続き必要な情報を提供し、就農に向けたより具体的なプランを提供しています。

また、フォローアップにつきましては、就農支援センターをはじめ、県・JA等の関係機関が連携しながら就農希望者に寄り添って対応しています。

清水委員 次に、シニア世代向けの農業技術研修についてですが、この研修はどのような内容で、受講者37人はどのような人が受けたのか、お尋ねいたします。

原田担い手・農地対策課長 農家の出身で既に農地を所有する退職帰農者や、退職後に新たに就農を希望する方など、50歳以上の就農希望者を対象に、農業者の協力の下で行う果樹や野菜の栽培技術研修でございます。

具体的には、果樹栽培では、桃コース、醸造用ブドウコース、生食用ブドウコースが2コース、合計4コースです。野菜栽培では、ナスとスイートコーンコースを設けまして、果樹・野菜を合わせて5コースで研修を実施しております。

清水委員 こういう研修はフォローアップも非常に大切だと思うのですが、どのようにフォローアップはされているのでしょうか。

原田担い手・農地対策課長 フォローアップにつきましては、各農務事務所で相談窓口を設けて随時相談を受け付けております。就農後につきましても、巡回指導時に必要な助言や指導を行うなど、就農者とコミュニケーションをとり、しっかりとサポートしております。これにより、令和5年度の受講者につきましては37人中33人が既に就農しており、残り4人につきましても就農に向け、サポートを継続しております。

先ほど、年齢層につきまして回答を持ってきましたのでここで答えいたします。

受講者37人の年齢層につきましては、50代が17人、60代が19人、70代が1人です。男女の内訳につきましては、男性が27人、女性が9人となっております。

清水委員 いろいろな実証実験や導入支援を含めて確実に前進していることを確認できました。また、今、お話がありましたように女性の参画も多いということで、今後大変楽しみにしておりますので、しっかり事業推進をお願いしたいと思います。

（リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業について）

菅野委員 説明資料、知5ページ、リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業、いわゆる空飛ぶクルマの実証実験などに関する補助事業についてです。

まず、本事業の補助金に関する審査については、事業内容が補助目的にかなっているかを含めてどのような評価を持って採用したのですか、答弁を求めます。

相川新事業チャレンジ推進監 審査に当たりましては、補助金交付要綱や審査基準に基づいて、総合的に評価して審査を行っています。

課題認識と意義、技術またはアイデアの先進性や魅力、将来の成長可能性、事業化に対する情熱・熱意・チーム体制、実証実験の実現可能性、新たな挑戦の6項目となっております。

菅野委員 令和3年に始まった事業ですが、既に令和4年度に1件、令和5年度に1件、本事業の補助金支出先の企業が経営破綻等に陥ったことが明らかになっています。令和5年度の1件に至っては

補助金交付の4か月後に破産手続を開始していました。

そこで伺います。補助金の交付に当たっては、経営破綻の恐れがないか事前に経営状況の把握はできていたのですか。また、補助金交付後の経営などについても検証する必要があると考えますが、調査等は行ってきたのですか。お答えください。

相川新事業チャレンジ推進監 審査に当たりましては、起業家支援や新規事業支援の専門家、ベンチャーキャピタル、監査法人など、外部の審査員を含む審査員により、審査基準に基づいて総合的に審査を行っています。

また、補助金交付後につきましては、必要に応じて事業の進捗状況について確認を行っております。

菅野委員 補助事業を実施するに当たっては、補助先の企業に経営破綻など、不測の事態が起きた場合を想定し、リスクに際しての仕組みづくりが必要だと考えますが、認識を伺います。

相川新事業チャレンジ推進監 補助事業につきましては、補助金交付要綱や審査基準に基づき、専門的な知見を有する外部の審査員を含む審査員により審査を行っています。また、事業の実施に当たっても、補助事業が完遂できるよう、企業に寄り添った伴走支援を行っています。

菅野委員 あくまでも、経営に対してではなく、実証実験への補助金であるとはいえ、公的な機関である県がお金を出すということは、第三者の目には一定のお墨つきを与えたように映ると思います。そのような視点に立った事業設計が必要ではないでしょうか。

（富士山登山鉄道構想に関わる事業について）

次の質問です。説明資料、知3、4ページ、富士山登山鉄道に関して伺います。

まず、富士山登山鉄道官民連携方策検討調査業務についてです。

令和5年度内に出されるとされた中間報告が当初の予定より大幅に遅れ、先月の28日に公表されました。中間報告の公表が遅れた理由について伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 中間報告につきましては、昨年度実施した事業化に係る調査及び技術的課題の調査に基づき、LRTの導入に関する検討結果を取りまとめ、公表する想定でありました。しかしながら、事業化検討会の委員からの御意見も踏まえ、今年度、技術的課題についての追加調査を行ったことから、取りまとめに時間を要しました。

菅野委員 令和5年8月1日発行の広報誌ふれあいの15ページ「もっと知りたい！富士山登山鉄道」内に、富士山登山鉄道の終着駅となる新しい富士山5号目のイメージ図が掲載されていますが、完成図はどのような業者に発注したのですか、また、どの事業で費用は幾らだったのか伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 御質問の富士山5号目のイメージ図につきましては、富士山登山鉄道構想に賛同する個人の方に無償で作成していただいたものです。したがって、作成のための費

用を支出した実績はございません。

菅野委員 同じく、富士山登山鉄道の終着駅となる新しい富士山5号目のイメージ図の中に、土盛りされている図があります。まだ技術的な検討がなされていない段階で、このようなイメージ図を発信することはミスリードだったのではないかと考えますが、認識を伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 富士山登山鉄道構想について、県民の活発な議論を喚起するため、一つの提案として分かりやすいイメージ図を示すことは必要であると考えております。

菅野委員 事業化の技術課題について検討結果が公表される前から、LRTありきの前のめりな姿勢だったと言わざるを得ません。検討費に6千万円をかけて、結果として間違った情報を発信したことなどを踏まえ、この間の経過を含めた検証が必要だと思います。

（業務委託（公募型プロポーザル）について）

次の質問です。説明資料、農の4ページ、5ページ、同じく、知3ページにまたがります。地域ブランド価値向上、農産物戦略的輸出拡大、山梨県庁の組織的広報力強化支援、山梨県メディアプロモート、以上4件の業務委託について伺います。

委託事業者の選定に当たっては、審査委員会で審査を行い決定されますが、審査委員会の体制について、委員の選定は何を基準にして、どのように決めたのですか、伺います。

羽田知事政策局次長 委員は審査に必要な知識、経験とデジタルメディア活用の観点、報道する側の観点、メディアコミュニケーションの観点、県の組織や施策の理解度等の観点から委員5名を選任いたしまして、そのうち3名を外部から委嘱しております。

選定に当たりましては、行政経営管理課に協議の上、広聴広報グループにおいて行いました。

菅野委員 本年度の事業であります。審査委員会の委員が全て県の職員というケースがありました。審査委員会に外部の有識者を入れないこともあるのですか。また、それはどのようなケースでしょうか。答弁を求めます。

羽田知事政策局次長 広聴広報グループで所管している審査委員会につきましては、外部の委員を選任しまして審査委員会を開いているところです。庁内のみでの委員ということはありません。

菅野委員 情報公開請求を行い、入手した令和5年の山梨県庁の組織的広報力強化支援業務委託の審査表によると、既存の事業について業務委託を受けた事業者が、それと関係のある令和5年度の事業に応募し、その事業を受託したという実態が審査委員のコメントに書かれていました。入札される事業内容及び事業者の内情を知っていると思われる人物が審査をしているようですが、問題はないのでしょうか。答弁を求めます。

羽田知事政策局次長 公募に当たりましては、企画に必要な情報を全て公開しておりますので、公平性に欠ける

とは考えておりません。

菅野委員 それぞれの事業を複数年にわたり同じ事業者が受託している実態がありますが、この結果を見て公平性が保たれていると言えるのでしょうか。認識を伺います。

勝俣地域ブランド推進監 地域ブランド価値向上業務については、毎年度、企画提案公募を実施し、ブランディングやマーケティングに関する最新の知見、情報を取り入れた最適な企画提案を求めています。

企画提案公募の選定手続に際しては、地域プロモーション戦略をはじめ、提案に必要な情報を公開しているほか、審査委員会では外部委員を毎年入れ替えるとともに、企業名を伏せて企画提案を行っており、公平公正な手続を実施しております。

受託事業者は、このような手続を経た上で、当該年度の業務仕様に対して、最も優れた提案者を選定した結果であると考えております。

小林販売・輸出支援課長 農産物戦略的輸出拡大業務委託につきましても、令和5年度までの間、毎年度の応募ごとに適正な審査を行った上で、最も優れていると判断した事業者を選定した結果だと考えております。

菅野委員 業務委託を行うに当たっては、委託した事業の効果などを適正に評価・検証する必要があると考えますが、委託事業の効果等について、何を基準に、どのように評価・検証を行っているのですか、答弁を求めます。

勝俣地域ブランド推進監 まず、令和5年度の地域ブランド価値向上業務では、オウンドメディア、ハイクオリティやまなしを軸とした情報発信を展開しており、その効果測定の指標としてサイトの閲覧数とインターネット検索サイトでいかに高順位に表示されやすいかなど、サイトの強さを示すドメインレートの数値を評価指標といたしました。

サイト閲覧数については、一月当たりの閲覧数を令和4年度の最大1万6,000件から5万件に増やすという目標を掲げ、結果として月間4万7,000件を記録し、おおむね目標どおりの成果を上げることができました。

また、ドメインレートについては、令和4年度の25から50への向上を目指して取り組み、結果として80まで引き上げることができました。

事業実施に際しては、委託先事業者と定期的に会議を行い、サイト閲覧数、平均滞在時間、県公式SNSや外部メディアとの連携によるアクセス状況などの報告を受け、どれだけの情報拡散ができていのかなどを随時把握し、その後の取組向上に役立てております。

なお、サイトの閲覧数については、令和5年度に作成したブドウ狩りの魅力を紹介する記事などが人気を集め、本年9月には月間閲覧数が10万3千件に達し、本年度の閲覧数は平均約6万件までさらに向上しております。

小林販売・輸出支援課長 農産物戦略的輸出拡大業務では、事業効果を測定するため、プロモーションについては、評価指標を設定し、評価・検証を行っております。

評価指標は、各国・地域のSNSの開設状況に応じ、フォロワー数、リーチ数、エンゲージメント数のいずれかを評価指標にしており、全てを達成いたしました。成功モデルとなる商流の構築につきましては、物流の向上と相手国との関係性の向上を目的に3点以上取り組むこととしており、実施内容で評価を行いました。市場調査については、県産果実の継続的な輸出拡大を図るため、輸出実績のある国、有望な国の小売店等で価格や品ぞろえ、他国産の状況等の調査を行い、翌年度のプロモーションの品目や時期等に反映させております。

羽田知事政策局次長 まず、組織的広報力強化支援事業につきましては、県庁の広報力強化を目指すものでありまして、コミュニケーション戦略において専門家支援の下、コミュニケーションの目的やステークホルダーを可視化したことにより情報伝達を意識した事業立案や事業実施につながっております。

個別の広報支援において、コミュニケーション手法やその有利点を認識することにおいて、職員の意識やスキルの向上が図られていると考えております。

次に、メディアプロモート業務委託ですが、本事業につきましてはメディア露出を目指すものでありまして、露出状況は広告換算値として客観的に測定することが可能であります。そのため、委託事業の評価等の効果検証の指標として広告換算値を採用しております。

具体的には、毎月の露出目標として契約基本額の12分の1に相当する金額を基準といたしまして、これの1.2倍の露出を実現することを目標といたしております。

実績につきましては、全ての月で目標を達成しており、広告換算値の合計は4.3億円を超えておりまして、高い事業効果を挙げていたものと考えております。

菅野委員 4つの事業を全て同一の事業者へ委託をしていますが、選定に際して適切な対応がされているのか疑問があります。公平性の観点から見て問題はないのでしょうか。答弁を求めます。

羽田知事政策局次長 4つの事業とも業務ごとに審査委員会におきまして適正な審査を行った上で、最も優れていると判断した業者を選定しているものでございます。従いまして、公平性に欠けるものとは考えてございません。

菅野委員 地域ブランド価値向上、農産物戦略的輸出拡大、山梨県庁の組織的広報力強化支援、山梨県メディアプロモート、これら全事業の受託事業者について伺います。

今回、取り上げた4件については、全て株式会社ATOMが受託しています。この会社はどのような会社ですか。従業員数やこれまでの実績などについてお答えください。

羽田知事政策局次長 当該業者につきましては、国内外を対象としたデジタルマーケティングや広告調査、計画策定などのコンサルティング業務を行っている法人でございます。

従業員数については10名ということで承知しています。県庁以外でも様々なところから業務を受けているということも承知しています。県庁の業務につきましては、それぞれの担当部局で把握しているものと思われますので、それぞれの部局の方で御回答をお願いしたいと思います。

菅野委員 株式会社ATOMについてですが、複数の事業を複数年にわたって受託できるほどの企業なのか、具体的にお答えください。

羽田知事政策局次長 先ほどもお答えいたしました、それぞれの事業ごとにおきまして、審査委員会において適正な審査を行った上で選任した業者であり、また、報告書に基づきまして、適正な業務が行われていることもそれぞれ確認が取れているものと考えております。

菅野委員 こちらのパネルを御覧ください。

株式会社ATOMが受託した事業の契約金総額は、令和5年度だけでおおよそ1億8,083万円。過去3年分を合わせると約4億4百万円となり、桁外れの金額です。県の業務委託が一部の企業に偏っていると言わざるを得ない状況ですが、どのようにお考えですか。認識を伺います。

水岸委員長 菅野委員に申し上げます。提出された審査意見書に記載のない項目については発言することができません。御了承願います。

菅野委員 株式会社ATOMについては、ホームページを見ても詳しい業務内容や実績などが掲載されておらず、客観的な判断材料がありません。

なぜこの会社なのか。県がこれだけの税金をかけて業務委託するほどの企業なのか、大いに疑問です。一連の業務委託が妥当なのかどうか検証する必要があると思います。

（山梨県メディアプロモート業務（プロポーザル）契約について）

飯島（修）委員 まず、山梨県メディアプロモート業務の契約について、主要施策成果説明書の209ページを参照していただきたいと思います。

本契約はいわゆる委託契約金額4,300万円弱、これに成功報酬を上乗せするというもので、結果的に1,320万円が上乗せされて加算された、極めてまれな契約であると認識しております。この事実に従って質問します。

広告換算値として株式会社PR TIMES社が計算した、成功報酬1,320万円の積算根拠をお示しいただきたいと思います。

羽田知事政策局次長 広告換算値はPR会社が独自に基準を設けて算出しておりますが、中でもPR TIMES社は上場企業の約6割が利用しておりまして、業界最多であること、また、サイト閲覧数・プレスリリース件数も同様に業界最多であることから同社の基準を採用しているものでございます。

飯島（修）委員 独自でPR TIMES社がやっているけれども、世間的にもかなり認知されているという答弁だと思いますが、次長御本人は理解して納得しているということでしょうか。

羽田知事政策局次長 広告換算値については適切に評価されているものと理解しております。

飯島（修）委員 せっかくですからこの機会に県の職員も熟知するのがいいかと思います。

先ほど少し菅野委員からも話がありましたが、県は令和5年度に株式会社ATOM社との間でほかの業務委託を契約しております。私も調べて承知しています。その契約の中身はプロモーションなどの事業が多いのですけれど、どうしてこの契約のみインセンティブ、成功報酬がある契約にしたのか、とても不思議に思っている。そこを説明していただきたいと思います。

羽田知事政策局次長 本事業につきましては、プロモート活動の結果としまして、メディア露出が図られて初めて効果が生じるものでありまして、事業者の活動が結果に与える影響が大きいものであると考えております。その上で、事業者の活動成果を広告換算値として客観的に測定できることから、事業者へのインセンティブを与えることで、より事業効果が得られるものと考えまして、成功報酬を導入しています。

飯島（修）委員 菅野さんも説明しましたが、先ほど申し上げたように、この契約以外に3つ、ATOMさんと契約している。令和5年度が全体で1億8千万余です。繰り返しますけれど、内容もSNS、プロモーションやパブコミ高度化に向けた戦略は全て同じような業務である一方、インセンティブがあるものはこの契約だけ。4つのこの契約は全てパブコミのプロモーションなのだけれど、その4つの契約の効果が上がってインセンティブをもらっているという考え方もあるのかと私は思うのですけれど、その辺に関してはいかがですか。

羽田知事政策局次長 先ほども申し上げましたが、結果として得られるものにつきましてはプロモート活動のみと考えておりまして、他の事業につきましては、こちらで示した業務委託内容に従って業務を行っており、最終的には報告書により、その業務の実施を確認しておりますので、その際に適正な金額をお支払いしていると認識しております。

飯島（修）委員 今日は時間がないので次に行きたいと思います。

（目標達成のためのチーム作りプログラム実施業務（プロポーザル）契約について）

目標達成のためのチーム作りプログラムの実施業務契約についてであります。

この契約は、株式会社ICMGとの間で締結していますが、締結した日時が11月22日になっている。これは令和5年度内の取組なので、業務委託期間の終了が令和6年3月31日ですけれど、契約が11月22日ということは、既に年度の3分の2は過ぎている。契約の締結が遅過ぎると思うのですけれど、いかがですか。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 構想を推進する中で地元住民や関連事業者など、多種多様なステークホルダーとのコミュニケーションや調整の重要性を確認いたしました。このため、年度途中ではありますが、こうした課題に迅速に対応するため、組織作りや人材育成について専門的な業者に委託を行ったこととなります。

飯島（修）委員 いろいろな理由はあるのですけど、結果が出ればそれはそれでいいと思います。

時間の都合上、意見書に記載の②と④は省略させていただいて、③の契約締結したICMGの

社長の船橋さんは令和5年度に県の非常勤顧問に就任している。利益相反を生むことにならないかお伺いします。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 この顧問の就任は委託契約を締結した後になります。したがって、利益相反には当たらないと考えております。

飯島（修）委員 ありがとうございます。安心しました。

（令和5年度の県の非常勤顧問について）

次に行きます。令和5年度の県の非常勤顧問についてであります。令和5年度の県の非常勤顧問に支払われた報酬を具体的にお伺いしたいと思います。

小俣政策参事 1, 380万円でございます。

飯島（修）委員 よく分からなかったのもう一回言います。
非常勤顧問に支払われた報酬を具体的に、総額ではなくて個々をお願いしたいのです。

小俣政策参事 田坂広志顧問に245万円、清水喜彦顧問に285万円、阿部圭史顧問に5万円、鈴木康友顧問に25万円、船橋顧問は報酬ございません。筒見憲三顧問に10万円、岩村顧問と藤原顧問は報酬ございません。鈴木秀顧問につきましては360万円、米長顧問につきましては180万円、関野顧問につきましては270万円となっております。

飯島（修）委員 それで、違う切り口ですけれど、この令和5年度に非常勤顧問契約をしている中で、極めて短い契約期間の3人の顧問がいます。その短期採用になった理由を教えてください。

小俣政策参事 顧問など、非常勤職員の任期につきましては取扱通知で1会計年度以内で定めることとなっております。そのため、任期は3月31日までとなっております。
令和6年度につきましては、任用を継続するか検討を行った結果、結果的に任用を行わなかったものでございます。

飯島（修）委員 顧問の皆さんは3月31日で一旦終わりにするというのは、私も承知している。ただ、この3人についてはそうであっても、この短期間に雇うということは、その短期間で何か効果を示してもらう、働いてもらうという目的があったのではないかと思います。その辺りはどうですか。

小俣政策参事 それぞれの顧問につきましては、各部局で検討を行いまして、任用に至っているものでございます。
任用の継続の可否につきましても、各部局で検討した結果、令和6年度については任用を継続しなかったということでございます。

飯島（修）委員 理解できます。それぞれの所管課の理由もあったと思いますけれども、正直言って本当に少し不可解、不思議だなという思いであります。

そして、令和5年度に新たに岩村弁護士と契約しています。従来から3人の弁護士がいるのににもかかわらず、どうして岩村弁護士と契約したのか。以前の弁護士とのすみ分けをお伺いします。

小俣政策参事 県顧問弁護士につきましては、県政に関する法律相談等を行うものでございます。

岩村顧問につきましては、官民連携事業やPFI事業など、コンプライアンス確保に知見を有していることから、顧問として任用させていただきました。

飯島（修）委員 ありがとうございます。業務の切り分けはよくわかりました。

ただもう一つは、この岩村弁護士は令和5年度に就任していますけれど、令和5年度の報酬がゼロです。これも不思議だなと思います。理由を教えてください。

小俣政策参事 顧問として任用させていただきましたが、具体的なPFIなど、事業化されるものが出ていなかったため、報酬は無報酬となっております。

飯島（修）委員 少し納得いかないですけど、ほかの弁護士との業務の切り分けはあるという説明を受けました。それは分かりました。

じゃあ、そういう業務があるから契約を結んだのに、平たく言うと、働く場所がなくて払えなかったというのは、少しずさんだと思います。

（県産農畜水産輸出品目拡大方針作成（プロポーザル）契約について）

次に行きます。県産農畜水産物輸出品目拡大方針作成契約についてお伺いします。

この契約で選定された株式会社ディナック中日本の会社案内やホームページを見ても、一切、会社業務として農畜水産物関係に関わったという記載がない。私の見方が悪いかもしれませんが。それでしたら教えてください。ですから、どうしてそのような実績もない会社が契約担当になったのか、これをまずお伺いします。

小林販売・輸出支援課長 株式会社ディナック中日本との契約に当たりましては、提出されました企画提案書の内容について、外部委員を含めた審査委員会において総合的に評価いたしまして、その結果を基に委託候補者として決定いたしました。

飯島（修）委員 ディナック中日本の評価をした人は納得して決めたのかかもしれませんが、客観的に会社の定款にもないし、事業実績として、インターネットの関連業務、建設コンサルタント登録、消防や救急デジタル無線整備などはあるのですが、農畜水産物はない。

違う情報を持っていて、課長たちは選んだと思いますが、これだから選んだと具体的におっしゃってください。

小林販売・輸出支援課長 企画提案書については、本事業に類似した事業実績といたしまして、食品メーカー等

の海外市場参入戦略の策定支援などの実績が記載されておりました。そのあたりも評価の中に入って、総合的な評価で決まったものと考えております。

飯島（修）委員 これ以上は申し上げませんが、やはりこれも不自然だなと。私だけではないと思います。そのように思う人は多くいると思います。

さて、では、具体的にお伺いします。選定するときの項目はいろいろな要素があります。その中で、類似する業務の実施経験があるという項目でディナック中日本に20点がついている。これは25点が満点なので20点というと、100点満点という点で換算すると80点でかなりいい成績です。いい成績というか、評価が高い。評価されなかった、採用されなかった会社は21点です。類似する業務実施経験というのは一体具体的に何を示すのか、お聞きします。

小林販売・輸出支援課長 先ほどの答弁とも重なる部分もございますけれども、類似した事業実績といたしましては、食品メーカー等の海外市場参入戦略の策定支援などの実績が記載されておりました。

飯島（修）委員 ぜひお願いですが、おしなべてみんなが客観的に分かるような答弁材料を用意していただきたいと思います。

最後に、また株式会社ATOMの関係ですけれども、別契約でこれと同じような事業をやっている。ですから、この契約で得た成果、それからATOMがやった成果、どのように違うのかお伺いします。

小林販売・輸出支援課長 株式会社ATOM社との農産物戦略的輸出拡大業務の契約につきましては、対象品目を果実とした、主にプロモーション業務でございます。

一方、株式会社ディナック中日本との本業務の契約につきましては、対象品目を果実以外の牛肉や魚、米を中心とした、品目ごとの輸出拡大に向けた指針の作成業務でありまして、契約に重複となる部分はございません。これら2件の契約により事業を実施したことによりまして、その成果として令和5年の果実の輸出量が過去最高になるとともに、牛肉等の輸出拡大に向けた戦略を策定いたしました。

飯島（修）委員 2つの契約で効果的に結果が出ているという説明だったと思います。それはそれで敬意を表したいと思いますが、最後に、午前中の臼井委員の質疑にもありましたけれども、やはり効率的な行政改革、見直すべきものは見直すということを、このグループでもぜひ積極的にこれからもやっていただきたいとお願いして終わります。

（県内中小企業者の受注機会の確保について）

志村委員 県内中小企業者の受注機会の確保について伺います。

令和5年度の県内中小企業者向け官公需契約実績の結果を教えてください。

小林産業政策部次長 令和5年度の官公需契約の実績でございますが、契約額の総額に占める県内中小企業の受注額の割合は81.4％となっております。参考ですが、これは令和5年度の国が全体の目標と

して定めました契約比率の61%を上回っている状況でございます。

志村委員 全体もですけど、物件、工事や役務の内訳を教えてください。

小林産業政策部次長 まず、物件が64.1%、工事が93.8%、役務が60.4%、合計が81.4%となっております。

志村委員 県内中小企業の官公需の受注機会の拡大のため、県全体としてどのように取り組んだのか。調査やコンサルティング等の業務委託で県外事業者の受託が目立ちますが、県内中小企業者の受注機会の確保とどのように調和を図っていく考えか伺います。

小林産業政策部次長 まず、県では推進方針を定めております。具体的には、県の契約についての県内中小企業者の受注機会の確保に係る推進方針を定めておりまして、この中で、例えば、指名競争入札等における受注機会の増大、分離・分割発注の推進を定めており、特殊なものを除き、極力、県内中小企業に発注するよう取り組んでいます。

産業政策部としましては、毎年、庁内各部局に対して、国における取組方針や県の推進方針の周知を図って提供しています。

今後は、役務に限らず、物件及び工事の調達につきましても、県全体で県内中小企業の受注機会の確保増大に努めてまいりたいと考えております。

志村委員 よろしく申し上げます。

（空港等開設の可能性に関する調査業務について）

次に、空港等開設の可能性に関する調査業務について、本業務を実施することになった経緯、背景を伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 本調査業務におきましては、リニア開業とそれに伴う交通需要の変化という歴史的とも言える社会情勢の変動を見据えまして、これまでのリニアと道路といった陸上交通に加え、新たに航空路とリニアとの機能交接という観点で調査を行ったものです。

志村委員 承知しました。具体的にどのような調査が行われたのか伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 大きく分けまして、航空需要調査と空港適地調査の2つの項目で構成されております。航空需要調査におきましては、山梨県へ空港が整備された場合におきまして、航空路線が成立する可能性があるのか、その結果、山梨県内にどのような経済波及効果が生まれるかについて調査したものです。

もう一つ、空港適地調査は、空港整備が可能な土地の可能性につきまして、地形や構造物、法規制や航空経路の側面から調査したものです。

志村委員 先に適地選定調査から聞きますけれども、結果について可能性のある候補地が選出されております。それぞれにどのような課題があるのか伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 地形や土地利用の条件から選出しました29の候補地から、法規制やアクセスなどの面で5段階のプロセスを経まして絞り込みを行った結果、可能性のある候補地を複数選出したものです。いずれの候補地につきましても、整備の上での物件移転や離着陸経路の設定などの面で課題があるという状況です。

志村委員 航空需要調査の結果、採算性及び経済波及効果の結果についても伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 航空需要調査につきましては、リニア開業後の社会情勢を想定した条件の下、新千歳、福岡、那覇線におきまして一定数の人の移動が見込め、定期便の成立の可能性があるという結果が出ています。また、これらの路線が成立した場合には、地域への経済波及効果が一定程度見込めるという結果となっております。

志村委員 意識調査など県民等の意向の調査は行われたのか、お答えいたします。

矢野リニア・次世代交通推進監 今回の調査につきましては、空港整備ありきではありませんので、あくまでも可能性の有無を判断するための予備的な調査段階との認識で、まだ県民等の意向調査は実施しておりません。

志村委員 過去の調査資料を県から提供し、県の過去の空港関連調査資料について整理するとした業務内容は、具体的にどのような作業が行われたのか、伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 今回の調査を実施するに当たり、活用可能な資料を精査しまして前提条件を整理する際に一部活用したものです。

志村委員 それでは、最後に今回の調査を踏まえて、県は今後どのように取組を進めていくのか伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 令和6年9月に有識者・関係者から構成された研究会に調査結果を報告させていただきまして、それぞれの委員から専門的見地に基づき、整備可能性判断のための課題に関する意見を聴取したものです。この聴取した意見を参考にしまして、さらなる研究を進めてまいりたいと考えております。

（県の広聴広報について）

志村委員 続いて、県の広聴広報について伺います。

まず、メディアプロモート業務について、具体的にどのような取組が行われたのか伺います。

羽田知事政策局次長 記事掲載を実現するためには、記者に響くプレスリリースの作成、記者へのアプローチ、

取材対応が必要なため、案件に応じてターゲット媒体を選定し、取材の誘致確度を高めるプレスリリースの作成、配信を行ったところでございます。

プレスリリース後につきましては、記事化や報道の確度が高まるよう案件と親和性が高い優先媒体に対して、委託先のネットワークを活用して個別訪問や電話・メールでアプローチを行いました。

さらには、現地にメディア関係者を招き、視察、体験してもらうプレスツアーを行い、記事化に向けた働きかけも行いました。

志村委員 事業目的にあるメディアに精通した外部専門家について、具体的な説明をお願いいたします。

羽田知事政策局次長 外部専門家につきましては、委託先である株式会社ATOMにおきまして、事業実施に必要な経験・知見を有する者として専任されたプロジェクト責任者を中心としたチームでございます。プロジェクト責任者は、複数の大手コンサルティング会社での業務を経験され、様々な業種のプロジェクト実績があり、幅広い人脈も有している者です。

志村委員 本業務の2つの柱である企画調査業務、メディアプロモート活動について、具体的な内容の説明をお願いします。

羽田知事政策局次長 まず、企画調査業務につきましては、案件に応じて働きかけを行うメディアの選定や優先順位の設定、プレスリリース後の報道状況のモニタリング、記事傾向の分析などを実施するものとなっております。

次に、メディアプロモート活動は、プレスリリースの作成や配信のほか、定期的かつ継続的なメディアへのコンタクト、また、現地にメディア関係者を招き、視察、体験してもらうプレスツアーの実施などとなっております。

志村委員 本事業は、先ほどもありました成功報酬が加算される契約ですが、これはどのような理由によるものか、また、年度末に支払った成功報酬額が幾らか、併せて本事業で支出した総額が幾らかお伺いします。

羽田知事政策局次長 先ほどと答弁が重複しますが、本事業は、プロモート活動の結果としてメディア露出が図られて初めて効果が得られるものと考えておりますので、事業者の活動が結果に与える影響が大きいものです。その上で、事業者の成果指標を広告換算値として客観的に測定できることから、事業者へのインセンティブを与えることで、より高い事業効果が得られるものと考え、成功報酬を導入しています。

昨年度の成功報酬額は1,320万円でありまして、本事業に支出した総額は、契約基本額2,979万9千円に先ほどの成功報酬1,320万円を加えました4,299万9千円です。

志村委員 確認ですが、この成功報酬が設定されている理由が説明されましたが、こういうものは一般的な事例ですか。

羽田知事政策局次長 重ねてになりますが、この事業につきましては、広告換算値で客観的に判断できると考えておりましたので、この事業に限ってこのような手法を取り入れています。

志村委員 あとは、メディア掲載による広告換算値で成功報酬を加算することをもって、県が行う施策、事業の意図を正確に県民に理解してもらい、政策効果を最大限引き出すという目的に、どのようなつながっているのかということと、この効果測定はどのように行われているのか伺います。

羽田知事政策局次長 メディアでの報道は、読者・視聴者が情報に接する確率やその情報を信用する割合が高いとされており、県民や事業者等の関係機関の理解、共感を得やすい効果的な県政運営を実施するもので、有効な手段と考えております。従いまして、成功報酬は、メディアでの露出増加を通じて県政への理解・共感の獲得につながるものと考えております。効果測定につきましては、アンケート調査や県民意識調査により、情報収集の手段や県施策の認知、理解度として測定することとしております。

志村委員 「測定することとしている」ということは、されたということですか。

羽田知事政策局次長 実施しております。

志村委員 では、次に、県庁の組織的広報力支援業務について、審査項目の評価結果によれば、次点事業者のパブリック・コミュニケーション高度化における各考え方や委託業務の実施体制は、おしなべて評価が高くなっています。その具体的な内容について、受託事業者の内容と併せての説明を求めます。

羽田知事政策局次長 次点事業者の企画提案内容は、当該事業者のノウハウに関する情報でありまして、公にすることで当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあることから、情報公開条例に定める不開示情報に当たるものとして公表をしておりません。そのため具体的な内容について答弁は控えさせていただきます。

また、受託事業者の考え方につきましては、各部局と定期的なミーティングを通じまして、重要性、優先度の高いものについて効果を高める手法を検討していくこと、職員の意識やスキルの底上げを行うことなどとなっております。

小林地域ブランド・広聴広報統括官 先ほどの成功報酬の関係で、少し補足ですけれども、他の業務委託で、例えば鹿の管理報告など、成功報酬がついている業務委託は、ほかにも事例は複数あると承知しています。

志村委員 本事業は具体的にどのように行われたのか。部局別の戦略がどのように活用され、組織的広報力がどのように変化したのか、あるいは、これからしていくのかについて伺います。

羽田知事政策局次長 具体的には、課題把握やコミュニケーションに対する意識向上のため、部局長への研修や個別ヒアリングを行っております。また、各部局担当者への研修会や個別ミーティングを通じて助言を行い、部局ごと、主要施策ごとにコミュニケーション戦略の策定の支援を行いました。

戦略の活用につきましては、専門家の支援の下、コミュニケーションの目的やステークホルダーを可視化したことにより、情報伝達を意識した事業立案や事業実施に生かしております。また、広報力強化のため、人材や組織変革に向けた助言を受けまして、当広聴広報グループの体制を見直しまして、部局広報案件への伴走支援体制を強化しました。

志村委員 確認ですけれど、伴走支援も事業者がやっているのですか。

羽田知事政策局次長 現在、広聴広報グループの中で、全部局にまたがって伴走支援を実施しています。

志村委員 それは、職員の方がやっているのですか。事業者がやっているのですか。

羽田知事政策局次長 職員がやっております。

志村委員 では、広聴広報の業務委託について全般的に伺いますが、メディアプロモート、組織的広報力支援の審査を担当した審査員に、どちらか一方でも両方でも、本県の業務を受託している事業者、または関係者が入っていたのか説明を求めます。

羽田知事政策局次長 いずれの業務におきましても、危機管理広報に関する助言等を行う、戦略的広報推進業務を受託している企業の代表者が委員に含まれております。同氏は全国紙の新聞社出身で週刊誌の編集長なども務めておりまして、豊富な経験を有しております。県の広報業務に精通しているところから、報道する側の立場から事業者の提案を審査していただくために、委員を依頼したものでございます。

志村委員 広聴広報の高額な業務委託であるこの2つの事業について、予算上限額の積算根拠となっている内訳の金額の説明を求めたいと思います。

羽田知事政策局次長 まず、メディアプロモート業務につきましては、予算上限額4,299万9千円でありまして、内訳としましては、メディアプロモート計画の策定・アップロードに1千万円、プレスリリースレポート作成に5百万円、メディアへのアプローチで8百万円、取材対応支援で109万円、コンテンツ作成で3百万円、これに先ほどの成功報酬1,200万円を加えたものとなっております。

次に、県庁の組織的広報力支援業務につきましては、予算上限額5,950万円でありまして、その内訳としましては、部局別コミュニケーション戦略の策定支援に1,205万円、主要施策事業の個別広報戦略策定支援に706万円、職層別の広報業務KGI・KPIの策定支援に790万円、教育プログラムの実施に899万円、各部局の広報業務に対する伴走支援に1,410万円、組織変革への支援で399万円となっております。

（地域ブランド価値向上業務委託について）

志村委員 では続いて、地域ブランド価値向上業務委託について、見積金額で次点事業者が1点上回っていますが、提案額ではどれくらいの差があったのか伺います。

勝俣地域ブランド推進監 企画提案審査会の委員の1名が、参加事業者から提出された積算資料の内容を踏まえて、1点の差をつけたものですが、見積額の総額は参加した3社とも同じ額であり、各社の提案額に差はございませんでした。

志村委員 審査の配点が最も高く、事業の本質的な内容である業務実施における工夫の評価について、受託事業者の評価が3社で最も低く、ほかの2社の評価結果が高くなっています。他の2社の実施体制など、ほかの審査項目についてどのような違いがあったのか、具体的な説明をお願いします。

勝俣地域ブランド推進監 委員御指摘の業務実施における工夫の項目については、採択事業者の得点が最高得点の事業者の得点にわずかに及びませんでしたが、この項目の中で最も重要なオウンドメディア、ハイクオリティやまなしの企画運営に関する提案につきましては、3社の中で採択事業者が最も高い得点を獲得しております。

また、他の審査項目におきましても、実施体制を含む企画提案者の情報や基本的事項の項目は、採択事業者が最高得点でありました。

次に、他の事業者との違いについての問いでございますが、まず、企画提案者の情報の項目では、業務に関連する専門知識やノウハウの蓄積などについて、他の事業者よりも高く評価されています。また、基本的事項の項目では、ブランド価値向上に向けた戦略の目的と目指す効果、推進のイメージを有している点について、他の事業者よりも高く評価されております。

志村委員 それでは、これについても、審査を担当した審査員に本件の業務を受託している事業者、または関係者が入っていたのか伺います。

勝俣地域ブランド推進監 この審査委員会は3名の外部委員で構成しておりますが、委員の中には本県の業務を受託している事業者やその関係者は含まれておりません。県内のシンクタンクや大学からマーケティングやブランディング、本県の地域資源を生かした地域振興に関する知見を有する方に委員をお願いしております。

志村委員 それから、プロポーザル公募ということでしたけれども、次点事業者の提案内容や金額が高い評価だったということから、入札方法として効果があったと言えるのかどうか、この点について御見解をお願いします。

勝俣地域ブランド推進監 企画提案審査においては、企画力や価格といった視点に加えまして、県として目指すべき成果の獲得に向けて、企画提案書に記載された業務を効果的に進める実行力も審査項目としており、全体として最も優れた事業者を選定しております。

採択事業者は、実行力を含めた総合的な評価により最も優秀とされており、業務目的の達成に向けて、効果のある選定方法であったものと考えております。

志村委員 では、業務内容のデジタルマーケティングとその効果分析、先進性・独自性訴求プロモーション、JV支援について、実施された業務の具体的な説明をお願いします。

勝俣地域ブランド推進監 まず、デジタルマーケティングとその効果分析については、インターネットでの情報発信強化に向けて、閲覧数の推移や平均滞在時間などの指標を確認しながら、対応策についてコンサルティングを受けました。また、先進性・独自性プロモーションは、オウンドメディアを軸に外部を含む様々なメディアとの連動を図り、より広く深く県の魅力を訴求する取組を実施いたしました。

美酒・美食体験の例では、レストラン催事や料理人の産地訪問などの特集記事を、県公式SNSのほか、外部の業界専門誌やウェブ記事、インフルエンサーのSNSなどでも取り上げてもらい、相互連動を生み出す情報発信によりブランドの認知・浸透を進めました。

次に、JV支援については、本県の魅力的な産品を国内外に向けて販売する事業者に対して、販売サイトの運営やSNSを活用した広告などの効果分析を行い、リアルとデジタルを効果的に組み合わせたプロモーション手法のノウハウを高めていただきました。

志村委員 業務内容のエになりますが、本事業による令和5年度の調査結果について具体的な説明をお願いします。

勝俣地域ブランド推進監 本県のブランド戦略に沿った調査項目を設定いたしまして、消費者に対して山梨ブランドの魅力度や利用経験などを調査いたしました。

主な調査結果としては、本県の魅力度は前年から1ポイント上昇し、10%で全国25位、本県への来訪意欲は前年から1ポイント上昇し、13%で全国26位。県産品の選択意欲は前年から1ポイント下がり、11%で全国19位であり、おおむね前年度と同水準でございました。

多くの自治体が地域の魅力発信に力を入れている中で地域間競争を勝ち抜き、観光、移住あるいはビジネスの地として、本県が選ばれるために、詳細な調査結果を踏まえながら、粘り強く本県のブランド価値向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

志村委員 では、本事業やほかのやまなしブランドプロモーション強化業務など、業務委託での県外事業者の受託が目立ちますが、県内中小企業の官公需受注機会の拡大のため知事政策局としてどのように取り組んだのか、また、県内中小企業者の受注機会の確保とどのように調和を図っていく考えか見解を伺います。

勝俣地域ブランド推進監 県では、県内中小企業者の受注機会の確保に係る推進方針を定め、知事政策局といたしましても、可能なものは県内中小企業に発注するよう努めております。

一方で、高度な専門知識や企画力、実行力が求められる業務については、受託事業者の能力により事業の成果に差が生じることが想定されます。このような場合には、県内外を問わず広く企

画提案を公募しまして、最も高い成果が期待できる事業者を選定することが、結果として県内経済の振興につながると考えております。

引き続き県内事業者の受注機会確保に配慮しつつ、業務の目的や内容に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

（「やまなし」ブランドプロモーション強化業務について）

志村委員 次に、「やまなし」ブランドプロモーション強化業務について選定結果によると受託事業者の過去の実績が高評価でありますけれども、法人設立から1年半の業務実績はどのような内容か説明を求めます。

勝俣地域ブランド推進監 本業務の受託事業者は、民間企業におけるブランド戦略の実行支援業務や、組織内でプロジェクトを円滑に進めるためのPMOと呼ばれる業務の支援などの業務実績を有しております。

志村委員 受託事業者の実施体制についても高評価になっていますが、具体的な人数や体制について伺います。

勝俣地域ブランド推進監 本事業では、大手コンサルティングファームでの実績を持つ方やデジタルマーケティングの専門的知見を持つ方など、主に5名のコンサルタントで構成するチームから支援を受けております。

本事業に限らず、大手企業から独立して創業した事業者など、法人としての歴史は浅くても、経験豊富で力のある事業者は数多く存在すると理解しております。

志村委員 この事業の公募に応募した事業者は1社でありまして、プロポーザルによる相対的な評価ができないのではないかと考えますが、具体的に提案内容はどのような基準で審査されたのか伺います。

勝俣地域ブランド推進監 まず、本業務は総合的な見地から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集しております。

昨年度の公募では、県外の3社から参加申請がございましたが、そのうち2社が企画提案審査会への参加を辞退しました。理由を尋ねましたところ、1社は「人員体制を整えることが難しい」との回答、もう1社は「業務量と予算限度額が見合わない」との回答でございました。残りの1社については、企画提案審査会において、事業の実施体制や業務経験、専門知識などを厳正に審査し、受託事業者を決定いたしました。

この企画提案審査会では、委員の過半数を外部から委嘱し、さらに委員の2名以上が審査点を5割未満とした場合や、評価点を2割以下とした審査項目がある場合には、委託先として認めない制度設計となっております。

志村委員 契約金額について、提示された予算上限額と同額ですが、価格の評価が満点となっている理由

について伺います。

勝俣地域ブランド推進監 価格点につきましては、県のホームページに掲載している審査基準の計算式に基づき、応募者の中の最低価格と提案者の価格に応じて点数が算定されます。このため、本事業においては最終的に提案者が1社であったため、価格点が満点となっております。

志村委員 このプロポーザル公募で示された予算上限額について、積算の具体的な内容や内訳金額の説明をお願いします。

勝俣地域ブランド推進監 事業費の積算根拠につきましては、過去のコンサルティング事業の実績や想定される活動量などを踏まえた上で、十分に精査して積算しております。予算上限額の積算における内訳は、農政部を対象とした業務が330万円、その他の全庁を対象とした業務が3,630万円となっております。

志村委員 全庁を対象とした業務と農政部を対象とした業務は、それぞれどのように行われたのか、具体的な内容について伺います。

勝俣地域ブランド推進監 委託機関を通じて受託事業者との定期的なミーティングを実施いたしました。この間、随時、助言や資料の提供を受けながら事業のブラッシュアップなど、部局連携の取組を伴走支援していただきました。その回数は、全庁を対象としたものと農政部を対象としたものを合わせて、契約期間である令和5年7月から3月までの間に計59回、各回2時間程度でありました。

また、農政部を対象とした業務については、販売・輸出支援課を中心として支援を受けており、業務の実施方法については、全庁を対象とした業務と同様、ミーティングを主体としたものとなっております。

農政部が対象とするのは農畜水産物のブランド化ですが、その中には、ブドウや桃などの果実、富士の介などの水産物、4パーミル・イニシアチブやアニマルウェルフェアなどの産品、そういった様々な地域資源が含まれることから、手厚い支援を受けたところであります。

志村委員 今、一部、答弁いただいたかもしれませんが、業務の遂行に当たって進捗状況及びその後の実施方針を確認するために、県の担当者と毎月3回程度の打合せを実施することとされていましたが、どのような方法でどの程度行われたか伺います。

勝俣地域ブランド推進監 受託事業者とのミーティングの回数については、先ほど申し上げたとおり、委託期間を通じ、計59回、各回2時間程度行い、助言や資料提供を受けながら部局連携の取組を伴走支援していただきました。その方法につきましては、オンラインミーティングを基本としつつ、県庁内での対面によるミーティングも随時実施しました。

志村委員 4千万円近くの費用をかけて、8か月の事業期間でどのような成果が挙げられたのか。評価の参考となる成果指標の設定があればそれに基づいて、成果指標の設定がなければその理由を付し

て、本事業の成果について具体的な説明をお願いします。

勝俣地域ブランド推進監 本事業の実施を通じて得られた成果の一つとしては、戦略の実施方針の策定でございます。受託事業者の助言の下、新たにイノベーションや美酒・美食体験など、4つのプロモーションテーマや、五感を刺激する心躍る体験など、5つのハイクオリティな価値を設定し、魅力的なストーリーによる施策を推進する方針を策定いたしました。

また、各施策の露出拡大やブランドの認知・浸透に注力し、人や企業、資金を呼び込むことで地域経済の好循環を目指す方針としております。加えて、目指すKGIとして県内GDPの増大を掲げ、県民所得の年2%増加を今後の目標に設定いたしました。

本事業のもう一つの成果は、部局横断のクロス・ファンクショナル・チームを編成して、組織の枠を超えて取り組み、全体最適化を推進したことでございます。統一的な方向性を整理し、事業の集中と選択、スクラップ・アンド・ビルドなどを進めた結果、令和6年度における県庁全体のブランドプロモーション事業費は前年度の約7割に縮減しつつも、効率的で効果的な事業を予算計上できました。これらによりまして、施策効果の最大化と予算節減の両立を推進することができたと考えております。

志村委員 効果があったということで、今後も期待をしたいと思います。

（富士山登山鉄道に関する事業について）

次に、富士山登山鉄道に関する事業について伺います。

富士山登山鉄道構想パブリックコミュニケーションについて、本事業で国内外のメディアへのアプローチがどれくらい行われて、取材及びメディア掲載の実績はどうだったのか、具体的な成果、結果を伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 まずは富士山の現状や富士山観光の在り方、富士山登山鉄道構想をメディアに取り上げてもらうため、外国特派員協会での公式記者会見の開催などの業務を行っていただきました。

さらに国内メディアへのプレスリリースの発行や、海外メディア向けのメールによる情報発信を実施いたしました。また、夏には富士山へのメディアツアーを実施し、30名を超える報道関係者に参加いただき、多くのメディアで取り上げていただきました。

この結果、国内外合わせて約200件の記事露出を獲得いたしました。

志村委員 アプローチの結果、興味を持たなかったり、メディアへの掲載が実現しなかったケースはどれくらいあったのか、またその理由や取り上げられるための改善策等をメディアに聞き取りした結果はどのような回答だったか、伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 情報については委託業者が一斉に発信しまして、個別にアプローチしておりませんので、掲載が実現しなかった件数やその理由は把握しておりません。

志村委員 一応、仕様書にありましたので、確認のためにお聞きしました。
それから、PR用コンテンツ制作には具体的にどのように取り組まれたのか、また動画コンテンツの制作にはどれくらいの費用がかかっているのか、伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 PR用コンテンツといたしましてパンフレット作成、週刊誌への記事広告の掲載、その記事を基にしたリーフレットを作成いたしました。また、PR用に2種類の動画を作成いたしました、その費用は660万円で行いました。

志村委員 目標達成のためのチーム作りプログラム実施業務についても伺います。
富士山登山鉄道推進グループの担当職員に対して、職員各自が共通の目標に向かって自律的に動き、高いパフォーマンスを発揮しやすいチームとなるためのプログラムを実施されたとのことですが、共通の目標とは何だったのか、伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 共通の目標は富士山登山鉄道構想の実現であります。

志村委員 一部、さきの質問者と重複しますが、事業の契約が令和5年11月16日、年度末までの約4か月で具体的にどのような取組が行われたのか、チームのメンバーの公募や応募した人数、メンバー数や職種などの概要、企画会議の開催実績など具体的な取組内容を伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 庁内から優れた人材を集めるため、委託事業者のアドバイスを受けながら公募を行い、3名の職員、行政職2名、それから技術職1名から応募がございました。
その後、富士山登山鉄道推進グループの職員と応募した職員に対し、研修を5回開催いたしまして、職員の相互理解によるチーム力の向上やグループワークにより、県や富士北麓地域の潜在力の洗い出し、それから目指すべき未来像、そのための県の役割の明確化などを行いました。また、委託事業者が庁内の関係課へヒアリングを行い、ステークホルダーの洗い出しや整理を行いました。

（農産物の輸出拡大の取組について）

志村委員 最後に、農産物の輸出拡大の取組について伺います。
まず、令和5年度の本県農産物のうち、本事業で対象品目としているものの輸出量はどれぐらいとなったのか、品目別の実績についての説明と御所見を伺います。

小林販売・輸出支援課長 令和5年の輸出量の実績につきましては、桃が約847トン、ブドウが約335トン、スモモが約6トンでございます。品目ごとの状況といたしましては、桃に一部で核割れ果などのロス果の発生が見られ、出荷量が減少したことから、輸出量は前年比97.1%となりました。ブドウは主力品種であるシャインマスカットの生産拡大により輸出量が増加し、前年比108.9%、スモモにつきましては、一部で結実不良が発生し、出荷量が減少したことから、輸出量は前年比8割程度の水準となりました。

志村委員 農産物戦略的輸出拡大業務のうち、プロモーションや商流構築、市場調査の内訳と決算額はそれぞれ幾らか、説明を求めます。

小林販売・輸出支援課長 本委託業務につきましては、本業務の企画提案公募要領におきまして、予算上限額を示す形で企画提案を募り、委託候補者の選定を行ったものでございます。仕様書に定める業務の実施において、具体的な経費配分は指定しておらず、契約上、受託事業者が業務遂行に当たって支払った金額、つまり決算額の区分ごとの内訳まで求めているため把握しておりません。

志村委員 昨年も決算額が分かるように求めたほうがいいというやり取りをした記憶がありますが、ブラックボックスですか。

小林販売・輸出支援課長 先ほど他部局からも説明がございましたけれども、予算上限額につきましては、県としての額をお示しすることは可能でございます。

志村委員 上限額をお示ししていただきたいのと、それからお示しできなくても把握はしているという確認をさせてください。

小林販売・輸出支援課長 予算上限額の内訳については、プロモーションが2,310万円、商流構築は1,300万円、市場調査は400万円、管理費は401万円となっております。合計で4,411万円になっています。決算額の内訳につきましては、制度上、実績報告への支払明細の添付などを求めているものですから把握はしておりません。

志村委員 今後は求めていただきたいと意見をしたいと思います。
それから、プロモーションや商流構築というのは具体的にどのように行われたのか伺います。

小林販売・輸出支援課長 まず、デジタルプロモーションにつきましては、県公式SNSを香港等の9か国・地域で運用しまして、桃やブドウの品種や、牛肉、富士の介、米等の県産品の紹介や観光情報の発信なども行いました。

次にリアルプロモーションにつきましては、県内のJA等で構成される山梨県果実輸出促進協議会との連携も行いながら、現地の小売店等において桃やブドウ、スモモの販売促進イベントを19回開催いたしました。

果実流通期には、デジタルとリアルを組み合わせまして、香港等の6か国・地域において、販促イベントに合わせ、インフルエンサーを活用して小売店等への集客促進を図りました。

商流構築につきましては、物流の向上と相手国との関係性の向上を目的に取組を行いまして、香港ではロス率を低減する実証試験が、次にタイでは越境ECを活用した直接販売モデル試験、さらにUAEでは新たな商流で試験的な輸出が実現いたしました。

志村委員 それから、市場調査について具体的にどのように行われたのか、伺います。

小林販売・輸出支援課長 市場調査につきましては、県産果実の継続的な輸出拡大を図るため、輸出実績のある国や有望な国において、小売店等の販売価格や品ぞろえ、他国産の状況等の調査を行いました。

志村委員 令和5年度の輸出実績及び本業務による輸出拡大の成果はどのようなになったのかということで、輸出拡大の評価を行う成果指標とその達成度について説明を求めます。

小林販売・輸出支援課長 令和5年度に策定された県の総合計画及びやまなし農業基本計画におきまして、令和8年までに県産果実の輸出額35億円を目標として設定しており、令和8年の成果目標に向けて取組を進めています。令和5年は県産果実の輸出額が19億8,000万円、輸出量が約1,190トンとなりまして、輸出額については令和4年を下回ったものの、輸出量は増加し、過去最高となりました。

志村委員 本業務の改善点があるとすればどのようなことが考えられるか、御見解を伺います。

小林販売・輸出支援課長 県産果実の輸出先につきましては、香港と台湾で約9割を占めております。こういう状況でありますので、新規輸出先の開拓をさらに強化していくことが必要だと考えております。

志村委員 本事業や農政部も含まれる関連事業などの業務委託について、これも県外事業者の受託が続いています。県内中小企業の官公需の受注機会拡大のために、農政部としてどう取り組んだのか、また県内中小企業者に対する受注機会の確保とどのように調和を図っていく考えか、御見解を伺います。

小林販売・輸出支援課長 農政部といたしましても、可能なものは県内中小企業に発注するよう努めております。一方で高度な専門知識や企画力・実行力が求められる業務については、受託事業者の個々の能力により事業の成果に差が生じることが想定されます。

このような業務では、県内外を問わず広く企画提案を公募し、最も高い成果が期待できる事業者を選定することが、結果として県内経済の振興につながると考えております。

引き続き県内事業者の受注機会確保に配慮しつつ、業務の目的や内容に応じて適切に対応してまいります。

志村委員 販売輸出拡大については今年度も同額で予算がつけられて、また受託されているということで、広報についても、プロモーションについても、そして輸出拡大についても非常に高額です。もっと安価にディスカウントしていただきたいということを申し上げて、私の決算質疑を終わります。

質疑 感染症対策センター、県民生活部、防災局、観光文化・スポーツ部関係

（山岳遭難の備えについて）

藤本委員 説明資料、観3から4の山岳遭難の備え、山岳遭難の抑止の向上についてお聞きます。山岳遭難の発生が、全国では令和5年、60歳以上の高齢者が全遭難者の約半数を占めている

ことが報告されています。本県も山岳遭難の増加が危惧されており、特に本県の状況も全国同様、60歳以上の滑落や転倒、体調不良が目立っています。登山中の急死の多くの場合、狭心症や心筋梗塞などの心臓疾患が原因のいわゆる突然死が多くなっています。

そこで、県では令和5年度に中高年層や登山中の突然死を含め、山岳遭難の抑止にどのように取り組んだのか、お伺いします。

村松観光資源課長 令和5年度は中高年層に向けて、登山専門雑誌や山岳専門サイトで山岳遭難抑止についての記事を掲載しました。登山中の突然死の抑止につきましては、経験に見合った登山の推進のため、体力や難易度をランク分けした一覧表を公開し、周知しました。

また、山梨百名山のうち、未了であった25の山を対象に、登山道の危険箇所などを記載した地図を作成し公開することにより、山岳遭難の抑止に努めました。

藤本委員 引き続き登山での突然死、また、登山中の突然死に関わる要因を少しずつ削減していけますよう、抑止に向けた取組の強化を望みます。

また、一方で自然の中での活動は予測不可能な要素が多いため、山岳遭難の抑止には、まず登山者自ら常に慎重な行動を心がけることが大切です。

そこで、山岳遭難の抑止のため、登山者自ら慎重な行動を促すよう、登山計画書を作成することが重要だと考えますが、登山計画書の作成に向け、県ではどのような取組をされているのか、お伺いします。

村松観光資源課長 JR中央線の立川から本県に向かう電車内に、登山計画書の作成と提出を促す広告のほか、12月から翌年3月まで関係機関と協力し、県内7つの登山口で登山計画書の作成と提出を指導しました。これらの取組によりまして、令和5年は過去最多となります5万6,525件の登山計画書の提出がございました。

藤本委員 引き続き、登山計画書の作成を促す取組についての強化を求めます。

登山アプリの積極的な活用も速やかな救助につながると考えます。登山アプリは、登山者の位置情報を瞬時に把握することができ、速やかな救助に必ず結びつくため、さらなる利用拡大が不可欠です。そのため、登山アプリの活用は、遭難の危険性の軽減に効果があるはずです。

例えば、公益社団法人日本山岳ガイド協会が取り扱う、登山計画の作成と提出システムであるコンパスでは、全国の山域の登山届が提出でき、下山通知機能で安否確認が行えます。

また、ほかの登山アプリでは、登山計画書の作成に加え、電波の届かない山の中でも、スマートフォンのGPS機能を使い、現在地や登山ルートを確認できるものもあります。

そこで、本県において登山アプリで作成した登山計画書が、条例で定められている届出と同様の扱いとなるよう望みますが、県ではどのように取り組んだのか、お伺いします。

村松観光資源課長 議員御指摘のとおり、コンパスで作成いたしました登山計画書は、県への届出があったものとして取り扱ってございます。ほかのアプリにつきましては、条例で定める届出事項等を満たす必要がございますので、調整は行っているものの、時間を要しています。今後も引き続きアプリ

事業者との調整を図ってまいりたいと考えております。

藤本委員 登山アプリで作成した登山計画書が、県の条例で定められている届出と同様の扱いとなるよう、継続した取組を期待いたします。

また、登山でのガイドの利用は、登山者の安全確保のみならず、登山中の突然死の防止、そして速やかな救助の要請にもプラスになると考えます。そして、登山者の登山経験の熟度や登山の難易度に応じ、適正な山岳ガイドの利活用が行われるよう、広く事業を展開していくことが不可欠だと考えます。

そこで、県では、登山の難易度や登山者の登山経験の熟度に応じ、適切に山岳ガイドの利活用が促進するよう、どのように取り組んだのか、お伺いします。

村松観光資源課長 県では適切な山岳ガイドの利活用に向けまして、事故が起きるリスクの高い団体ツアーの事業者には、登山に精通した山岳ガイドの同行を依頼するなど、働きかけを行いました。また、ツアー以外の登山者には、厳冬期における登山口指導の際やホームページなどを通じて、ガイドの有用性について周知しました。

藤本委員 今後、SNSやホームページでの周知にとどまらず、登山の難易度や登山者の登山経験の熟度に応じた適切な山岳ガイドの利活用がさらに進みますよう、施策の前進を期待いたします。

（市町村と連携したサイクルイベントについて）

飯島（力）委員 主要施策成果説明書205ページ、サイクル王国やまなしの実現の中の④市町村と連携したサイクルツアーの実施について伺います。

山梨県は、起伏に富んだ地形や多くの地域資源があり、各地でサイクルイベントを開催できる環境があります。県として、こうした市町村に対して支援などを行う必要があると考えますが、市町村と連携したサイクルイベントの具体的な実施状況はどのようになっているのか、伺います。

二宮スポーツ振興課長 令和5年度は、市川三郷町、南アルプス市、山梨市と連携したサイクルイベントを実施しました。それぞれが持つ地域資源を活用したイベント内容となっております。

市川三郷町では、町内の寺院に点在する七福神を巡り、御朱印を集めるというストーリーを模したイベントを7月8日に開催し、21名の方が参加しました。

南アルプス市では、南アルプススーパー林道の通行規制を解除した上で、広河原でアクティビティの体験を行う、付加価値の高いサイクルイベントを6月17、18に開催し、一般の方が154名参加しました。

また、山梨市では、埼玉県境にある雁坂トンネルで、普段入ることができない避難坑を走行するイベントを8月20日に開催し、66名の方が参加しました。

飯島（力）委員 先ほど答弁にありましたが、私の地元、山梨市においても、笛吹川源流まつり、併せて雁坂トンネルを舞台としたサイクルイベントを開催し、大変好評を得ておりまして、地元からも、今後の実施に向け期待していると承知しております。こうした取組により、地元が発展するよう他の

地域でも推進してもらいたいと思うところであります。

そこで、市町村と連携して開催したサイクルイベントの今後の方向性について伺います。

二宮スポーツ振興課長 サイクルイベントを通じまして、各地にある地域資源の新たな活用策の可能性を提示することができたと思っております。

本年度の雁坂トンネルサイクルツアーでは、2年目となり、募集開始日に定員50名以上の応募があるなど、サイクルイベントとしての認知度が向上しております。特に県外からの参加者の割合は、昨年度15%から今年度約60%となっており、県外からの誘客につながっています。

今後もこうした雁坂トンネルサイクルツアーを成功事例として、県内各地に横展開を図ってまいりたいと思っております。

飯島（力）委員 引き続き、サイクル王国やまなしの実現に向け、本県の豊かな地域資源を生かしたサイクルイベントに、市町村が主体的となって取り組めるように推進していただきたいと思います。

（パラスポーツを楽しめる環境づくりについて）

次の質問に移ります。主要施策成果説明書202ページ、パラスポーツを楽しめる環境づくりの中の⑦パラスポーツコーディネーターの配置について伺います。

県では、甲府市川田町の青少年センターの旧体育館を改修し、パラスポーツ普及のための中心的役割を担うパラスポーツセンターの整備を進めており、また障害者スポーツ協会等と連携しながらイベントなどを開催し、パラスポーツの普及に取り組んでいることは承知しています。

その取組の中で、各競技団体や市町村等との連携、交流会等の企画運営を担うパラスポーツコーディネーターを令和5年度は3名配置していますが、コーディネーターの活動状況について伺います。

二宮スポーツ振興課長 コーディネーターには、関係団体との連携を中核的に担い、スポーツの機会の創出や指導者研修など、パラスポーツの普及に向けた課題の解消に取り組んでいただきました。

具体的には特別支援学校や福祉事業所など、様々な団体と連携を図りながら、体験会やパラスポーツフェスティバルの企画・運営を行いました。また、指導者向け実技研修会では、ボッチャや車椅子バスケットボールなど5種目を実施し、指導技術の向上を図りました。さらに、相談業務を担い、団体や法人また個人から、イベントや講演会などに関する相談に対応していただきました。

飯島（力）委員 次に、パラスポーツの普及を今後さらに推進していくためには、市町村と連携した取組が大切であると考えます。

そこで、パラスポーツを楽しめる環境づくりについて、令和5年度の実績を踏まえ、今後の見通しについて伺います。

二宮スポーツ振興課長 これまで関係団体と連携した体験会や講演会、フェスティバル等を実施し、スポーツの機会の創出に取り組んでまいりました。今年度末にはパラスポーツセンターが開館予定であり、

拠点となる施設ができることにより、パラスポーツの認知度が高まるものと期待しています。

今後はより身近な地域でパラスポーツに取り組んでもらえるよう、市町村との連携が重要であると考えています。そのため、今年度からパラスポーツの見識を有する方を市町村に派遣し、イベントや体験会などの開催を支援しております。

今後は、市町村担当で構成する会議の中で市町村の取組の情報共有を図り、市町村と連携しながら全県下で横展開を図ってまいります。

飯島（力）委員 引き続き市町村との連携を深めていただき、より身近な地域でパラスポーツの普及を推進していただきたいと思います。

（食の安全・安心確保、食育の推進及び食品ロスの削減について）

石原委員 主要成果説明書42ページの食の安全・安心確保、食育の推進及び食品ロスの削減についてお伺いいたします。

昨今、小林製菓の紅麴による健康被害を踏まえ、機能性表示食品制度が見直されるなど、食の安全・安心は県民にとって大変重要であります。県では山梨県食の安全・安心推進計画ややまなし食育推進計画を策定して、各種施策に取り組んでいると承知しております。

そこで、食の安全・安心確保対策、食育及び食品ロス削減の推進に寄与したとありますが、具体的にどのように取り組んだのか、お伺いいたします。

岩淵県民生活安全課長 まず、食の安全・安心の確保対策についてです。

消費者や食品関連事業者が一堂に会し、相互に意見を交わしながら、食の安全について正しく理解いただくことを目的としました食の安全・安心を語る会を開催し、238名の方々に御参加を頂きました。

また、適正な食品表示の確保を図るため、県内の食品販売店に出向き、食品表示が適切に行われているかを調査し、表示に欠落や誤りがあった場合に、その場で改善・指導等の取組を行ったところであります。

次に食育の取組についてです。

県では、特に次世代に継承すべき郷土食等として認定した、やまなしの食の知識や技術の継承に取り組む団体・個人を、食の伝承マイスターとして認証しております。昨年度は、料理研究家の依田萬代氏及び一般社団法人山梨県調理師会を認証し、やまなしの食の継承に御尽力いただくこととなり、食の伝承マイスターのラインアップの充実を図ったところです。

また、県内のNPO法人へ委託し、ほうとうやみみ、甘納豆のお赤飯など、やまなしの食の調理体験教室を延べ20か所の子ども食堂で開催し、合計486名に御参加を頂きました。

最後に食品ロス削減の取組についてです。

食品ロス削減月間であります10月に、県民を対象とした啓発イベントを開催したほか、デジタルブックを作成し、県民の食品ロス削減に向けた意識の醸成を図りました。

また、県庁内やヴァンフォーレ甲府と協働し、フードドライブを計4回行い、集まった食品を県社会福祉協議会へ寄附し、有効活用していただき、食品ロスの削減につなげました。

石原委員 ありがとうございます。多くの取組をされていると理解いたしました。
食品ロス削減啓発デジタルブックはどのようなものか、また具体的にどのように活用しているのか、お伺いいたします。

岩淵県民生活安全課長 食品ロス削減デジタルブックとは、食品ロスの現状や山梨県における取組、家庭での削減方法、余った食材を使ったレシピなどを掲載した教材を作成し、電子ブック化したものです。
具体的な活用方法としては、子供にも理解しやすい内容とし、家庭や小中学校の家庭科の授業などで活用していただけますよう、県ホームページにも掲載しました。小学生のお子さんを待つ親御さんからは、分かりやすく書かれていて家庭学習に役立っているなどとの好評を頂いております。

石原委員 食の安全・安心、食育、そして食品ロス削減は、県民の生活に深く関わる重要な課題であると思います。県が多角的にアプローチしていることが十分分かりました。これからの課題に対しては、県民の意識向上を図るための取組が非常に重要であると思います。県として引き続き積極的に御尽力いただくことを期待しまして終わります。

（感染症予防費、市町村との緊密な協力体制の構築について）

伊藤委員 まず初めに、主要施策成果説明書の7ページの感染症予防費、市町村との緊密な協力体制の構築について何点かお伺いいたします。

まず、令和5年度にこの事業は、保健所を設置する甲府市はもとより、他の市町村とも感染症に関する研修や訓練を通じて連携を強化し、新興感染症の発生時において、円滑に情報共有し、役割を分担し、協力して県民への支援が適切に行える体制を構築するため、事業を行っております。

最初に、医療機関や市町村などが参加する訓練を実施しているのですが、その内容についてお伺いいたします。

遠藤感染症対策監 昨年10月に国中地域を対象に県CDCや保健所のほか、病院や診療所、市町村など、感染症対策を実行する上で連携が不可欠な関係機関から153人が参加した訓練を実施しました。訓練では、新たな感染症の患者が県内で初めて発生したとの想定の下、県CDCの情報発信から医療機関が初動体制を構築するまでの対応や入院調整の方法などについて確認しました。

また、市町村につきましては、甲斐市、中央市、昭和町の2市1町に参加いただきまして、住民からの受診相談や不安の声の対応について、保健所との情報交換や役割分担の在り方など、有事において迅速かつ円滑に連絡調整が行われるよう確認を行いました。

伊藤委員 次に、新興感染症の発生時における市町村との役割分担が、どのように変わってきたのか教えてください。

遠藤感染症対策監 国は新型コロナ対応における課題を踏まえまして、令和4年12月に感染症法を改正して自宅療養者の生活支援や健康観察について、必要に応じて県は市町村に協力を求めることとされ、

県は必要となる情報を市町村に提供することとなりました。

これにより、本県におきましても、新型コロナ対応時には、県が中心となって実施していた自宅療養者への生活物資の支給、妊婦や小さなお子様のいらっしゃる世帯、独り暮らしの高齢者など、特に配慮を要する自宅療養者に対する健康観察について、今後、新興感染症が発生した際には市町村が中心となって対応するよう、役割分担を明確にしたところでございます。

伊藤委員 最後に、各市町村との協力の体制は構築できているのか、伺います。

遠藤感染症対策監 今、お答えしました、今後の新興感染症発生時における生活物資の支給などの役割分担や、市町村から県への職員の派遣につきましては、昨年度、2回にわたり市町村説明会を実施し、体制の構築等をお願いしました。

また、保健所ごとに開催する市町村や地域の医療機関の関係者から成る会議におきましても、それぞれの役割分担について御説明し、御理解いただきました。

加えまして、市町村や医療機関が参加する感染症の発生を想定した訓練の実施により、有事における円滑な連携体制を市町村などと構築することとしております。

伊藤委員 コロナが発生した当時、私はまだ甲斐市の市議会議員をやらせていただいていたのですが、市町村の中でも非常に混乱が生じて、市民が訪れて問合せをしても「それは県がやっていることだから、それは県がやっていることだから」という状態から、ここまで市町村との連携が取れて体制ができていることに本当に感謝を申し上げます。

今後ともしっかりと市町村との業務分担や協力体制の強化をしていただき、県民の安全をお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

（ひきこもり対策の推進について）

次に主要施策成果説明書の86ページ、ひきこもりの対策の推進について何点か伺わせていただきます。

まず、ひきこもりの状態にある方が社会につながるができるよう、様々な事業を令和5年も行っているわけですが、何点か伺わせてください。

まず、ひきこもり実態調査を実施しておりますが、その調査結果を伺います。

武井県民生活総務課長 本年2月の実態調査では、県内の15歳から69歳までの男女4千人の方にアンケートを行い、1,665人の方から回答を得られました。このうち、男性17人、女性15人の計32人の方がひきこもりの状態との結果となりました。

なお、回答者に占めるひきこもり状態の方の割合は約2%、ひきこもりの主なきっかけは人間関係の悪化ということで、国が令和5年に公表した全国調査の結果とほぼ同様の傾向となっております。

伊藤委員 まず、4千人のアンケートをして1,665人ということで、男性が17人、女性が15人、合計で32人ということで、2%、全国的に同じ傾向だということだと思います。2%といいま

しても、私の身近な場所でも、ひきこもっている方がいると感じているところです。

次に、ひきこもり支援団体の認証4団体はどのような団体か、伺います。

武井県民生活総務課長 県では、相談支援や生活等支援、就労支援、居場所の提供など、いずれかの支援を継続しており、かつ支援内容の明示や支援員の育成などに積極的に取り組む、一定の基準を満たす民間団体をひきこもり支援団体として認証しております。

4団体の名称は、昭和町のNPO法人永弘会、南アルプス市のきらめき久美ファーム、中央市にあるNPO法人山梨県キャリアコンサルティング協会、富士川町にあるNPO法人南風会の4団体です。

支援の例としましては、農業体験を通じて地域の方と関わりを持たせ、安心して働ける場所として、農作業や農産物加工作業に従事してもらう取組を行っています。また、月に2回程度、若者が気軽に集まり親睦を深める場、悩みを相談する場の提供などを行っています。このほか、常時、電話やメールでの相談対応や社会適応訓練なども実施しております。

伊藤委員 引き続き、こういった団体の皆様と協力しながら取り組んでいただけたらと思います。
最後に、職業体験モデル事業を行っておりますが、その事業内容をお伺いさせていただきます。

武井県民生活総務課長 職業体験モデル事業は、ひきこもり状態にある方の社会参加を支援するため、労働体験の機会を提供する事業です。ひきこもり当事者に対して職業適性の助言からインターンシップの機会の提供までを一貫して行うことで、自身の適性に合った職種探しを可能とする事業内容となっています。

令和5年度の参加者数は延べ20名となっており、この事業を通じて1名が正規職員として、5名がパートとして、それぞれ就労に至ったところであります。

伊藤委員 令和5年度の20名のうち、1名が正規職員、そして5名がパートとして就労に至ったということで、これはとても重要な事業だと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。
今後もひきこもり状態にある方が社会とつながることができるよう、よろしくお願い申し上げます。まして、次の質問に移らせていただきます。

（防災意識の向上と自助努力の促進について）

次に主要施策成果説明書の21ページの防災意識の向上と自助努力の推進についてお伺いします。

災害時における被害を軽減するには、自助・共助・公助の連携が極めて大切というのは言うまでもありませんが、様々取り組んできた事業について何点が伺います。

まず、最初に防災シンポジウムの内容と実績について伺います。

林防災局次長 関東大震災から100年に当たる昨年度のシンポジウムは、首都直下地震で大きな被害が想定される地域を所管する関東地方整備局と連携し、甲府地方気象台や甲府河川国道事務所との共催により、令和5年7月21日に県立文学館で開催をいたしております。シンポジウムでは、「大規

模地震から命を守る『連携・実践・わがこと化』と題し、新潟大学危機管理センター教授の田村圭子氏により、応援・受援の在り方について基調講演を頂きました。

また、東日本大震災の被災経験や応援受入対応の経験など、様々な教訓について紹介していただくため、宮城県気仙沼市の市長をお招きし、「関東大震災100年に学ぶ 山梨県における地震防災」をテーマにパネルディスカッションを実施いたしました。

自主防災組織や市町村職員など207名の参加者に対し、地域と関係機関との連携の重要性や、有事の際に主体的に動くことができるよう、平時から実践的訓練を積み重ねることの重要性を訴えたところであります。

伊藤委員 次に、市町村との共催による地震防災訓練の実施状況についてお伺いいたします。

林防災局次長 昨年度の地震防災訓練は、災害時における警察、消防、自衛隊、国土交通省、甲府地方気象台、関係防災機関・団体との連携の強化と住民の防災意識の高揚を図るため、昭和町と共催し、関係者、地域住民など千名の参加を得て、令和5年11月26日に押原中学校のグラウンドで実施いたしました。

訓練では、地域住民が災害時の初動対応の様子や展示された防災機器などを実際に目にするができるため、日頃から防災に関する正しい知識を身につけておく必要性や、自助による備えの重要性などを改めて考える機会としていただくことを期待して取り組んだところであります。

伊藤委員 引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、防災安全センターにおける起震装置体験等の実施の状況についてお伺いします。

林防災局次長 昨年度の地震体験車の利用状況については、イベントなどへの出張などを通じまして、年間で1万1,000人を超える方に御利用いただきました。また、建物内の起震装置につきましても3,200人を超える方に体験いただきました。

体験・実感できる防災啓発は大変効果があると考えておりますので、子供からお年寄りまで、幅広い世代の皆さんに地震の疑似体験をしていただけるよう、起震車や起震装置の一層の活用を図り、防災意識の向上と災害に対する知識の普及、地域や家庭における大規模災害に対する備えを促していきたいと考えております。

伊藤委員 実は、先日、私の地域の自治会でも起震車に来ていただき、体験させていただきました。急遽の募集だったのですが、70名から90名ぐらい来ていただいて体験する中で、震度7がこれほど揺れるものなのかと感じました。テーブルが固定していなかったら潜ることもできないという体験を通じて、防災意識が地域でも上がっておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後に、能登半島地震などの状況を踏まえると、県民の防災意識の向上と自助努力を促進することは大変重要であると考えております。お伺いした状況を踏まえて、今後の取組の方向性について現在の考えを伺います。

林防災局次長 本年8月の南海トラフ地震臨時情報の発表後、県民一人一人の防災の備えに対する意識や関心
は確実に高まっており、県としては、これが一過性のものとならないよう、県民の皆様と引き続
き防災意識の共有をし、防災意識を高めていきたいと考えております。

また、自助努力の促進としては、例えば備蓄について、災害時にも必要となる食料や消耗品を
日常的に多めに購入しておき、賞味期限が切れる前に定期的に消費して、その都度買い足してい
くローリングストックと呼ばれる備蓄方法の定着を図るほか、災害のためだけに備えないフェー
ズフリーの考え方を広く普及・啓発していくことに努め、非常時の備えという壁を低くし、自助
促進を図ってまいりたいと考えております。

伊藤委員 引き続きよろしくお願いいたします。地域でも自助が向上するように、私どもも取り組んでい
きたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

（地域資源の掘り起こしと磨き上げについて）

寺田委員 成果説明書30ページの地域資源の掘り起こしと磨き上げについてお伺いします。

まず、本施策において、観光宣伝費の予算現額3千万円余に対し、決算額8百万円余となった
ことについて事情をお伺いいたします。

齊藤観光振興課長 多言語予約サイトへの掲載を支援する当該事業は、外国人観光客の利便性向上と観光消費額
拡大を図るため行ったものであります。県内全域の観光事業者を対象に、予約サイト活用の現状
についてヒアリング調査を行うとともに、多言語予約サイトへの掲載を希望する事業者に対して
は、サイトへの掲載支援を行いました。

飲食店や観光体験施設、ワイナリーなどを対象に600社からの聞き取りを行ったところであ
りますが、コロナ感染症が5類に移行後、8か月が経過し、観光客が復調傾向にあったことや、
民間グルメサイトによる予約システムが急速に拡大したこともあり、掲載支援については5件に
とどまっております。

寺田委員 差額になった部分をもう少し的確にお答えいただけますか。

齊藤観光振興課長 差額になった部分は、事業者への補助の部分になります。

寺田委員 補助が予想より下回ったということで理解しました。

続いて、高付加価値な観光商品造成に向けた観光市場分析の実施について、分析内容と活用方
法を簡潔にお答えいただければと思います。

村松観光資源課長 峡南地域を訪れた観光客を対象にアンケートを行ったところ、50代から60代の関東地方
在住で既婚の方、30代から40代で初めて峡南地域を訪れた方、この2つの層が多かったこと
から、これらを遡求効果が大きいターゲット層として分析したところでございます。

また、ターゲット層のうち「非常に満足」かつ「また来たい」と回答した方の多くが、神社仏
閣や農産物等販売所を訪れていたことから、歴史・文化と食に関わる地域資源を活用することが

特に重要と分析いたしました。

この結果につきましては、本年度に実施している地域資源を核とした旅行商品の開発支援において、ターゲット層の明確化やコースの選定、他の地域との差別化などに活用してございます。

寺田委員 地域資源の掘り起こしと磨き上げという施策は、本県の観光産業の活性化において重要な施策と考えておりますけれども、文化財保護費を除いた部分においては、この決算額でどれだけの掘り起こしと磨き上げができたかと県として評価しているのか、御見解を伺います。

杉田観光文化・スポーツ総務課長 令和5年度につきましては、アクティビティ・ベース事業と峡南地域5町が連携した取組による観光資源の掘り起こしや磨き上げに注力してまいりました。その結果、これまでに富士河口湖町内のアクティビティ・ベースではF U J I YAMAツインテラスのツアーや織物文化体験など、31のプログラムが開発されました。また、身延町内のアクティビティ・ベースでは、身延山ガイドツアー、着物の着付け体験、おにぎり作りなど40のプログラムが開発されたところです。

これまで埋もれていた活動に光を当てたり、外国語に対応できなかった事業者のアクティビティに通訳ガイドをつけ、プログラム化して提供することで、インバウンドを引きつける観光資源になったものと考えております。

また、峡南地域におきましては、事業者向けワークショップを開催し、与謝野晶子が宿泊した江戸時代から続く酒蔵や、日蓮上人が弟子を励ますために手紙を書いたという歴史などを掘り起こし、今年度、これら地域固有の歴史・文化を活用した観光商品の開発を支援したところです。

これらの取組によりまして一定の成果があったものと考えておりますが、いまだ途上にあるため、今後も引き続き地域資源の掘り起こしと磨き上げを行い、高付加価値化を進めてまいりたいと思います。

寺田委員 御答弁を伺いまして、限られた財源の中で地域資源の掘り起こしと磨き上げの御努力を伺うことができました。今年度の成果をしっかりと次年度以降に生かしていただくとともに、本事業がより大きな事業となって地域活性化をさらに促すことを期待しまして、次の質問に参ります。

（インターネットを介するトラブル及び犯罪について）

続きまして、インターネットを介するトラブル及び犯罪についてお伺いしたいといたします。

成果説明書43ページ、ネットトラブルの防止と被害者保護・救済の推進について、県民生活の観点から、具体的な取組内容についてお伺いいたします。

岩淵県民生活安全課長 県では、ネット上の違法有害情報対策の専門家を招きまして、広く県民向けに「インターネットと人権侵害」をテーマとした人権啓発講演会を開催しました。このほか、県内の小中学校や大学5校で開催された研修会に、人権問題に精通する講師を派遣しました。

また、甲府地方法務局、県弁護士会、県警察本部と連携し、県民等の人権に関する関係機関連絡会議を設置し、ネット上での県民に対する誹謗中傷など、重大な人権侵害の発生に迅速に対応できる体制を整えております。昨年度は具体的な対応事案はございませんでしたが、関係機関の

誹謗中傷などに係る取組について情報共有を行いました。

寺田委員 様々な取組を行っていることが確認できました。

そのような中、昨今、急増しているいわゆる闇バイトについて、県として闇バイト事案に対してどのような取組を行っているのか、御見解をお伺いいたします。

岩渕県民生活安全課長 本県では、関東と隣接する土地柄や高齢者の割合が多いという特徴から、今後、闇バイトに関連する犯罪の被害者や加害者が発生する可能性は否定できないと考えております。

県では、これまで犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりを推進するため、関係機関と連携し、自主的な防犯活動の情報交換を行う研修会の開催など、各種の防犯活動に取り組んでまいりました。

闇バイト事案に対しても、インターネットを介したサイバー犯罪の捜査を行っている県警察としっかりと連携いたしまして、県民が犯罪に加担しないよう、また、犯罪被害に巻き込まれないよう、注意喚起と普及啓発の強化を図ってまいりたいと考えております。

寺田委員 御答弁にありましたとおり、関東と山梨が隣接しているというところ、そして、危機意識があることを確認できました。

ネットの分野は日々新しい問題が生じ得るというところで、引き続き調査研究しながら対応していただきたいと思います。

他の関連部分につきましては、警察本部に伺うことといたしまして、質問を終わります。

質疑 林政部、警察本部関係

（県警察における警察力の強化等について）

藤本委員 説明資料、警4の県警察における警察力の強化等について伺います。

警察という職業が、子供たちの憧れの職業として度々取り上げられていることは御案内のとおりであり、警察官や警察職員の方々にはそういった声に応え、なお一層活躍を期待します。

さて、警察法第2条には個人の生命、身体、財産を保護し、公共の安全と秩序を維持することが警察の責務であると明記されています。県警察がその責務を果たすためには、捜査体制の強化や平素からの訓練などを通じた警察官の能力向上のほか、ワーク・ライフ・バランスを実現できる働きやすい職場環境を整えるなど、警察力の強化に向けた幅広い取組が必要だと考えます。

そこで、県警察として警察力の強化と充実に向け、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

佐藤警務部参事官 御指摘のとおり、様々な治安事象に適切に対処し、良好な治安を維持するためには、警察力の強化と充実が重要と認識しております。そのため、県警察では治安情勢等を踏まえた体制の最適化、職員の能力向上、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進しております。

まず、体制の最適化については、令和5年度末の組織改正において、新たな治安事象として全国的な課題となっている、匿名流動型犯罪グループによる犯罪等に的確に対処するため、担当係

を新設するなど、必要な体制を整備しました。

また、職員の能力向上については、令和5年度中、職務執行の根拠法令等を体系的に確認できるツールの作成、本部担当所属が現場の職務上の疑問点等に回答し、その質疑応答内容を全職員が共有できるシステムの設置など、職務に必要な知識の習得を支援する取組を開始するとともに、職務執行の各現場を想定したブラインド方式によるロールプレイング訓練を推進するなど、得られた知識のさらなる定着と深化を図っています。併せて、退職した警察幹部による講義を通じた専門的な知識及び技能等の伝承にも努めております。

さらに、職員のワーク・ライフ・バランスについては、業務の合理化とともに超過勤務の縮減や年次休暇、男性職員の育児休業等の取得を促進しております。特に、男性職員の育児休業取得については、令和5年度から、警察署の警察官が育児休業を取得する際、一定の条件の下、警察本部から代替要員を派遣する制度を開始するなど、さらなる取得促進に資する取組を推進しています。

県警察は、これらの取組を含め、引き続き治安情勢の変化や新たなニーズを的確に把握するとともに、これらに対応できる警察力の強化と充実に向けた不断の取組を推進し、県民の安全と安心の確保に努めてまいります。

藤本委員

近年では、それ以上にサイバー犯罪等に対処するための能力の向上や県民のセキュリティ意識を高める取組も求められ、警察ができることは警察が、県民ができることは県民がといった、官民が力を合わせて、さらに警察官同士の意思の疎通も十分に図れるよう、総合的な対策に取り組むことも非常に大事だと考えます。

そこで、令和5年度はサイバー犯罪の防止と対処能力の向上に向けてどのように取り組んだのか、加えて、それらに取り組む中でどのような課題があり、課題の解決に向け、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

戸澤サイバー犯罪対策課長 県警察では、令和5年4月にサイバー犯罪対策課を新設して、サイバー事案への対処体制を強化するとともに、全職員に対するオンライン学習や集中的な研修プログラムなどにより、サイバー人材の育成に取り組んでおり、一部の職員はIT分野の国家資格を取得するなど、その成果も現れております。

官民連携としましては、関係機関や事業者との協議会等において、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー等が発信する最新のサイバー情勢や、犯行手口に関する情報を共有しております。とりわけ重要インフラ事業者等に対しましては、脅威情報の提供や助言をするとともに、事案発生を想定した実践的な対処訓練を実施しております。

次に課題ですが、高度で専門的なサイバー人材の確保が挙げられます。これにつきましては、IT企業への周知や就職支援サイト等への広告掲載などにより、募集活動を継続してまいります。

県警察としましては、今後ともサイバー空間における対処能力の向上に努め、県民のサイバー空間の安全・安心の確保に万全を期してまいります。

藤本委員

昨今、不安定な治安情勢にある中東のニュースを目の当たりにすると、日本国内は大丈夫かと心配になることがあります。特に国際的なテロリストによるテロ行為は、不特定多数の国民が犠

性となり得る極めて悪質な犯行と言え、県民の安全・安心の確保を担う県警察への県民の期待は、非常に大きいものと考えます。

そこで、このような国際テロの脅威から県民を守るための取組について伺います。

渡邊警備第二課長 県警察では、国際テロを未然に防止するため、関連情報の収集に努めるとともに、テロの標的となり得る電力、ガス、鉄道などの重要インフラ関連事業者や、ソフトターゲットと言われるイベント会場や大規模集客施設を管理する事業者などを会員とする、官民連携組織のテロ対策等官民ネットワーク・山梨を設置し、国際テロ情勢等を共有したり、会員事業者と警察が連携した事態対処訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策に努めております。

藤本委員 令和4年7月に安倍元総理が街頭演説中に銃撃されて命を失うという大変衝撃的な事件が発生し、また昨年4月には岸田前総理が街頭演説中に爆発物を投てきされる事件が発生していますが、県警察として要人の警護にどのように取り組んでいるのか、伺います。

渡邊警備第二課長 県警察では、警護対象者と聴衆の安全を確保するため、警察庁による警護計画案の審査を受けております。警護の現場においては、主催者と緊密に連携し、必要に応じた装備資機材の活用を図るとともに、不審な者への職務質問を徹底するなど、安全確保に努めております。また、平素は銃器や刃物から警護対象者を守る訓練や車列の走行訓練などを行い、警護員の技能向上を図っております。

藤本委員 引き続き、警察力の強化に全力で取り組んでいただきたいということと、要人の警護に対しましては、抑止力と対処力の向上のための取組の充実を願います。

（森林病虫害被害対策について）

飯島（力）委員 主要施策成果説明書15ページの森林の公益的機能の維持・増進に係る森林病虫害の被害対策についてであります。

本県は、県土の約8割を森林が占める全国有数の森林県です。森林は木材生産だけではなく、水源の保全や山地災害の防止など、多くの公益的な機能を持ち、私たちの生活を支える重要な役割を果たしています。

私の地元である山梨市には、武田氏が大洪水に備えてアカマツなどを植林したとされる万力林があります。ここには多くの松と共にナラの木も育っていますが、紅葉の時期でもないのに枯れている木が見られるようになりました。これは、昨年、山梨市でも初めて確認されたナラ枯れが原因とのことで、身近な場所でも森林病虫害の被害が発生していることを実感しています。

このような森林病虫害による被害は、森林資源の損失だけではなく、公益的機能の低下にもつながりかねません。そのため、森林に大きな被害をもたらす森林病虫害に対して、被害の状況に応じた適切な対策が重要だと考えます。

そこで伺います。本県において依然として被害の続く松くい虫や、近年急増していると聞くナラ枯れ被害の対策について、県ではどのような方針で取り組んでいるのか、伺います。

伊川森林整備課長 森林病虫害への対策は、基本的に民有林は市町村が、県有林は県が防除を行うこととしております。松くい虫被害については、森林病虫害等防除法に基づき、万力林や昇仙峡など、県内松林全体の約2割を保全すべき松林として指定するとともに、その周辺を被害拡大防止区域として指定しております。

また、近年被害が拡大している富士北麓地域などを被害先端地域に位置づけ、これらのエリアにおいて被害木の薫蒸処理や予防のための薬剤注入など、被害の拡大防止に努める方針であります。

次に、ナラ枯れについては、本県で初めて確認された令和元年以降に被害が急増し、被害の早期収束には発生初期段階の防除が有効であることから、全量駆除を基本として伐倒、薫蒸など徹底防除に努める方針でございます。

飯島（力）委員 次に、被害が拡大しているナラ枯れについて、具体的な被害対策の内容を伺います。

伊川森林整備課長 ナラ枯れ被害は、夏以降、葉が枯れ込むなどの症状から発見されるため、まず市町村と連携し、8月から9月にかけて、集中的に被害状況の調査を行っております。判明した被害木には原因となる昆虫が侵入しているため、伐採した状態、または、立木の状態で薫蒸処理を行うほか、被害木に粘着シートを巻き付け捕殺するなど、令和5年度では2,575m³を処理しています。

こうした対策の結果、被害量は令和3年度の9,373m³をピークとして減少に転じまして、令和5年度ではその約2割まで減少しております。

一方、被害地域につきましては、県北部に拡大傾向にあることから、引き続き、被害の終息に向け、徹底した防止に取り組んでまいります。

飯島（力）委員 引き続き、森林の公益的機能の維持・増進に向け、森林病虫害の被害対策を積極的に推進していただきたいと願い、質問を終わります。

（インターネットを介するトラブル及び犯罪について）

寺田委員 インターネットを介するトラブル及び犯罪について、警察本部所管の部分について、お伺いしたいと思います。

最近、首都圏で強盗事件が相次いで発生しており、県民の皆様も人ごとではなく不安を感じているとの声をよくお聞きします。報道によると、SNS上でいわゆる闇バイトとして犯罪に加担する者を募っていると承知しておりますが、令和5年度に県警察がインターネット上で行った闇バイト対策には、どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

戸澤サイバー犯罪対策課長 県警察では、インターネット上におけるいわゆる闇バイト対策として、県警ホームページ、県警YouTube、県警Xにおいて、その危険性について注意喚起をしております。

また、サイバーパトロール等により、いわゆる闇バイト関係の投稿の把握に努めるとともに、闇バイトや裏バイトといった直接的な表現や受け子、出し子の隠語とされるUDという単語が記載されているものなどを見つけた場合は、その都度、投稿者に個別に警告を返信し、当該実行犯の募集情報に応募しようとしている人への注意喚起も併せて行っております。

寺田委員 御答弁いただいたその取組にはどのような効果があるのか、お伺いいたします。

戸澤サイバー犯罪対策課長 令和5年度下半期で見ますと、1, 157件の投稿に個別に警告したところ、1, 157件全てが削除されております。

寺田委員 成果をお聞きいたしました。

今はインターネット上の取組ということでありますけれども、インターネット上以外において令和5年度に県警が行ったいわゆる闇バイト対策としてはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

所生活安全部参事官 インターネット上以外の対策としましては、いわゆる闇バイトは犯罪行為であり、一度加担してしまうと、辞めたいと思っても、応募時に犯人グループに送られた自分自身や家族等の個人情報に基づき「家に行く。周囲の人に危害を加える」と脅され、逮捕されるまで抜け出せないという危険性について、ラジオ番組やタクシーの車内モニター、チラシ配布などを通じ、注意喚起を行っているほか、中学生や高校生などに対する防犯講話を行っております。

寺田委員 闇バイト対策に関しては、インターネット、そして、リアルの両面から取組を行っていただいていると確認できました。様々な新しい形態の犯罪が日々発生し、特にインターネット等デジタル技術の進展を背景とした犯罪は、その傾向が顕著であると思っております。関係法令等の整備も必要なことではありますけれども、県警察の皆さんの取組に感謝と期待を申し上げまして、質問を終わります。

（山中湖畔県有地について）

菅野委員 説明資料、林17ページ、山中湖畔県有地について伺います。

山中湖畔県有地の富士急行との裁判の経過について、県は令和5年11月に広報誌ふれあいで県有地特集の臨時号を発行しました。まだ第三者委員会等での検証が行われていませんでしたが、なぜこのタイミングだったのですか。答弁を求めます。

渡邊森林政策課長 契約の有効性を争った裁判につきまして、昨年8月に東京高裁での判決が確定しましたが、この裁判の争点及びその後の賃料交渉に向けた意義を、県民に理解していただくことが適当であると考えたためでございます。

菅野委員 賃料交渉のための弁護士費用220万円についてです。

山中湖畔県有地裁判で2億円の弁護士費用を使った上に、さらになぜ弁護士費用が必要だったのですか。再度、不動産鑑定を行ったのはなぜですか。併せて答弁を求めます。

渡邊森林政策課長 裁判の追行事務とその後の賃料交渉の事務は全く別のものございまして、旧日弁連報酬基準によりますと、それぞれについて着手金を別途要することとなっております。

また、不動産鑑定につきましても、さきの裁判で契約が有効であることが確定したことから、これを前提としまして賃料を改めて評価するべく、鑑定を依頼したものです。

菅野委員 山中湖畔県有地問題の検証によって、経過と事実関係を明らかにすることが必要であると考えます。

賃料交渉の成功報酬が債務負担行為とされましたが、限度額について金額が明記されておらず、算定根拠が不明瞭だと思います。何をもっていくらの賃料決定なら成功と言えるのか、また、成功報酬金額の根拠や計算式を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

（学校等の通学路対策について）

次の質問に移ります。説明資料、警5ページの通学路対策について伺います。

令和4年度に小学校や放課後児童クラブ、保育所等の周辺の横断歩道や一時停止などについて、723件の緊急整備が行われました。こうした学校等の通学路対策について、令和4年度と比較して、令和5年度はどのような整備が何件行われたのか、伺います。

手塚交通規制課長 小学校等の周辺における横断歩道及び一時停止の標示の補修については、令和4年度が723か所の緊急整備分を含め830か所、緊急整備分がなかった令和5年度は110か所を整備いたしました。

また、小学校等の周辺における信号機の新設等については、令和4年度が10か所、令和5年度が9か所を整備いたしました。

令和4年度の小学校等の周辺における横断歩道及び一時停止の標示の補修箇所数が令和5年度を大きく上回っている理由は、令和4年度は、単年度の新規事業として小学校等周辺道路標示緊急整備事業費1億410万8千円が認められたためであります。当該新規事業分を除けば、令和4年度と令和5年度で横断歩道及び一時停止の標示、信号機等の整備箇所数に大きな違いはありません。

菅野委員 確認ですが、令和4年度は緊急整備が行われた分、令和5年度と比べると横断歩道や一時停止等についての整備が進んだということによろしいのでしょうか。

手塚交通規制課長 そのとおりでございます。

菅野委員 通学路対策としては、横断歩道や道路標示の摩耗など、学校から離れた場所も整備の対象になるのではないのでしょうか。一時的な事業にとどめず継続的な修繕や補修が必要だと考えますが、昨年度の到達を踏まえてどのようにお考えですか。

手塚交通規制課長 令和4年度に実施した緊急整備事業では、学校周辺のみならず通学路全体における横断歩道及び一時停止の標示の補修を実施しております。県警察では、通常の警察活動を通じ、または、保護者、学校関係者、道路管理者等と連携を図りながら、通学路等において補修等が必要な箇所を不断に把握して、優先順位を付し、予算の範囲内で横断歩道や一時停止の標示の補修等を今後

も継続的に講じてまいります。

菅野委員 継続した修繕や補修を行うには、計画に即して対応できるような財源の確保が必要だと思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

手塚交通規制課長 県警察といたしましては、児童等の交通安全の確保に向けて、必要な横断歩道の設置や一定区域内の最高速度を時速30kmに指定するゾーン30の整備など、交通環境の整備を継続的に行うとともに、交通指導取締りや関係機関等と連携した見守り活動、安全教育の普及等の必要な施策をなお一層推進してまいります。

菅野委員 通学路の横断歩道や道路標示の修繕や補修については、その都度、必要に応じて行うべきであり、単年度の緊急的な予算の増額ではなく、経年的に十分な予算の確保が必要だと思います。

質疑 総務部、出納局、教育委員会関係

（個人県民税における収入未済及び不納欠損について）

山田委員 私は、議員として、歳入欠陥を起こしては困るということで、予算執行のためにも、収入未済額、それから不納欠損額について一貫して質問してきておりますので、その趣旨に従って最後の質問をさせていただきます。

説明資料の総1から2であります。

総務部の中でも、特に県税関係であれば、収入未済額は7億9百万円余、それから不納欠損額約5,200万円余であります。

その中で、特に個人県民税における収入未済額ということで、総額では約5億3千万円余でございますが、前年度に比較して約2,700万円余増加しているわけでありまして、その具体的な要因についてお伺いをいたします。

森山税務課長 個人県民税の収入未済額が増加した要因といたしましては、個人県民税の徴収率自体は昨年度よりも上昇しているものの、昨年度に比べ課税額が増加したことにより、相対的に収入未済額が増加したものでございます。

令和5年度の個人県民税の徴収率は98.2%となっております、令和4年度の98.1%よりも0.1ポイント上昇しております。

また、令和5年度の個人県民税の課税額につきましては、305億8,133万円となっております、個人所得の増加により、令和4年度の課税額293億4,735万円から12億3,400万円増加しています。

山田委員 徴収率98.2%ということで、前年よりよくなった。御案内のように、国税の所得税と違って、県民税は翌年の課税ということでありますから、社会の様子とは1年ずれてくるということでございます。

次に、不納欠損についてお伺いをするわけですが、根拠条文としては、地方税法第18条の5

年の消滅時効、地方税法第15条の7第4項、それから第5項が根拠条文になろうかと思います。特に平成20年頃から山梨県地方税滞納整理推進機構をつくって、これはうまく制度をよくつくったと思いますが、当初の目的が終わった以降も、今も続いていると伺っています。この機構が大分効果を今も発揮しているわけではありますが、その中でも収入未済や不納欠損が多くあるという現実があるかと思いますが、その具体的な内容について伺いたいします。

森山税務課長 不納欠損についてのお尋ねでございますが、不納欠損となるものにつきましては、地方税法では、滞納処分を執行できる財産がない、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがある等の理由により、滞納処分の執行を停止し、その後3年を経過したもの、それから、滞納処分の執行停止時において徴収できないことが明らかであるため、直ちに納税義務を消滅させたもの、それから、法定納期限等の後5年を経過して時効により消滅したもの、この3つがございます。

個人県民税の昨年度の不納欠損処理の内訳としましては、滞納処分の執行停止後3年を経過したもの、それから執行停止時に直ちに消滅させたもので、全体の48.5%を占めております。これに執行停止後の3年間のうちに5年の時効を迎えたものを加えると53.5%となりまして、過半数につきましては、地方税法で定められた手続である滞納処分の執行停止に関わるものとなっております。

山田委員 丁寧な答弁をいただきました。世間で言われているように、103万円の壁ということで、私が税理士になって35年以上たちますけど、基礎控除額の38万円はほとんど変わっていない。給与所得控除額が65万円で、基礎控除と合わせて103万になるわけですけど、2020年に基礎控除が48万となり10万上がったと思いましたが、今度は給与所得控除を10万下げて55万になり、103万円の壁はいまだにあるわけですけど、ただ、これは国税の所得税の話であって、実際、地方税はさらに5万円ぐらい基礎控除が低いですから、どうしても住民税が課税される。これを今から少し上げていくということになれば、幅広く課税してきたものの、今後税収が少なくなるということで、各知事会などで、178万に上げられたら困るという議論になっていくわけでありまして。今後もその徴収に対してしっかりやっていく上で、どんな取組を考えているのか、最後にお伺いをしたいと思います。

森山税務課長 個人県民税における徴収対策といたしまして、個人県民税と個人の市町村民税を併せた個人住民税の徴収権につきましては、原則として市町村にあることから、県では、県内全市町村と共同で、先ほど委員が御指摘されたとおり、山梨県地方税滞納整理推進機構を設立しておりまして、市町村税の滞納整理の促進と市町村職員の滞納整理技術の向上に取り組んでおります。

具体的には、県職員を市町村に派遣し、派遣先の市町村職員とともに滞納整理を行い、市町村職員の滞納整理に関する知識、それから技術の向上を図るとともに、派遣先市町村の徴収対策の支援を行っています。

派遣につきましては、今年度は北杜市へ1年間、職員2名を常駐で派遣するとともに、要望があり次第、適宜職員を派遣し滞納整理を支援する随時派遣を、今年度は9月末までで延べ32回行って、市町村の徴収を支援しています。

また、市町村から派遣された職員を県税事務所で受け入れ、OJTを通じた実践的な経験を積んでいただくことで、徴収技術の向上を図るとともに、地方税法の規定に基づいて、個人住民税の滞納案件の徴収を市町村から県が引き継いで、県が滞納整理を行うことで困難案件整理の推進を図っています。

それから、機構では各事業を通じて現年課税の早期滞納整理を推進しておりまして、滞納の早期解消に取り組んでおります。

今後も市町村と連携した取組を継続して行い、収入未済額の縮減を図るとともに、不納欠損とならないよう取り組んでまいります。

山田委員 滞納整理推進機構が非常に効果を発揮していると、私も思います。機構ができた以降、15年前から格段に収入未済や不納欠損が減ったと思っておりますので、今後も継続をお願いして、質問を終わりたいと思います。

（書店の振興について）

藤本委員 参考資料の中から、書店の振興について幾つか伺います。

地域にある知の宝庫、地元のインフラである書店を通じて、県内のあらゆる機関が公的に仕入れる本や資料を増やすことは、本との出会いの場を維持し、読書環境の充実のための書店の振興に向けて大変重要だと考えます。

県外を見ると、インターネットでの通販の普及を背景に書店の数自体が減り、沖縄県、長野県、奈良県の3県では、書店ゼロの市町村が過半を占めています。また、書店が1店舗あるだけの市町村、いわゆる無書店予備軍は343自治体に上り、書店ゼロと合わせると47.4%に達しています。

初めに、令和5年度、県庁内の本庁及び出先機関が、地元の書店を通じて購入した書籍はどの程度なのか、伺います。

石合管理課長 物品の調達につきましては、県内中小企業者の受注機会を確保するよう全庁に通知しておりまして、受注機会の増大に努めています。

県庁における図書をはじめとした物品の調達につきましては、物品調達管理システムによる調達に加えまして、当課では把握できない支出負担行為での調達が若干量ございます。

物品調達管理システムにおける金額ベースのデータでは、本庁につきましては約5百万円で、割合では約7割、出先につきましては約1億1,700万円で、割合では約8割が、全体の図書購入金額に対する県内書店での購入割合となっています。

藤本委員 次に、令和5年度に県立図書館が地元の書店を通じて購入した書籍はどの程度なのか、伺います。

古屋生涯学習課長 県立図書館においては、約95%以上を県内の書店を通じて購入しております。

藤本委員 加えて、令和5年度に県立高校が地元の書店を通じて購入された書籍はどの程度なのか、お伺

いします。

渡邊高校教育課長 県立学校においては、教科書や指導書を除くと、約91%を県内の書店を通じて購入してございます。

藤本委員 引き続き、県としまして、公的機関においては、できる限り地元の書店を通じて仕入れる本や資料を増やすことを願います。

（デジタル技術を活用した課題解決能力の育成について）

飯島（力）委員 主要施策成果説明書の39ページ、若年層の公益的活動への参画の促進・支援における中高生PBLプログラムの開催についてであります。

社会の変化が激しい現在においては、子供たちがデジタル技術を用いながら、日常生活や社会の課題を解決する素養や力を身につけていくことは極めて重要と考えます。

県教育委員会では、ICTを活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びによって、子供たちの主体性に取り組む姿勢を育み、また、課題解決型の学習を積極的に導入していると承知しています。

そこでまず、令和5年度に実施した、デジタル技術を活用した中高生PBLプログラムの内容について伺います。

渡邊高校教育課長 本事業では、中高生が自ら設定した地域の課題について、グループで協働しながら、アプリなどのプロダクトを開発して、課題解決を図るワークショップを開催しました。

具体的には、暮らし、観光、産業の3つの分野における山梨県の現状と課題について、県担当者からの説明、インタビューを通じて課題を発見、設定し、デジタル技術を活用した解決策の提案を行いました。

飯島（力）委員 次に、プログラムを通して、参加した中高生からの意見や効果について伺います。

渡邊高校教育課長 参加した生徒からは、「今回獲得したスキルや知識を生かして、周りに貢献できるよう努力していきたい」「DXに関わる知識を広く深く学んでいきたい」「地域活動に積極的に参加することで、山梨の未来に貢献したい」などの意見がありました。

このプログラムを通じて、デジタルスキルの有用性と地域課題解決への意欲が向上したとするアンケート結果が出ており、一定の事業効果があったと考えております。

飯島（力）委員 最後に、未来を生きる子供たちに必要な力を育むことで、探究的な学びの機会の充実に向け、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

渡邊高校教育課長 県立学校では、地域の特色に応じた探究課題を設定し、民間企業や地域の協力を得ながら、教科を横断した学びを実践しています。

また、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、

I C Tは必要不可欠とされています。

今後も、これまでの実践とI C Tとを最適に組み合わせることで、未来の社会を担う人材の育成に取り組んでまいります。

飯島（力）委員 急激に変化する時代を生き抜く子供たちに、実践的な問題解決能力と新たな価値観を生み出す力を培うためには、自ら課題を発見し、解決に向け主体的に取り組む探究的な学びを充実させることが求められています。今後も、本県の未来を担う子供たちのために、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

（少人数教育の推進について）

石原委員 主要成果説明書144ページにある、25人を基本とする少人数の教育の推進についてお伺いいたします。

令和3年度に25人学級を1年生に導入してから4年目となりますが、この本県が誇る施策をさらに推進していくためには、施策の効果をしっかりと検証していくことが大切であると思いますが、少人数教育に関わる効果検証はどのように行われているのか、お伺いいたします。

小池義務教育課長 効果検証については、25人学級導入前と導入後の学年を対象に、非認知能力の面と学力の面から調査を実施し、比較分析をしています。具体的には、児童への質問調査や学力調査、また、学級担任、学校長を対象としたアンケート調査を実施しています。

効果の検証は、長期的に分析する必要があり、25人学級を導入した学級の児童が6年生になるまで継続して行う予定でございます。

石原委員 本県においては、25人学級の影響が及ばない小規模の学校にも支援をしているとのことですが、小規模校において特色のある教育活動を実施する市町村への支援はどのように行ったのか、お伺いいたします。

小池義務教育課長 25人学級の影響が及ばない市町村には、例えば、子供が主体となる探究活動や、地域の自然を生かした体験活動など、市町村が実施する特色ある教育活動に対し、所要額の最大6分の5を補助しております。

また、その取組が全県に広がるように、フォーラムやホームページを通じて県内市町村へ発信しています。

石原委員 今後も、少人数教育の推進とともに、各市町村の特色のある取組を支援し、本県の子供たち一人一人の可能性を最大限に発揮できる教育環境の充実を図ってもらいたいと思います。

（持続可能な財政運営について）

臼井委員 主要施策成果説明書216ページ、持続可能な財政運営について、何点かお伺いいたします。

ここには、徹底した歳出の見直しによる財源の重点的・効率的な配分をすること、そして、国からの補助金や有利な地方債を積極的に活用することを掲げていまして、県負担を抑制する財政

運営に努めたと記載されております。

午前中、知事政策局に対しまして、同じ216ページで効果的・効率的な行政運営についてという項目において、多少似通ったやり取りを行わせていただいたところであります。

本来ならば、同じタイミングで質問がやり取りできるのが一番よかったのかもしれませんが、グループが分かれてしまっていることもありまして、このような形で2つに分けて質問させていただいています。

総じて、都心部を除く多くの地方自治体では、やはり人口減少、そして、地域経済が非常に低迷しているということで、財政的な課題というのは非常に多く抱えているのではないかと見るのが現実的であろうと思っています。

ですから、当然工夫をしながら国から様々な補助を受けることは、必要不可欠であろうと考えます。

しかしながら、令和5年度の決算内容を見ますと、歳出における予算現額6,563億円余に対して、不用額が320億円余となっています。大体5%ぐらいで、とても大きい数字だと思っています。

なぜ不用額となったのかという理由は、特にしっかりと示されてはいないと思いますけれども、まず、これだけの不用額が生じた要因をどのように分析しているのか伺います。

三科出納局次長 令和5年度の歳出決算における不用額の主なものですが、商工費で100億円余、民生費で65億円余、衛生費で48億円余となっております。

その主な要因といたしましては、中小企業の資金繰りを支援するための貸付金、あるいは感染症対策など、不測の財政支出の事態に備えまして、十分な予算を確保した上で必要な事業を行った結果、不用額が生じたものであります。

なお、令和5年度の不用額を前年度と比較しますと、54.2%の大幅減となっております。

臼井委員 内容は大体理解させていただきました。状況によって、不用額も大きく金額が変わってくるとのことだと思っています。

確かに感染症の問題は、令和5年度については御説明いただいたとおりだと思っており、また、商工関係のものも同様だと思っていますので、理解させていただきました。

これまでの決算を振り返ってみても、毎年のように多くの不用額が生じていると感じています。

今申し上げたように、令和5年度に320億円余の不用額が生じている状況の中で、現行の方針あるいは今後の方針も含めて、県が今後どのような財政運営を行っていくのか伺います。

行村財政課長 先ほどの答弁にありましたとおり、不用が生じる事業の中には、中小企業の資金繰りの支援の貸付金や、感染症対策のように不測の財政支出に備えまして、年度末までの十分な予算額の確保が必要な事業もあるということも御理解いただきたいところではございます。

こういったものについては、精緻な推計を行いつつも、ある程度余裕を持った予算額の計上が必要と考えております。

一方で、予算編成段階におきまして、必要性や適正な規模等については、今後も含めてさらなる精査に努めるとともに、執行段階でも、経費の節減など一層の効率化を図ることも重要かと思

っております。

いずれにいたしましても、御議決いただきました予算額の範囲で最大の事業効果を上げられるよう努めてまいりたいと考えております。

臼井委員 予算は効果のあるものに対して使っていくべきであり、予算として計上したものの、使わなくて残ったものは必要性がなくなったということで、不用額というはある一定割合で生じてくるものだと思いますが、非常に額が大きかったものですから、全体論としてお話を伺わせていただきました。

次に、持続可能な財政運営を行う上でも、肝とも言えるような事業として、事務事業あるいは県単独補助金の見直しを行っていますけれども、具体的な取組の内容とその成果を伺います。

行村財政課長 事務事業・県単独補助金の見直しにつきましては、常に変化する社会のニーズや、国、市町村等との役割分担を踏まえまして、予算編成の過程におきまして、実施事業における県の関与の在り方や費用対効果につきましては、改めて検討するものでございます。

令和5年度につきましては、201件の事業の廃止、縮減等を行いました。

具体的な成果といたしましては、外部委託をしておりましたが、ノウハウの蓄積により直営での実施が可能となった二拠点居住誘致推進事業費の廃止に伴う2,800万円余の事業費削減、県単独補助金を国補対象に組み替えたことによるがんゲノム医療推進事業費補助金の6百万円余の削減などでございます。

結果といたしまして、事業費全体では10億6,200万円余の削減、一般財源ベースで4億6,400万円余の経費削減につながったところでございます。

臼井委員 しっかりとそういった削減、見直しなどを行うことで、非常に大きな効果が生まれていることを理解させていただきました。

一方で、今後の地方自治体の将来を考えていきますと、単に歳出を抑制するという意味だけではなくて、時には本県の成長・発展に必要な施策あるいは事業に対しては、積極的に財政出動を図るべきであろうと考えております。

これは、あくまでバランスが非常に必要だと考えておりますけれども、その点について県の見解を伺います。

行村財政課長 議員御指摘のとおり、県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなしの実現に向けまして、本県の成長・発展に資する事業については積極的な計上が必要と考えております。

本県の県債残高が依然として9千億円を超える財政状況でございまして、また、人的資源にも限りがあるため、これらの資源を集中的に投下するべく、スクラップ・アンド・ビルドや業務効率化に取り組んでまいりたいと考えています。

先ほどの事務事業・県単独補助金の見直しにつきましても、県民ニーズに機敏に対応し、事業の新陳代謝を促す制度として機能しています。

こうした取組の結果、令和6年度当初予算においても、人口減少危機対策や防災・減災対策など、未来の投資に対する積極的な計上が可能になったと考えております。

引き続き、今後も重点的・効率的な配分を行い、山梨の未来を切り開く施策の推進のために、必要かつ十分な予算の確保と、持続可能な財政運営の両立を図ってまいりたいと考えております。

臼井委員 先ほど申しましたように、こういうものはバランスだと思っています。我々も、ともすると、いろいろものにもっとお金をということを書いてしまいがちですけども、ぜひその辺りは建設的にいろいろな意見交換をさせていただきながら、あまりいい言い方かどうか分かりませんが、先立つものは金という言葉もありますから、これからも適切な財政運営をお願い申し上げて、私の質問を終えたいと思います。

（不登校が起こらない教育環境の充実について）

伊藤委員 主要施策成果説明書の147ページの不登校が起こらない教育環境の充実について、お伺いします。

まず、地元の甲斐市でも、身近な地域を見ても、コロナ禍以降、不登校の子供たちを本当に身近に感じています。不登校にも多様なパターンがあり、今後、課題解決するにはとても難しい、ただ、しっかりと解決しなきゃいけない課題と思っています。

まず、令和5年の不登校児童生徒の状況を伺います。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 令和5年度の不登校児童生徒数は2,327人、前年度から273人増加し、過去最多の状況となっております。

伊藤委員 過去最多に増えている状況が確認できました。

次に、不登校のこの結果をどのように捉えているのか、伺います。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 令和5年度の不登校の増加要因においては、様々なものが考えられておりますが、保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、通学やクラス替え等に伴う学校への不適應等が考えられております。

伊藤委員 教職員の児童生徒への対応力を向上させるための研修を行っておりますが、そちらの内容についても伺います。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 山梨県総合教育センターにおいて、教職員を対象に不登校の未然防止のための学級づくり・集団づくり等の研修を行っております。不登校の背景、また、それに対応する支援方法を学ぶ研修等も実施しているところです。

伊藤委員 冒頭お話しさせてもらったように、不登校の原因は様々あるので、研修一つだけで賄えるのか、とても難しいところだと思うんですけども、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、市町村、支援団体との連携を行っておりますけども、そちらの内容を伺います。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 市町村との連携についてお答えいたします。

市町村との連携においては、市町村不登校担当者会、また、市町村教育支援センター連絡会議等を開催する中で、実践発表を通して好事例を共有する中で、支援に役立てるようにしてまいりました。

また、支援団体との連携については、フリースクール等ネットワーク協議会において、フリースクールと学校との連携促進や、フリースクール利用時における指導要録上の出席扱いについて、協議を行いました。

伊藤委員 様々な御努力に本当に感謝いたします。私もまだ子育て世代で、子供が3人いる中で、中学校でもPTA会長をやっております。

やはり忘れてはいけないのは、家庭教育もしっかりやらなければならないという観点もありますので、私もその部分でもしっかりと努力して、共に解決できるように頑張っていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

（令和5年度一般会計の決算状況について）

寺田委員 最初に、令和5年度一般会計の決算状況について、決算審査意見書、また、決算の概況から、全体的な観点でお伺いいたします。

令和5年度の一般会計歳入歳出は共に前年度を下回っておりますが、その主な要因をお伺いいたします。

三科出納局次長 令和5年度決算におきましては、前年度に比べまして歳入、歳出とも7%ほど減少しております。

その主な要因につきましては、コロナ感染症の5類移行による対策事業の段階的な縮小、あるいは観光喚起施策として実施した事業の終了に伴いまして、その財源となります国庫支出金が減少したため、5年ぶりに減少に転じたところであります。

寺田委員 前年度との比較は理解いたしました。

コロナ禍の影響による会計からの脱却という観点からいたしますと、コロナ禍以前の令和元年度と令和5年度との比較は有用に思われますが、当時との比較の御見解をよろしくお願いします。

三科出納局次長 令和5年度の支出済額は、コロナの5類移行の影響によりまして、コロナ対策経費が縮小し、令和4年度に比べて7.2%程度減少したものの、令和元年度に比べますと19.7%の増加となっております。

この主な要因といたしましては、近年の物価高騰に対応した中小企業への資金繰りを支援する商工業振興資金貸付金、あるいは福祉施設等への光熱水費などの支援事業など、県民生活の強靱化に資する施策への支出が挙げられ、県民一人一人に豊かさを届けることに寄与しているものと考えております。

寺田委員 令和元年度と比べると19%の増加というところで、前の2つの質問の御答弁をまとめますと、前年度に比べて一般会計の規模は減少しているが、財政の健全化を担保しつつ、県民への支援、

公共事業等の充実という面では、一般会計全般としては十分な規模を確保したものであったと理解いたしましたが、改めて県の見解をお伺いいたします。

行村財政課長 議員御指摘のとおりかと存じますが、令和5年度につきましては、5類移行に伴う新型コロナウイルス感染症対策事業費の縮減に伴いまして、一般会計の規模は前年度から縮小いたしましたけれども、県政の発展に資する事業、必要な事業につきましては、積極的な予算計上を行ったところでございます。

長崎知事の2期目を迎えた初の本格的政策予算となった6月補正の計上額が500億を超え、肉付け予算としては過去最大の規模となりました。その後の補正につきましても、物価高騰対策や人口減少危機対策、公共事業を中心とする経済対策など、県民生活に直結する諸課題に対し、迅速かつ適切な予算規模での対応が行われたものと判断しております。

こうした積極型の予算編成を行う一方、持続可能な財政運営を目指し、有利な地方債や国庫支出金の活用など、徹底した県負担の抑制に努めたところでございます。

また、執行段階においても、経費の節約に努めたところ、結果として予算編成段階で予定しておりました70億の基金取崩しは全額回避しまして、将来の財政需要に備えた財源の確保も図られたところであり、引き続き持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

寺田委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。6月補正が過去最大だったということも含めて、積極財政も維持しながら健全財政に努めていると。ぜひ引き続き健全財政に努めつつ、必要な施策に十分な財源をしっかりと確保し、県の発展と県民福祉の向上に資する財政運営を行っていただくことを願いまして、次の質問に移りたいと思います。

（不登校対策について）

寺田委員 続いて、不登校対策についてお伺いいたします。

まず、成果説明書147ページ、不登校が起こらない教育環境の充実について、その取組の内容と成果について、簡潔にお伺いいたします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 先ほども申し上げたとおり、不登校が起こらない環境の一つとして、教職員の資質向上のための研修が必要と思われます。総合教育センターにおいて、不登校の未然防止、また、不登校の背景とそれへの対応、支援方法を学ぶ等の研修を実施いたしました。

本課においても、全校種の生徒指導主事やスクールカウンセラーを対象に、不登校児童生徒への支援について研修を実施しております。

また、スクールカウンセラーを県内全ての小中学校に配置しまして、専門的なカウンセリングを実施いたしました。

これらの取組により、不登校の未然防止や早期発見・早期対応につながったことと考えております。

寺田委員 今、取組を御説明いただきましたけれども、実際の不登校児童、そして、生徒数の推移を県はどのように認識しているのか、お伺いいたします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の推移について、お答えいたします。

10年前の数値と比較しまして、小学校では1.9ポイント増加し、2.21%の児童が不登校となっています。

中学校での推移は、4.58ポイント増加し、7.52%の生徒が不登校となっています。

高等学校では0.05ポイント減少し、0.9%の生徒の不登校率となっております。

小中学校においては、令和2年度以降の伸びが大きいことから、コロナ禍の影響による登校に対する意識の変化が大きな要因ではないかと考えております。

寺田委員 御説明いただいたとおり、様々取組されている中でも残念ながら、特に中学校が10年前と比べて大きく増えているということであります。

不登校の児童生徒に対して、昨今は学校への復帰ではなく、社会的自立を促していくというのが、文部科学省も含めた共通認識となっていると承知しています。不登校が起こらない教育環境だけではなく、不登校児童生徒への支援という観点が必要だと思いますが、この点についての御見解、併せて成果説明書85ページの居場所の確保や支援の充実という施策には、予算が記載されておりましたが、その理由も含めてお伺いいたします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 議員御指摘のとおり、不登校児童生徒への支援という視点は大変重要であることから、県といたしましては、市町村教育支援センターやフリースクールとの連携を強化し、不登校児童生徒の多様な学びの場の充実に努めております。

なお、御指摘いただきました85ページの施策に関わる費用に関しては、先進校視察のための旅費のみになりますので、既定経費で対応したため、予算額としては記載しておりません。

寺田委員 経費は計上していないけれども、取組として多様な学びの場についてももしっかり取り組んでいるということは確認できました。

ただ、不登校に関しては、学校の環境を充実させるのか、別の居場所づくりか、いろいろな考えもある中で、令和5年度に不登校に関する様々な会議が行われていると思います。

不登校対策について、県としてどのような方針に基づいて、どのような施策を実施し、どの事業を重点的に取り組むことになったのか、また、そういった会議の成果等をまとめたものや、研究、評価したもの、また、新たな取組や事業計画などを策定した資料はあるのか、そういったことも含めてお伺いいたします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 不登校支援については、山梨県総合計画及び山梨県教育振興基本計画2021年度改定版に基づき、施策を実施しているところです。重点的に取り組む事業を総合計画の中で示しています。

なお、それぞれの会議は、主として情報共有を目的としているところですが、会議での市町村等の意見を参考に、出席扱い等に関するガイドラインを策定しました。

寺田委員 不登校対策は、学校現場や学校以外で、直接の児童生徒や御家庭、そしてまた市町村との連携など、様々対応していかなければいけない中で、ぜひ引き続き、現場の先生方をはじめ、関係の皆様様のこれまでの御尽力は十分承知しておりますけれども、その上でさらに子供たちの未来のためにも、子供を取り巻く社会全体で協力しながらよりよい方向に進んでいくことを願い、期待申し上げます。質問を終わらせていただきます。

（青少年のスポーツ振興の環境整備について）

清水委員 成果説明書203ページの青少年のスポーツ振興の環境整備についてでございます。

まず、山梨県地域クラブ活動推進連絡会議についてでありますけれども、この会議はどのようなメンバーで構成され、令和5年度にどのような内容が審議され何が決定されたのか、お尋ねいたします。

花輪保健体育課長 公立中学校で行われている部活動につきまして、まず休日から地域に移行していこうという取組の中で、山梨県地域クラブ活動推進連絡会を立ち上げ、検討しています。

構成員につきましては、学識経験者、それから教育関係団体、スポーツ・文化関係団体、市町村関係者の4分野から13名、それから県の関係する各課から7名、計20名のメンバーで構成されております。

また、昨年度、この会議につきましては、3回開催しました。7月、11月、2月に開催しまして、参加した委員の方から専門的な意見をいただき、地域クラブ活動に関する市町村の体制整備について、県が伴走支援するための方策を検討する際の参考としております。

具体的には、山梨県における地域移行の方向性について、山梨県学校部活動及び山梨地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定、それから県の指導者人材バンクシステムの運用、さらに令和6年度の取組の方向性などについて、様々、多くの意見をいただき、参考としているところです。

清水委員 次に、県総括コーディネーターについてお尋ねします。

このコーディネーターとは、どのようなスキルを持った人で、この人たちの具体的な活動実績についてお尋ねいたします。

花輪保健体育課長 県総括コーディネーターにつきましては、地域移行に関しまして、専門的な見地から地域の市町村等に指導・助言する立場の方でございます。

県の特別非常勤職員として、地域移行に関しまして、制度設計、国や県の動向等を熟知していること、地域移行に関わる教育行政、スポーツ関係者との円滑な連絡調整や市町村での体制整備などについて、専門的な見地から指導を行えるスキルを持っている方を現在委嘱しております。

令和5年度からは、県教委事務局でも勤務経験があり、保健体育科の教員であり、校長職で退職した方を1名配置しています。

また、昨年度の具体的な活動実績につきましては、地域クラブ活動への移行に関わるための市町村の担当者会議等を年数回開催しておりますが、そこにおける指導・助言や、そのための専門的な資料の作成、あるいは県のスポーツ指導者協議会の研修会等で、地域移行に関する理念の

周知等の講師などを行うなど、各研修会で講師役として活躍をしていただいております。

特に、全市町村を訪問しまして、市町村の担当者等に向けて地域移行についての理念を周知したり、それぞれの地域の課題について聞き取りを行うとともに、地域の実情に応じた体制整備について、指導・助言等を行っています。

清水委員 最後になりますけども、スポカルやまなしについてお尋ねします。このスポカルやまなしには、どのような種目に何人登録されていて、この人たちについてどのような活動実績が令和5年にあったのか、お尋ねいたします。

花輪保健体育課長 スポカルやまなしは、地域クラブにおいて指導をしていただける人材を確保するための人材バンクシステムとして設置しています。

指導を希望する人材と、指導を受け入れたい市町村との情報提供を図るなど、そういったマッチングを図って、適材適所で指導者を市町村と結びつけるためのシステムでございます。

なお、本年3月に運用を開始したところでございますので、今現在の登録人数等について御説明申し上げます。

今日現在、登録者数につきましては、全体で739名、うち運動系46種目に669名、文化系32種目に25名、運動・文化両方に45名が登録しています。

なお、種目につきましては、運動系については、サッカー、陸上競技、バスケットボール、バレーボール、野球等の登録者が多い傾向がございます。文化系につきましては、吹奏楽、書道、あるいはeスポーツの登録者もございます。

なお、引き続き人材バンクシステムの周知を図りながら、登録者が多くなりますよう、様々なところに働きかけを行っていく所存でございます。

清水委員 丁寧な回答、ありがとうございました。スポーツが持つ力は計り知れないものがあります。これからスポーツ振興の環境整備について、より御尽力いただけますことを御期待申し上げて、私の質問を終わります。

（不登校が起こらない教育環境の充実について）

古屋委員 歳入歳出決算審査書の147ページ関連、教の5に関して質問いたします。

不登校対策でございますが、既にさきに同僚議員が2名ほど質問しておりますから、重複するところについては省きたいと思います。

そこで、審査意見書の②、学校の取組、教育委員会の取組など、関係者が一体となって教育相談体制の充実を図られたということでございますが、具体的にどのような充実策を図られたのか、1点だけお聞きしたいと思います。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 先ほどと重なる部分もございますが、教員の資質向上をまず念頭に置きまして、山梨県総合教育センター、また、本課においても、資質向上のための子供理解や支援に関わる研修を行いました。

また、スクールカウンセラーの専門性を生かすための施策として、県内の全ての公立小中学校

へ配置を行うとともに、その専門性に基づいた助言を各学校に行っています。

これらの取組によりまして、不登校の未然防止や、早期発見・早期対応につながる取組を連携して行ってきました。

古屋委員 先ほどもありましたが、3年間で646名ほどであり、約40%増加しているわけであります。もちろんコロナなど、いろいろな状況があり一朝一夕にはいかないと思いますけど、ぜひ丁寧に対応していただいて、この数字が来年度は下がるように御努力をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

（人事管理費について）

古屋委員 次に説明資料、総6の104ページ関連、人事管理について質問をいたします。

一つは、令和5年度の退職者数をまずお聞きしたいと思います。この内容については、定年退職及び中途採用を含めての数字でお願いしたいと思います。

三井総務部次長 現在、定年年齢の段階的な引上げが行われておりまして、昨年度末には定年退職が61歳に引き上げられていましたので、基本的には定年退職者はいないのですが、警察官と教員を除きまして、昨年度に60歳を迎えた職員が110名おり、その状況について説明させていただきます。61歳まで引き続き正規職員として勤務する方が59名、短時間の勤務をする方が16名、退職をした方は35名となっております。

また、年度中途を含めまして、59歳以下で退職した方につきましては、77名となっております。

古屋委員 実は総務委員会でも、私、質問しているわけですが、令和4年度の中途退職者が63名、今年度が77名ということで、心配するほど中途採用者の数が増えているわけでありますけど、近年、若手の中途退職者が、令和3年から令和5年にかけて約2倍に上がっているわけであります。40名から77名に増加ということでございますけど、この受け止め方について県はどのように感じているのか、また、他県の状況がもしお分かりのようでしたら、その状況についても御説明いただきたいと思います。

三井総務部次長 令和5年度の中途退職者の全国集計はまだ出てございませんが、令和4年度までの傾向を見る限りは、本県同様、全国的にも増加の傾向にございます。9月に関東ブロックの会議が開催されまして、その中でも各県とも同様の状況であることが、課題として認識されたところでございます。

近年、自治体職員に限らず、民間企業においても人材の流動化が高まっています。組織の力を低下させないためにも、中途退職を抑制するための取組を推進していくことが重要だと考えております。

古屋委員 まさにそのとおりに思っております。本年度の採用の正確な数字は覚えておりませんが、せっかく採用しても、採用する約半分近くが退職ということで、さあこれから仕事をやらしてもらおう

という30代から40代ぐらいにかけて退職者が多いという話を、以前聞いたわけであります。そういった中途退職に対する対策、あるいは人材育成、職場環境整備など、県は、具体的な実行策をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

三井総務部次長 中途退職者を抑制するためには、全ての世代の職員が、高いモチベーションを保ちながら職務を遂行する環境を構築することが必要だと考えています。

そのための取組の一つとして、職員のチャレンジへの支援を行ってございます。本年度、MBA取得研修プログラムを創設いたしました。現在2名の候補者が大学院の試験にチャレンジしています。

また同じく、困難な業務に従事する職員を適切に評価するため、人事評価制度を活用して、成績優秀者を部局長の裁量により選出できる部局裁量枠を新設しまして、職員の頑張りに応えることができるものとしたしました。

2つ目の取組として、職員の多様な働き方への支援も行っています。テレワークの推進や、男性職員の育児休業促進を行うとともに、復職支援選考採用の制度も引き続き実施しております。現在、本年度3期目ということで、募集をしています。

行政課題が複雑多様化する中で、全ての職員が心身の健康やワーク・ライフ・バランスを保ちつつ、やりがいを持って職務に従事できる環境が整備できるよう、さらなる検討をしているところですが、その実現に向けた取組を一步一步着実に進めていきたいと考えています。

古屋委員 先ほど言いましたようにモチベーションアップは大事だと思っております。同じ仕事をしていても、頑張っている人、頑張らない人がいるわけでありますから、民間企業と同様、しっかりその辺りの評価を取り入れながら、県で働いて一生懸命やってよかったという感覚を持ちながら長く勤めていただくことが、県民にとっても一番いいと思います。

ぜひ、そういった意味でも、人材育成にしっかり努めていただくと同時に、職場環境について大手の民間を見ていただいて、働きやすい職場環境の研究もしていただきたいと思います。これは要望です。

（財政関係について）

古屋委員 最後に、歳入歳出決算審査意見書の3ページ及び5ページ、財政関係について質問いたします。ここでは、自主財源の確立に向けての質問であります。

審査意見書に記載のとおり、本年度の自主財源の割合が46.2%、依存度が54%ということで、これにつきましては、私も県議会に来て先輩議員の御指導もいただきながら、地下水への課税問題を含めて、いろいろ議会の中でも議論して、成立するまでは至っていないわけであります。一方で、今、国政の中では、例の103万円の壁の解消問題などが議論されていて、この間の新聞でも、導入することによって県分の減収が115億円ぐらい出てくるということで、山梨県の場合はこういったことが……。

水岸委員長 時間がありません。

古屋委員 ということです、できれば記載があるところの質問を答えていただければありがたいと思います。

中村財源確保・資産活用推進課長 産業の振興など本県発展のための施策の推進は非常に重要であり、その取組を着実に推進するため、県では全庁を挙げて自主財源の確保に取り組んでおります。

 具体的には、財源確保対策基本方針に基づき、公有財産の有効活用の推進、新たな税外収入確保策の創出、その他歳入の確保の3つの観点から自主財源の確保に取り組んでおります。

 1つ目の公有財産の有効活用の推進については、未利用財産の周知を図る中で売却などを推進しており、令和5年度は旧総合福祉センターかえで荘跡地などの未利用地5件を売却し、1億805万円の収入となりました。

 2つ目の新たな税外収入確保策の創出については、ふるさと納税を推進し、募集サイトの拡充や新たな返礼品の開発により、寄附受入額の増加を図っております。

 また、令和5年度は企業版ふるさと納税の推進に力を入れ、庁内関係所属で構成するプロジェクトチームを設置するとともに、企業訪問により制度の周知や寄附の働きかけを行い、件数、金額とも過去最高の13件1億4,395万円の寄附を頂きました。

 3つ目のその他歳入の確保については、法人県民税法人割の超過課税や県独自の森林環境税を導入しています。

森山税務課長 地下水の課税についてお話がございましたが、地下水に着目した法定外普通税のさらなる検討につきましましては、会派ごとに異なる意見をいただいている状況にございまして、県といたしましては、議会としてのまとまった意思決定をお待ちしているという状況にございます。

 (統合型校務支援システムについて)

菅野委員 決算資料、教8ページ、主要成果説明書146ページ、統合型校務支援システムについて伺います。

 令和2年に導入された統合型校務支援システムに関して、令和5年度調達仕様書作成支援業務委託について一般入札が行われました。業務委託の内容と落札した事業者について伺います。

小池義務教育課長 業務委託の内容については、現行のシステムを更新するに当たり、次期システムの仕様書案を作成するものでございます。

 また、落札した事業者については、現行の校務支援システムを開発した業者でございます。

菅野委員 関係する業務内容について、既存のシステムを取り扱う事業者が落札したとすれば、次期システム導入の際も有利になるのではないかと考えますが、認識を伺います。

小池義務教育課長 今回の一般入札は、次期システムの仕様書案に係るものでありまして、その案をたたき台として県で仕様書を作成するものでございます。作成に当たっては、他の複数の業者から情報提供の機会を設けています。現行のシステムを取り扱う事業者が有利になることはございません。

菅野委員 部局審査でも確認をしましたが、この入札については、最低額が1万円で最高額が900万円と金額の差が大きく、最低額で入札した事業者は、現在の校務支援システムを取り扱う会社でした。

今回は、最低入札額を設定していなかったということでしたが、業務内容に対する価格設定の妥当性ととも、1万円という金額で本当に適正な業務が行われるのか、また入札が適正に行われていたのか、県民に疑念を持たれない対応が求められていると考えます。

（不登校児童生徒の数の推移等について）

飯島（修）委員 既に複数の委員から類似した質問項目がありましたので、それ以外の項目についてお伺いしたいと思います。不登校児童生徒の関係です。そもそも不登校の定義をお伺いします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 不登校の定義についてですが、不登校とは、病気や経済的な理由を除いて、何らかの要因によって登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した児童生徒と定義をされております。

飯島（修）委員 年間30日以上ということでありますけれども、年間90日以上という割合が非常に増えているという情報があります。不登校の低年齢化と長期化をととても心配しています。

教育委員会の皆さん方には、日頃から御尽力いただいておりますけれども、さらに感性を磨いて、全ての子供に出番と居場所のある環境をつくっていただきたいということを強くお願いして、質問を終わります。

※認第1号 令和5年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討論

菅野委員 認第1号議案令和5年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算のうち、一般会計の決算について、認定できないことから、反対の討論を行います。

総括質疑を通じて明らかになった主な内容について、反対理由を述べます。

まず一つは、業務委託公募型プロポーザルについてです。

同一の企業に複数の事業を複数年にわたって業務委託し、過去3年間だけで4億円以上をかけるといふ異常な実態が明らかになりました。審査委員会の審査票からも公平性が疑われるコメントが見受けられるなど、委託先の選定が適正に行われているのか疑問が払拭できず、県の事業として容認することはできません。

次に、重心電子決済モデル事業においては、3年目に突入してもなお、利用者もシステム導入事業所もほとんど増えていません。利用者やシステム導入事業所を増やすと言いながら、目標も立てずに事業を進めてきたという事実もさることながら、この事業の対象となる重度障害者の99%が電子決済システムを活用できない時点で、システム導入による効果を検証する以前の問題であり、認められません。

最後に、富士山登山鉄道官民連携方策検討調査業務については、質疑の中で指摘したように、

技術的課題についての中間報告が出される前から、LRT先行で、不確定な話をあたかも実現可能なように発信してきたことは問題です。

以上のことから、決算認定に反対します。

河西委員

私は、認第1号議案令和5年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件について、認定することに賛成の立場から討論を行います。

令和5年度の決算につきましては、一般会計において、新型コロナウイルス感染症の5類移行による感染症対策事業の段階的な縮小と、それに伴う国庫補助金の減少などにより、歳入歳出とも5年ぶりの減少となりました。

歳入面では、感染症対策に要する国庫支出金の減少などにより、決算額は、前年度に比べ431億円余の減少、歳出面では、感染症対策の縮小やコロナ禍における観光喚起施策の終了による衛生費や商工費の減少などにより、決算額は前年度に比べ424億円余の減少となりました。

この結果、実質収支は55億円余の黒字、実質単年度収支は36億円余の赤字となりました。

このような状況であります。執行部においては、財政を効率的に運営するため、事務事業の不断の見直しによる経費の削減や税の収納効率向上などにより、自主財源の確保とその重点的・効率的な配分に努めていると考えます。

また、令和5年度における財政の弾力性を示す経常収支比率は88.7%と、前年度に比べ0.7ポイント減少するなど改善が見られました。

一方、地方財政の将来に目を向けますと、長引く物価高騰に加え、高齢化に伴う社会保障関係費の増加や頻発する災害に備えた県土強靱化対策の推進など、今後も財政需要は拡大するものと見込まれます。

こうした中、主要3基金については、令和5年度末残高が1,004億円余で、このうち財政調整基金の残高は262億円余となっており、本県は全国24位と中位にあるものの、大規模災害の発生や経済不況などの不測の事態により生ずる財源不足の対応等のため、今後も適切に基金残高を確保するとともに、財政状況を勘案して活用することとしております。

さらに、県債の繰上償還を実施するなど、将来的な県民負担の上昇抑制に努めたところであります。

このように、執行部においては、必要な施策を議決予算の目的に沿って、いずれも適切かつ効率的に執行され、県民福祉の向上が図られているものと認められるところであります。

これらのことから、私はこの令和5年度決算につきまして、認定することに賛成するものであります。

以上を申し上げまして、賛成討論といたします。

採決

起立多数で認定すべきものと決定された。

※認第2号

令和5年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討論

なし

採決 全員一致で認定すべきものと決定された。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 水岸 富美男